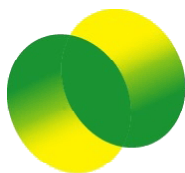


平成19事業年度業務実績報告書

平成20年6月



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

目 次

I 業務の質の向上

1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	1
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価(機関別認証評価)	3
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価(大学機関別認証評価)	5
① 評価体制の整備等	8
② 評価の実施	15
③ 評価の受付	17
④ 評価結果の検証等	18
2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価(短期大学機関別認証評価)	21
① 評価体制の整備等	23
② 評価の実施	26
③ 評価の受付	28
④ 評価結果の検証等	29
3) 高等専門学校等の教育研究等の総合的状況に関する評価(高等専門学校機関別認証評価)	32
① 評価体制の整備等	34
② 評価の実施	39
③ 評価の受付	41
④ 評価結果の検証等	42
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価(専門職大学院認証評価)	45
① 評価体制の整備等	48
② 評価の実施	54
③ 評価の受付	57
④ 評価結果の検証等	59
(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	
(国立大学法人等の教育研究評価)	62
① 評価方法の開発	64
② 評価体制の整備等	66

2 学位授与(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	71
① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況	74
② 専攻区分の見直し及び改正	77
③ 審査組織の整備	79
④ 不合格者に対する不合格理由の通知	82
⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善	83
⑥ 電子申請システムの構築	85
⑦ 試験場の配置	90
⑧ 身体に障害のある者への特別措置	91
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査	93
⑩ 認定を受けた専攻科の水準維持についての審査	95

⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	98
⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査及び外部検証の実施	100
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	102
① 省庁大学校の教育課程の認定審査	105
② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査	106
③ 審査組織の整備	108
④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	110
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況	112
⑥ 省庁大学校修了者に対する学位授与に関する外部検証の実施	116
3 調査及び研究 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	117
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	119
1) 調査研究プロジェクト	120
① 大学評価の手法, 評価指標の研究開発	122
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究	125
③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究	130
④ 大学評価における情報技術 (IT) の活用研究	133
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究	136
2) 研究成果の公表等	139
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	141
1) 調査研究プロジェクト	142
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	144
ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究	147
イ 機構での学位取得後, 1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究	152
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	155
ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究	157
イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究	160
2) 研究成果の公表等	162
4 情報の収集, 整理, 提供	
(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	165
(1) 評価に関する情報の収集, 整理, 提供	168
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集, 整理, 提供	170
① 大学情報データベースシステムによる情報の提供	171
② 大学等から提供された情報の整理・分析	172
③ 各大学等への情報の提供	173
2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報, 評価に関する調査研究資料等の収集, 整理, 提供	174
① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集, 整理, 提供	176
② 国内外の評価機関の情報の収集, 整理, 提供	178
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集, 整理, 提供	181
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集, 整理, 提供	183
⑤ 大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による	

提供	185
(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	
1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について	187
① 科目等履修生制度に関する情報	188
② 認定専攻科に関する情報	189
③ ウェブサイトによる情報提供の充実	190
5 その他上記に関連する業務(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	
(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	191
① 国内の他の評価機関との連携・協力	193
② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築	194
③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築	196
(2) 広報活動の実施	199
① 機構の活動等の積極的発信	200
② ウェブサイトのアクセス	204
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	207
① 評価に関するシンポジウム等の開催	209
② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施	212
③ アンケート調査の実施	214

Ⅱ 業務運営及び財務内容

1 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等	
(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	215
① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織	217
② 評議員会	219
③ 運営委員会	221
(2) 自己点検・評価の実施(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	223
(3) 業務運営の効率化(Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)	226
① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進	227
② ITの積極的な活用	228
③ 競争性を確保した効率的な調達	229

2 財務内容

(1) 財務内容の改善に関する事項(Ⅳ 財務内容の改善に関する事項(中期目標))	230
(2) 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画	
(Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画)	232
(3) 短期借入金の限度額(Ⅳ 短期借入金の限度額)	233
(4) 重要な財産の処分等に関する計画(Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画)	234
(5) 剰余金の使途(Ⅵ 剰余金の使途)	235

3 人事に関する事項

(1) 人事に関する計画(Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	236
---------------------------------------	-----

① 組織体制の整備及び職員の適正配置	238
② 研修等の実施状況	239
③ 教員採用の公募	241
(2) 人員に係る指標(Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	242
(別紙) 平成19年度 予算	
(別紙) 平成19年度 収支計画	
(別紙) 平成19年度 資金計画	

I 業務の質の向上

I - 1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

1 実施状況

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が実施する評価は、平成16年度から制度化された認証評価や文部科学省国立大学法人評価委員会から要請を受けて行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法を開発し、適切な評価を実施することにより、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくものである。

（1）認証評価

機構が実施する認証評価については、平成16年度に大学、短期大学及び法科大学院が、また平成17年度には高等専門学校について文部科学大臣から認証評価機関として認証され、評価を開始した。大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価の結果については、それぞれ対象機関に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。法科大学院認証評価のうち、開設初年度の入学者が修了する以前に行う予備評価についても、対象法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。

また、様々な分野の専門職大学院が設置されている状況から、総合的な認証評価機関としての観点から、これまでの評価の経験を踏まえ、法科大学院以外の専門職大学院認証評価についても「専門職大学院の評価基準モデル」を平成19年1月にとりまとめ、その検討結果を関係団体等に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載しており、必要に応じて同モデルに関する関係団体等からの相談に対応している。

（2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価（以下、「国立大学法人等の教育研究評価」という。）に関し、機構に設置した「国立大学教育研究評価委員会」（平成16年9月設置）において、平成20年度の評価実施に向けて、評価実施要項、評価作業マニュアル等の整備を行うとともに、文部科学省と協力しながら国立大学法人等の評価担当者への説明会を行った。

また、国立大学教育研究評価委員会の下に、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織を置き、適切な評価実施を行うための体制整備を行った。

2 評価と課題

- （1）大学、短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置し、また法科大学院認証評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を設置した。評価担当者となる専門委員について、各関係団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

さらに、平成21年度以降の評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準等について見直しを行い、文部科学大臣への届出を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については、評価担当者の都合を考慮し、同一プログラムの研修を2回設定するとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった38大学、2短期大学、20高等専門学校及び法科大学院を置く9大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

また、法科大学院認証評価（予備評価）に申請があった3法科大学院について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に予備評価の結果を確定し、対象大学に通知した。

- (3) 平成20年度実施の機関別認証評価の受付については、11大学、2短期大学及び2高等専門学校からの申請を受け付け、法科大学院認証評価の受付については18大学からの申請を受け付けた。また、円滑な申請を促すために、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明等を行った。

- (4) 平成18年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査を行った。

この検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。

また、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。

- (5) 法科大学院以外の専門職大学院に関しては、平成19年1月にとりまとめた「専門職大学院の評価基準モデル」をもとに、必要に応じて関係団体等からの相談に対応した。

- (6) 国立大学法人等の教育研究評価に関しては、平成20年度に向けて、実績報告書作成要領、評価実施要項、評価作業マニュアル等の整備を行うとともに、国立大学法人等の評価担当者への説明会を行った。

また、国立大学教育研究評価委員会の下に、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織を置き、適切な評価実施を行うための体制整備を行った。

評価時に必要となる情報・データの内容の整理や大学情報データベースにより収集したデータの分析等に係る機能の整備を行い、その検討状況について国立大学法人関係者等に対して情報提供した。

I－1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

大学、短期大学、高等専門学校機関別認証評価については、平成19年5～6月開催の各機関別認証評価委員会で委員及び専門委員をそれぞれ分属し、各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置した。

(2) 評価の実施

大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価においては、平成19年6月末に評価対象機関から提出された自己評価書等を評価部会及び財務専門部会等で分析の上、慎重に審議し各意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、対象機関に対し、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び各機関別認証評価委員会において審議の上、平成20年3月開催の各機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成20年3月27日に対象機関及びその設置者に対して当該機関の評価結果を通知した。また、評価結果を「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」、「平成19年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」、「平成19年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成20年度に実施する大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価のため、機構の実施する認証評価を受けていない、すべての大学等に申請要項等の案内を送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施などによる機構の認証評価の趣旨の周知などを行い、大学11校、短期大学2校、高等専門学校2校から認証評価の申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証等

平成18年度に実施する大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検証グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象機関及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行い、その結果として、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。また、外部の有識者で構成される外部検証委員会の資料としても活用した。

2 評価と課題

- (1) 大学、短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会等を設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

平成21年度以降の評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準につい

て見直しを行い、意見照会を経て改訂した。

また、評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

(2) 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった38大学、2短期大学及び20高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 平成20年度実施の認証評価については、11大学、2短期大学及び2高等専門学校の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明を行った。

(4) 平成18年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。

また、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。

I-1-（1） 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1） 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

1 実施状況

（1）評価体制の整備

大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会10部会及び財務専門部会1部会（大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。また、各評価部会間の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等からなる運営小委員会を設置した。

（2）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成19年6月末に各対象大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成20年1月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成20年3月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成20年3月27日に各対象大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（3）評価の受付

平成20年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成19年7月6日付けで依頼文書「平成20年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」、「平成20年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての大学に送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施などによる機構の認証評価の趣旨の周知などを行い、11大学から認証評価の申請を受け付けた。

（4）評価結果の検証等

平成18年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行い、その結果として、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

また、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を

含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。

2 評価と課題

- (1) 大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員についても、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

平成21年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、意見照会を経て改訂した。また、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった38大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象大学からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成20年3月に対象大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てのあった大学については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。

- (3) 平成20年度実施の認証評価の申請については11大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。

平成20年度以降も引き続き、機構の大学機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、大学機関別認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成18年度に認証評価を実施した大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成19年度に実施した評価についても平成19年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

また、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証

委員会の委員 2 人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証を実施した。今後、この結果を踏まえ、認証評価業務の改善及び次期中期計画の策定につなげることとしている。

I-1-(1)-1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成19年度評価における評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び意見申立審査会の設置

平成19年6月、大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する評価部会を10部会設置し、財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を1部会設置した。また、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。さらに、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行う意見申立審査会を設置した。

評価部会及び財務専門部会は、大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成し、運営小委員会は、各評価部会の部会長等で構成し、意見申立審査会は、専門委員で構成した。

なお、専門委員については、平成18年11月に大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成19年2月23日開催の専門委員選考委員会において、「大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、平成19年3月23日開催の運営委員会の議を経て、208人（評価部会88人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員111人）を任命した。

○ 大学機関別認証評価委員会名簿（平成19年6月7日現在）

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
池 端 雪 浦	東京外国語大学長
内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事
北 原 保 雄	日本学生支援機構理事長
木 村 靖 二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○ 小 出 忠 孝	愛知学院大学長
河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長
後 藤 祥 子	日本女子大学長・理事長

小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	前東京都立九段高等学校長
曾 我 直 弘	滋賀県立大学長
舘 昭	桜美林大学教授
檜 崎 憲 二	読売新聞東京本社編集局次長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平 野 眞 一	名古屋大学総長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	公立大学協会相談役
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
◎ 吉 川 弘 之	産業技術総合研究所理事長

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成19年 6 月14, 18日現在）

(第1 部会)		
委 員 専門委員	◎ 赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事，前群馬大学長
	萩 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	○ 河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長，前岡山大学長
	山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
	浅 島 誠	東京大学理事・副学長
	小 俣 政 男	東京大学教授
	○ 鈴 木 昭 憲	前秋田県立大学長，東京大学名誉教授
	曾 田 三 郎	広島大学教授
	玉 井 金 五	大阪市立大学教授
	丹 治 信 春	首都大学東京大学院人文科学研究科長
	○ 丹 保 憲 仁	元北海道大学総長，前放送大学長
	仲 真紀子	北海道大学教授
	野 城 清	大阪大学接合科学研究所長
	堀 正 二	大阪大学教授
	○ 益 田 隆 司	電気通信大学長
	山 内 進	一橋大学理事・副学長
(第2 部会)		
委 員 専門委員	◎ 鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
	萩 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	○ 北 原 保 雄	日本学生支援機構理事長，前筑波大学長
	山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
	荒 牧 軍 治	佐賀大学教授
	上 田 真喜子	大阪市立大学教授
	○ 江 口 吾 朗	学校法人尚絅学園理事長，尚絅大学長，前熊本大学長
	○ 加 藤 紘	前山口大学長
	小 林 康 夫	東京大学教授
	鈴 木 邦 雄	横浜国立大学理事・副学長
	瀧 澤 栄 治	神戸大学教授
	○ 田 中 弘 允	元鹿児島大学長
	利 島 保	県立広島大学理事
	林 英 雄	大阪府立大学教授
	原 文 雄	東京理科大学常務理事・教授
	森 正 人	熊本大学教授
(第3 部会)		
委 員	萩 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授

専門委員	◎	小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
		山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
		阿子島 功	山形大学人文学部長
		阿 南 婦美代	長崎外国語大学教授
	○	荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長，元新潟大学長
		井 本 正 人	高知女子大学教授
		奥 脇 直 也	東京大学教授
		功 刀 滋	京都工芸繊維大学理事・副学長
	○	齋 藤 寛	長崎大学長
		玉 真之介	岩手大学理事・副学長
専門委員	○	道 上 正 規	とっとり政策総合研究センター理事長，前鳥取大学長
		八尾坂 修	九州大学教授
(第4部会)			
専門委員	委 員	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	◎	森 本 尚 武	前信州大学長
		山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
	○	天 岸 祥 光	前静岡大学長
	○	児 嶋 眞 平	前福井大学長
		木 南 英 紀	順天堂大学大学院医学研究科長
	○	近 藤 浩 二	元香川大学長
		犀 川 哲 典	大分大学教授
		坂 本 恒 夫	明治大学教授
		高 田 康 成	東京大学教授
専門委員		對 馬 達 雄	秋田大学教授
		津 田 俊 信	埼玉大学名誉教授
		土 屋 俊	千葉大学副理事・教授
	○	永 田 行 博	前鹿児島大学長
		中 西 久 枝	名古屋大学教授
		松 野 隆 一	石川県立大学教授
(第5部会)			
専門委員	委 員	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	◎	梶 谷 誠	信州大学監事，前電気通信大学長
		山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
		石 塚 勝	富山県立大学教授
		小笠原 昭 彦	名古屋市立大学教授
	○	吉 川 通 彦	前島根大学長
		小 池 裕 子	九州大学教授
	○	佐 野 博 敏	学校法人大妻学院理事長，大妻女子大学長
		篠 塚 英 子	お茶の水女子大学教授
		関 内 隆	東北大学教授
専門委員	○	宮 田 武 雄	茨城県立産業技術短期大学校長，前茨城大学長
(第6部会)			
専門委員	委 員	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	◎	森 正 夫	公立大学協会相談役
		山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
		榎 原 雅 治	東京大学教授
		大 野 眞 男	岩手大学理事・副学長
		川 濱 昇	京都大学教授
		倉 沢 愛 子	慶應義塾大学教授
		櫻 井 久 勝	神戸大学教授

	○ 鈴木康司 武田晴人	日仏会館副理事長，元中央大学長 東京大学教授
(第7部会)		
委員	萩上紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 児玉隆夫	学校法人帝塚山学院学院長，前大阪市立大学長
	山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
専門委員	井田憲一	前橋工科大学副学長
	○ 尾池和夫	京都大学総長
	岡本和夫	東京大学教授
	北村新三	神戸大学名誉教授
	○ 小島陽	長岡技術科学大学長
	○ 西永頌	豊橋技術科学大学長
	西脇信彦	東京農工大学教授
	古山正雄	京都工芸繊維大学理事・副学長
(第8部会)		
委員	◎ 岡本靖正	前東京学芸大学長
	萩上紘一	大学評価・学位授与機構教授
	山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
専門委員	荒尾禎秀	東京学芸大学教授
	梅村佳代	奈良教育大学教授
	○ 大澤健郎	東京学芸大学監事，前上越教育大学長
	加藤澤男	筑波大学教授
	○ 高橋健夫	日本体育大学教授，筑波大学名誉教授
	藤沢謙一郎	信州大学理事・副学長
	○ 松尾祐作	前福岡教育大学長
	○ 溝上泰	前鳴門教育大学長
	○ 村田隆紀	京都工芸繊維大学監事，前京都教育大学長
	○ 横須賀薫	十文字学園女子大学特任教授・学事顧問，前宮城教育大学長
(第9部会)		
委員	萩上紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
	山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
専門委員	金川克子	石川県立看護大学大学院看護学研究科長
	○ 吉川隆一	滋賀医科大学長
	草間朋子	大分県立看護科学大学長
	名川弘一	東京大学教授
	藤田禎三	福島県立医科大学理事・副学長
(第10部会)		
委員	萩上紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 後藤祥子	日本女子大学長・理事長
専門委員	上野谷加代子	同志社大学教授
	久保田紀久枝	お茶の水女子大学教授
	渡辺節夫	青山学院大学教授

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成19年7月11日現在）

委 員	赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
	山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
専門委員	○ 清 水 秀 雄	公認会計士，税理士
	◎ 和 田 義 博	公認会計士，税理士

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 大学機関別認証評価委員会運営小委員会名簿（平成19年9月11日現在）

	赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
	鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
	岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	梶 谷 誠	信州大学監事
	児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長
	後 藤 祥 子	日本女子大学長・理事長
	小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
	福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
	森 正 夫	公立大学協会相談役
	森 本 尚 武	前信州大学長
	山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

（◎＝主査）

○ 大学機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿（平成19年6月7日現在）

	東 市 郎	前函館工業高等専門学校長
	石 弘 光	放送大学長
	佐 藤 弘 毅	目白大学長，目白大学短期大学部学長
	佐 藤 美 穂	元東京都立九段高越学校長
	鶴 見 尚 弘	山梨県立大学長
	吉 本 高 志	大学入試センター理事長
	米 山 宏	前阿南工業高等専門学校長

② 平成20年度評価における評価者の確保等

大学機関別認証評価委員会について，委員の任期が平成20年4月で満了することに伴い，国公立大学の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる後任の委員27人を，平成20年3月18日開催の運営委員会，3月26日開催の評議員会の議を経て選考した。

また，平成20年度評価実施のため，専門委員について平成19年11月に大学関係団体，学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い，平成20年2月14日開催の専門委員選考委員会において，「大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき，対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し，3月18日開催の運営委員会の議を経て，専門委員120人（評価部会23人，財務専門部会2人，意見申立審査会7人，選択的評価事項に係る書面調査担当の委員88人）を選考した。

これを受けて平成20年度開催の大学機関別認証評価委員会において，評価者として大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

(2) 評価体制等の見直し

平成21年度以降の実施の評価に向け、大学評価基準の内容に重複があった観点の整理やより分かりやすい内容となるよう表現等を見直し、関係団体をはじめ広く意見照会を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価担当者の都合も考慮し、平成19年6月14日、18日の2回、同一プログラムで研修会を実施した。

本研修会では、大学評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例をもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成19年6月7日

- ・評価部会の体制等、運営小委員会の体制等、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の検討

第2回 平成20年1月28日

- ・評価結果、評価部会の体制等、大学評価基準の検討

第3回 平成20年3月17日

- ・評価結果、専門委員の選考、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項の検討

○ 大学機関別認証評価委員会運営小委員会の開催状況

第1回 平成19年9月11日

- ・書面調査結果、訪問調査関係依頼事項の調整

第2回 平成19年12月18日

- ・評価結果（原案）の調整

第3回 平成20年3月7日

- ・評価結果（案）の調整

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成19年6月14日（第1部会、第2部会、第4部会、第6部会、第7部会、第8部会、第9部会）、
6月18日（第3部会、第5部会、第10部会）7月11日（財務専門部会）

- ・役割分担（担当大学）の決定

第2回 平成19年8月21日（第2部会、第7部会）、8月23日（第4部会、第5部会）、8月24日（第3部会、財務専門部会）8月27日（第6部会、第8部会）、8月29日（第1部会）、9月3日（第9部会）、9月11日（第10部会）

- ・書面調査による分析結果、訪問調査関係依頼事項の検討

第3回 平成19年12月21日（第5部会）、12月25日（財務専門部会）、12月26日（第3部会、第10部会）、
平成20年1月8日（第7部会、第9部会）、1月9日（第1部会、第4部会）、1月11日（第2部会）、1月15日（第6部会、第8部会）

- ・評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会10部会及び財務専門部会 1 部会をそれぞれ設置した。評価者となる専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、評価部会においては、対象大学の学部構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者など適切な評価者を得ることができた。また、財務専門部会においても、財務会計分野の専門家など適切な評価者を得ることができた。

平成21年度以降の評価の実施に向けて、大学評価基準の見直しを行い、意見照会を経て改訂した。また、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については、評価担当者の都合を考慮し、同一プログラムの研修会を2回設定するとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(1)-1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

② 評価の実施

平成18年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象大学（38校（国立37校，私立1校））

（国立）室蘭工業大学，旭川医科大学，北見工業大学，東北大学，福島大学，千葉大学，東京外国語大学，東京工業大学，一橋大学，横浜国立大学，新潟大学，上越教育大学，金沢大学，山梨大学，信州大学，岐阜大学，浜松医科大学，名古屋大学，愛知教育大学，三重大学，京都大学，大阪教育大学，兵庫教育大学，奈良女子大学，和歌山大学，鳥取大学，岡山大学，鳴門教育大学，愛媛大学，高知大学，九州大学，長崎大学，宮崎大学，鹿児島大学，鹿屋体育大学，総合研究大学院大学，北陸先端科学技術大学院大学
（私立）大妻女子大学

1) 書面調査の実施

平成19年6月末に各対象大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会では1大学5～8人，財務専門部会では1大学4人の委員及び専門委員が，それぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ，評価部会及び財務専門部会各1回をそれぞれ訪問調査実施前の9月までに開催し，分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について，慎重に審議を行った。

なお，対象大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たり，書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については，事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り，書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は，書面調査の結果を踏まえ，書面調査で確認できなかった事項を中心に，平成19年10月上旬から12月中旬にかけて，対象38大学に対してそれぞれ2日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては，対象大学の特性に応じて，1大学当たり評価部会の委員及び専門委員5～8人に加え，機構の教職員若干名が同行した。

なお，対象大学に対しては，訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール，面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し，3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で，対象大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時 刻	事 項
9:00～	大学到着、ミーティング①
9:30～	大学関係者（責任者）との面談
12:00～	昼食・休憩
13:00～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
14:00～	休憩
14:10～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
16:10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
17:20～	ミーティング②
17:50～	休憩
18:00～	学生、卒業（修了生）との面談
19:30～	ミーティング③
第2日目	
時 刻	事 項
9:00～	大学到着、ミーティング④
9:30～	根拠となる資料・データ等の補完的収集（ミーティング⑤含む）
11:30～	昼食・休憩
12:30～	ミーティング⑥
14:30～	休憩
14:40～	大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
16:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、各評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成20年1月に意見の申立ての手續きのため、各対象大学に通知した。その後、申立てのあった3大学について、その内容について再度審議を行い、平成20年3月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成20年3月27日に各対象大学及びその設置者に対して当該大学の評価結果を通知した。

また、平成19年度に実施した評価結果を「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成19年度の認証評価に申請があった38大学について、予定どおり評価を実施した。

評価は、評価担当者間の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学に伝え、その状況等に関し対象大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果をとりまとめることができ、対象大学からの意見の申立てがあったものについては再度審議を行い、評価結果を確定した。

評価結果は、平成20年3月に各対象大学及びその設置者に通知するとともに、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

平成20年度以降も、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施する。

I－1－（１）－１） 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成20年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成20年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成19年7月6日付けで依頼文書「平成20年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」、「平成20年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公立大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成19年5月に全国2ヶ所（東京、大阪）で大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成19年4月に各国公立大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

平成20年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している大学を訪問（13大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な内容の説明を行うなどにより、機構への申請について検討を依頼した。

（２）受付状況

平成20年度大学機関別認証評価は、次の11大学から認証評価の申請を受け付けた。

（国立）宇都宮大学，東京海洋大学，京都工芸繊維大学，神戸大学

（公立）国際教養大学，神奈川県立保健福祉大学，大阪市立大学，尾道大学，
宮崎県立看護大学

（私立）日本社会事業大学，光産業創成大学院大学

2 評価と課題

平成20年度に実施する大学機関別認証評価については、11大学から申請を受け付けた。

申請を促すための取組として、大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレットを作成し、国公立大学等に広く頒布するとともに、ウェブサイトにも掲載した。また、全国2ヶ所で実施した説明会の後、申請を受け付けるまでの間において、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容などについてより積極的に説明を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

④ 評価結果の検証等

平成18年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

平成17年度から実施した認証評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成18年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、平成18年度においては、認証評価を実施した大学が10校（短期大学が1校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成19年3月30日付けで全対象校（10校）に送付した。これに対して、10校すべてから回答があった。

なお、昨年度からの改善点としては、選択式回答項目別の自由記述欄を多く設け、個別事情に対する意見・感想をより多く聴取できるように工夫を図った。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - （１）自己評価について
 - （２）訪問調査等について
 - （３）意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

- (2) 評価作業に費やした労力
- (3) 評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（58人：大学，短期大学）に送付した。これに対して、43人から回答があった。（回収率74%）なお、昨年からの改善点としては、対象校と同様に選択式回答項目別の自由記述欄を多く設けたことに加え、評価実施直後の平成19年1月30日付けでアンケート調査を送付した。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量，スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

① 平成18年度に実施した検証結果のとりまとめ

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を

得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

なお、これらの検証結果については、平成17年度実施分の調査結果と併せ平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年11月に「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者へ送付した。

② 平成19年度に実施した評価結果の検証等

平成19年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成19年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付で評価担当者へ、平成20年3月31日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

(3) 外部検証

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される組織「外部検証委員会」を設置し、その下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価業務について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。

○ 外部検証委員会の開催状況

認証評価に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月10日
	第2回	平成19年10月15日
外部検証委員会	第1回	平成19年12月10日
	第2回	平成20年3月4日

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し、検証結果をとりまとめるとともに、各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより、説明会、研修会の改善、実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

特に、平成21年度実施予定の認証評価基準改正等に当たっての基礎資料としてアンケート結果を活用するなど、認証評価の改善充実のための重要な検討材料となった。

なお、引き続き次年度以降も検証アンケートを行うとともに、今後は各実施年度の検証アンケートの経年データの検証等を行い、認証評価制度の動向への適切な対応に資すること、「外部検証報告書」でも指摘があるとおり、対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等についても検討していくこととしている。

I－1－（１） 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

2） 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

1 実施状況

（１）評価体制の整備

短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会（短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を各１部会設置した。

（２）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成19年６月末に対象短期大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成20年１月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成20年３月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成20年３月27日に対象短期大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成19年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（３）評価の受付

平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成19年７月６日付けで依頼文書「平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての公私立短期大学に送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施などによる機構の認証評価の趣旨の周知などを行い、２短期大学から認証評価の申請を受け付けた。

（４）評価結果の検証等

平成18年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検証グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行い、その結果として、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

また、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者６人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員２人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。

2 評価と課題

- (1) 短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

平成21年度以降の評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、意見照会を経て改訂した。また、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった2短期大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象短期大学からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成20年3月に対象短期大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

- (3) 平成20年度実施の認証評価の申請については2短期大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。

平成20年度以降も引き続き、機構の短期大学機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、短期大学機関別認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成18年度に認証評価を実施した短期大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成19年度に実施した評価についても平成19年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

また、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。今後、この結果を踏まえ、認証評価業務の改善及び次期中期計画の策定につなげることとしている。

I－1－（１）－２） 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

（１）評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成19年度評価における評価部会、財務専門部会及び意見申立審査会の設置

平成19年6月、短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる短期大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する評価部会及び財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を各1部会設置した。さらに、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行う意見申立審査会を設置した。

評価部会及び財務専門部会は、短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成し、意見申立審査会は、専門委員で構成した。

なお、専門委員については、平成18年11月に公私立短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成19年2月23日開催の専門委員選考委員会において、「短期大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、平成19年3月23日開催の運営委員会の議を経て、19人（評価部会2人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員8人）を任命した。

○ 短期大学機関別認証評価委員会名簿（平成19年5月30日現在）

	大 竹 美登利	東京学芸大学教授
	大 塚 雄 作	京都大学教授
	大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学副学長・副理事長
	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	上 條 宏 之	長野県短期大学長
○	岸 井 勇 雄	県立新潟女子短期大学長
	小 館 静 枝	小田原女子短期大学長
	澤 井 昭 男	福島学院大学教授
	清 水 一 彦	筑波大学大学院人間総合科学研究科長
	関 根 秀 和	大阪女学院大学長、大阪女学院短期大学長
	館 昭	桜美林大学教授
	中 留 武 昭	鹿児島県立短期大学長
	平 山 朝 子	岐阜県立看護大学長
◎	森 脇 道 子	自由が丘産能短期大学長
	山 内 昭 人	学校法人山内学園理事長
	山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
	吉 田 文	メディア教育開発センター教授

（◎＝委員長，○＝副委員長）

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成19年6月18日現在）

委員	○ 大 竹 美登利	東京学芸大学教授
	◎ 森 脇 道 子	自由が丘産能短期大学長
	山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
専門委員	雨 宮 照 男	三重短期大学教授
	滝 川 嘉 彦	学校法人滝川学園理事長，名古屋文理大学短期大学部学長

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成19年7月11日現在）

委員	○ 大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学副学長・副理事長
	上 條 宏 之	長野県短期大学長
専門委員	◎ 清 水 秀 雄	公認会計士，税理士
	和 田 義 博	公認会計士，税理士

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 短期大学機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿（平成19年5月30日現在）

	東 市 郎	前函館工業高等専門学校長
	石 弘 光	放送大学長
	佐 藤 弘 毅	目白大学長，目白大学短期大学部学長
	佐 藤 美 穂	元東京都立九段高越学校長
	鶴 見 尚 弘	山梨県立大学長
	吉 本 高 志	大学入試センター理事長
	米 山 宏	前阿南工業高等専門学校長

② 平成20年度評価における評価者の確保等

短期大学機関別認証評価委員会について，委員の任期が平成20年4月で満了することに伴い，公私立短期大学の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる後任の委員17人を，平成20年3月18日開催の運営委員会，3月26日開催の評議員会の議を経て選考した。

また，平成20年度評価実施のため，専門委員について平成19年11月に短期大学関係団体，学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い，平成20年2月13日開催の専門委員選考委員会において，「短期大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき，対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し，3月18日開催の運営委員会の議を経て，専門委員12人（評価部会3人，財務専門部会2人，意見申立審査会7人）を選考した。

これを受けて平成20年度開催の短期大学機関別認証評価委員会において，評価者として短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

（2）評価体制等の見直し

平成21年度以降の実施の評価に向け，短期大学評価基準の内容に重複があった観点の整理やより分かりやすい内容となるよう表現等を見直し，関係団体をはじめ広く意見照会を経た上で改訂した。また，自己評価実施要項，評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が短期大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価担当者の都合も考慮し、平成19年6月14日、18日の2回、同一プログラムでの研修会を設定したが、評価担当者全員の都合が合ったことにより、18日に研修会を実施した。

本研修会では、短期大学評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例をもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 短期大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成19年5月30日

- ・評価部会の体制等，短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準の検討

第2回 平成20年1月21日

- ・評価結果，評価部会の体制等，短期大学評価基準の検討

第3回 平成20年3月17日

- ・評価結果，専門委員の選考，自己評価実施要項，評価実施手引書及び訪問調査実施要項の検討

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成19年6月18日（評価部会），7月11日（財務専門部会）

- ・役割分担（担当短期大学）の決定

第2回 平成19年8月24日（財務専門部会），平成19年9月11日（評価部会）

- ・書面調査による分析結果，訪問調査関係依頼事項の検討

第3回 平成19年12月26日（評価部会），平成19年12月25日（財務専門部会）

- ・評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

短期大学機関別認証評価委員会の下に，評価部会及び財務専門部会をそれぞれ1部会を設置した。評価者となる専門委員については，短期大学関係団体，学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い，評価部会においては，対象短期大学の学科構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者など適切な評価者を得ることができた。また，財務専門部会においても，財務会計分野の専門家など適切な有識者を得ることができた。

平成21年度以降の評価の実施に向け，短期大学評価基準の見直しを行い，意見照会を経て改訂した。また，自己評価実施要項，評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については，評価担当者の都合を考慮し，同一プログラムの研修会を2回設定するとともに，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も短期大学機関別認証評価の目的，内容及び方法等に関して，共通認識を深めるべく，研修内容の一層の充実を図る。

I - 1 - (1) - 2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

② 評価の実施

平成18年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

- 評価対象短期大学（2校（公立1校、私立1校））

（公立）山形県立米沢女子短期大学

（私立）大妻女子大学短期大学部

1) 書面調査の実施

平成19年6月末に各対象短期大学から提出された自己評価書及び根拠資料・データ等について、評価部会では1短期大学5人、財務専門部会では4人の委員及び専門委員がそれぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会各1回をそれぞれ訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象短期大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、平成19年11月上旬～12月上旬に、対象2短期大学に対して2日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては、評価部会の委員及び専門委員5人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象短期大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象短期大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

- 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時 刻	事 項
9:00～	短期大学到着、ミーティング①
9:30～	短期大学関係者（責任者）との面談
12:00～	昼食・休憩
13:00～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
14:00～	休憩
14:10～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
16:10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集

17:20～	ミーティング②
17:50～	休憩
18:00～	学生、卒業（修了生）との面談
18:00～	ミーティング③
第2日目	
時 刻	事 項
9:00～	短期大学到着，ミーティング④
9:30～	根拠となる資料・データ等の補完的収集（ミーティング⑤含む）
11:30～	昼食・休憩
12:30～	ミーティング⑥
14:30～	休憩
14:40～	短期大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
16:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て，評価部会，財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議を行い，評価結果（案）を決定し，平成20年1月に意見の申立ての手續きのため，各対象短期大学に通知し，すべての対象短期大学から意見の申立てがない旨の回答があった。その後，平成20年3月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し，平成20年3月27日に各対象短期大学及びその設置者に対して当該短期大学の評価結果を通知した。

また，平成19年度に実施した評価結果を「平成19年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ，機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成19年度の認証評価に申請があった2短期大学について，予定どおり評価を実施した。

評価は，評価担当者間の情報の共有や共通認識を図りつつ，対象短期大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と，その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また，訪問調査においては書面調査等の結果を対象短期大学に伝え，その状況等に関し対象短期大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査，訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果をとりまとめることができ，対象短期大学からの意見の申立てがなかったことから，評価結果を確定した。

評価結果は，平成20年3月に対象短期大学及びその設置者に通知するとともに，「平成19年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ，機構のウェブサイトに掲載した。

平成20年度以降も，引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ，適切に評価を実施する。

I－1－（１）－２） 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成20年度に実施する評価について、各短期大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成19年7月6日付けで依頼文書「平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての公私立短期大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成19年5月に全国2ヶ所（東京、大阪）で短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各短期大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成19年4月に各公私立短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

平成20年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している短期大学を訪問（1短期大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な説明を行うなどにより、機構への申請について検討を依頼した。

（２）受付状況

平成20年度短期大学機関別認証評価は、次の2短期大学から認証評価の申請を受け付けた。

（公立）秋田公立美術工芸短期大学、大月短期大学

2 評価と課題

平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価について、2短期大学の申請を受け付けた。

申請を促すための取組として、短期大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレットを作成し、公私立短期大学等に広く頒布するとともに、ウェブサイトにも掲載している。また、全国2ヶ所で実施した説明会の後、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容などについてより積極的に説明を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

④ 評価結果の検証等

平成18年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

平成17年度から実施した認証評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成18年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、平成18年度においては、認証評価を実施した短期大学が1校（大学が10校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成19年3月30日付けで対象校（1校）に送付し、回答を得た。

なお、昨年度からの改善点としては、選択式回答項目別の自由記述欄を多く設け、個別事情に対する意見・感想をより多く聴取できるように工夫を図った。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - （１）自己評価について
 - （２）訪問調査等について
 - （３）意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

- (2) 評価作業に費やした労力
- (3) 評価のスケジュールについて
- 4. 説明会・研修会等について
- 5. 評価結果（評価報告書）について
- 6. 評価を受けたことによる効果・影響について
- 7. 評価結果の活用について
- 8. 評価の実施体制について
- 9. その他

＜評価担当者＞

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（58人：大学，短期大学）に送付した。これに対して、43人から回答があった。（回収率74%）なお、昨年からの改善点としては、対象校と同様に選択式回答項目別の自由記述欄を多く設けたことに加え、評価実施直後の平成19年1月30日付けでアンケート調査を送付した。

- 1. 評価基準及び観点について
- 2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
- 3. 研修について
- 4. 評価の作業量，スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
- 5. 評価部会等の運営について
- 6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

① 平成18年度に実施した検証結果のとりまとめ

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を

得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

なお、これらの検証結果については、平成17年度実施分の調査結果と併せ平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年11月に「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者へ送付した。

② 平成19年度に実施した評価結果の検証等

平成19年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成19年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付けで評価担当者へ、平成20年3月31日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

(3) 外部検証

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される組織「外部検証委員会」を設置し、その下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価業務について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。

○ 外部検証委員会の開催状況

認証評価に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月10日
	第2回	平成19年10月15日
外部検証委員会	第1回	平成19年12月10日
	第2回	平成20年3月4日

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し、検証結果をとりまとめるとともに、各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより、説明会、研修会の改善、実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

特に、平成21年度以降の実施予定の認証評価基準改正等に当たっての基礎資料としてアンケート結果を活用するなど、認証評価の改善充実のための重要な検討材料となった。

なお、引き続き次年度以降も検証アンケートを行うとともに、今後は各実施年度の検証アンケートの経年データの検証など認証評価制度の動向に対する適時な対応に資すること、「外部検証報告書」でも指摘があるとおり、対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等についても検討していくこととしている。

I－1－（１） 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

3） 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

1 実施状況

（１）評価体制の整備

高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会3部会及び財務専門部会1部会（高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等からなる運営小委員会を設置した。

（２）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成19年6月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、平成20年1月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成20年3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成20年3月27日に各対象高等専門学校及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成19年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（３）評価の受付

平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のため、平成19年7月6日付けで依頼文書「平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公立私立高等専門学校に送付するとともに、リーフレットの頒布、説明会の実施などによる機構の認証評価の趣旨の周知などを行い、2校から認証評価の申請を受け付けた。

（４）評価結果の検証

平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行い、その結果として、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

また、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を

含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。

2 評価と課題

- (1) 高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった20校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に評価結果を対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

- (3) 平成20年度実施の認証評価の申請については2校からの申請を受け付けた。

平成20年度以降も引き続き、機構の高等専門学校機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、高等専門学校機関別認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成18年度に認証評価を実施した高等専門学校及び評価担当者に対して行ったアンケート調査及びインタビュー調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成19年度に実施した評価についても平成19年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

また、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。今後、この結果を踏まえ、認証評価業務の改善及び次期中期計画の策定につなげることにしている。

I - 1 - (1) - 3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

① 評価体制の整備等

高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成19年度評価における評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び意見申立審査会の設置

平成19年5月、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる高等専門学校の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果(原案)を作成する評価部会を3部会設置し、財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を1部会設置した。また、各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う運営小委員会を設置した。さらに、評価結果(案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行う意見申立審査会を設置した。

評価部会及び財務専門部会は、高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成し、運営小委員会は各評価部会の部会長等で構成し、意見申立審査会は、専門委員で構成した。

なお、専門委員については、平成18年11月に高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成19年2月16日開催の専門委員選考委員会において、「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象高等専門学校の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、平成19年3月23日開催の運営委員会の議を経て、63人(評価部会52人、財務専門部会4人、意見申立審査会7人)を任命した。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会名簿(平成19年5月23日現在)

青 木 恭 介	宮城工業高等専門学校教授・大学評価・学位授与機構客員教授
井 上 雅 弘	佐世保工業高等専門学校長
蕪 木 豊	啓明学園中学校・高等学校校長
小 島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長
高 木 不 折	名古屋大学名誉教授
椿 原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
徳 田 昌 則	東北大学名誉教授
◎ 中 島 尚 正	産業技術総合研究所理事
長 島 重 夫	株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
長 浜 邦 雄	東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス担当校長 兼東京都立航空工業高等専門学校長
野 澤 庸 則	大学評価・学位授与機構客員教授
橋 本 弘 信	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
牧 島 亮 男	北陸先端科学技術大学院大学理事(副学長)
松 爲 宏 幸	豊橋技術科学大学理事(副学長)

丸 山 久 一	長岡技術科学大学理事（副学長）
安 田 國 雄	奈良先端科学技術大学院大学長
○ 四ツ柳 隆 夫	国立高等専門学校機構顧問

（◎＝委員長，○＝副委員長）

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成19年 6 月18日現在）

（第1部会）

委 員	○ 高 木 不 折	名古屋大学名誉教授
	◎ 椿 原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
専門委員	野 澤 庸 則	大学評価・学位授与機構教授客員教授
	○ 丸 山 久 一	長岡技術科学大学理事（副学長）
専門委員	大 島 茂	沼津工業高等専門学校教授
	岡 田 章 三	岐阜工業高等専門学校教授
専門委員	落 合 英 俊	九州大学教授
	木 戸 能 史	サレジオ工業高等専門学校教授
専門委員	久保井 利 達	和歌山工業高等専門学校教授
	香 林 利 男	金沢工業高等専門学校教授
専門委員	櫻 井 宏	宮城工業高等専門学校教授
	杉 山 和 久	高知工業高等専門学校教授
専門委員	関 眞佐子	関西大学教授
	○ 寺 田 博 之	財団法人航空宇宙技術振興財団理事
専門委員	中 辻 武	神戸市立工業高等専門学校教授
	中 村 厚 信	阿南工業高等専門学校教授
専門委員	中 村 隆	釧路工業高等専門学校教授
	濱 中 俊 一	弓削商船高等専門学校教授
専門委員	東 原 哲 男	松江工業高等専門学校教授
	古 江 研 也	熊本電波工業高等専門学校教授
専門委員	古 川 睦 久	長崎大学教授
	堀 内 泰 輔	長野工業高等専門学校准教授
専門委員	谷 治 環	埼玉大学教授
	安 川 香 澄	独立行政法人産業技術総合研究所地圏資源環境部門主任研究員

（第2部会）

委 員	○ 蕪 木 豊	啓明学園中学校・高等学校校長
	◎ 徳 田 昌 則	東北大学名誉教授
専門委員	○ 牧 島 亮 男	北陸先端科学技術大学院大学理事（副学長）
	阿 部 栄 一	財団法人日産科学振興財団常務理事
専門委員	伊 藤 詣 二	大阪府立工業高等専門学校教授
	伊 藤 尚	徳山工業高等専門学校教授
専門委員	井 上 欣 三	神戸大学教授
	岩 田 政 司	鈴鹿工業高等専門学校教授
専門委員	小 城 左 臣	北九州工業高等専門学校教授
	小 林 彬	大学評価・学位授与機構客員教授
専門委員	佐 藤 清 忠	一関工業高等専門学校教授
	須 田 淳一郎	佐世保工業高等専門学校教授
専門委員	高 橋 正 人	茨城工業高等専門学校教授
	田 中 英 一	名古屋大学教授
専門委員	谷 口 牧 子	旭川工業高等専門学校教授
	塚 本 真 也	岡山大学教授
専門委員	中 野 修 治	呉工業高等専門学校教授
	八 賀 正 司	富山商船高等専門学校教授
専門委員	刈 田 邦 彦	八代工業高等専門学校教授
	松 瀬 貢 規	明治大学常勤理事

（第3部会）

委 員	青 木 恭 介	大学評価・学位授与機構教授
	○ 長 島 重 夫	株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
専門委員	橋 本 弘 信	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
	○ 松 爲 宏 幸	豊橋技術科学大学理事（副学長）
専門委員	◎ 安 田 國 雄	奈良先端科学技術大学院大学長
	宇佐美 勉	名城大学教授

江 島 孝 則	久留米工業高等専門学校教授
大久保 恵	八戸工業高等専門学校教授
大 林 誠	東京都立第四商業高等学校副校長
大 林 正直	山口大学教授
佐 藤 恒 明	木更津工業高等専門学校教授
友 田 進	弓削商船高等専門学校教授
原 田 治 行	小山工業高等専門学校教授
氷 室 昭 三	鹿児島工業高等専門学校教授
藤 井 治 久	奈良工業高等専門学校教授
藤 木 なほみ	仙台電波工業高等専門学校教授
古 川 純 一	東京都立産業技術高等専門学校教授
前 原 澄 子	明石工業高等専門学校教授
丸 山 暉 彦	長岡技術科学大学教授
宮 城 光 廣	宇部工業高等専門学校教授

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成19年6月18日現在）

委 員	○ 井 上 雅 弘	佐世保工業高等専門学校長
	○ 小 島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長
	◎ 長 浜 邦 雄	東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス担当校長 兼東京都立航空工業高等専門学校長
専門委員	柿 本 静 志	神戸夙川学院大学参与
	神 林 克 明	公認会計士，税理士，社会保険労務士
	北 村 信 彦	公認会計士
	杉 浦 哲 郎	放送大学学園監事

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会名簿（平成19年9月10日現在）

	井 上 雅 弘	佐世保工業高等専門学校長
	蕪 木 豊	啓明学園中学校・高等学校校長
	小 島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長
	高 木 不 折	名古屋大学名誉教授
	椿 原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
	寺 田 博 之	財団法人航空宇宙技術振興財団理事
	徳 田 昌 則	東北大学名誉教授
◎	中 島 尚 正	産業技術総合研究所理事
	長 島 重 夫	株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
	長 浜 邦 雄	東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス担当校長 兼東京都立航空工業高等専門学校長
	牧 島 亮 男	北陸先端科学技術大学院大学理事（副学長）
	松 爲 宏 幸	豊橋技術科学大学理事（副学長）
	丸 山 久 一	長岡技術科学大学理事（副学長）
	安 田 國 雄	奈良先端科学技術大学院大学長
○	四ツ柳 隆 夫	国立工業高等専門学校機構顧問

(◎＝主査，○＝副主査)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿（平成19年6月18日現在）

	東 市 郎	前函館工業高等専門学校長
	石 弘 光	放送大学長
	佐 藤 弘 毅	目白大学長，目白大学短期大学部学長
	佐 藤 美 穂	元東京都立九段高越学校長
	鶴 見 尚 弘	山梨県立大学長
	吉 本 高 志	大学入試センター理事長
	米 山 宏	前阿南工業高等専門学校長

② 平成20年度評価における評価者の確保等

高等専門学校機関別認証評価委員会について、委員の任期が平成20年4月で満了することに伴い、国公立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる後任の委員16人を、平成20年3月18日開催の運営委員会、3月26日開催の評議員会の議を経て選考した。

また、平成20年度評価実施のため、専門委員について平成19年11月に高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成20年2月13日開催の専門委員選考委員会において、「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象高等専門学校の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3月18日開催の運営委員会の議を経て、専門委員16人（評価部会6人、財務専門部会3人、意見申立審査会7人）を選考した。

これを受けて平成20年度開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において、評価者として高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

（2）評価体制等の見直し

平成19年度実施の評価に向け、評価担当者用の「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」について、より分かりやすい内容とし、評価担当者が活用できるよう改訂した。

（3）評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が高等専門学校機関別認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成19年6月18～19日の2日間にかけて研修会を実施した。

本研修会では、評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例をもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会（運営小委員会）の開催状況

第1回 平成19年5月23日

- ・評価部会及び専門部会の編成等、評価担当者に対する研修の検討

（第1回 運営小委員会）平成19年9月10日

- ・「書面調査による分析結果」及び「訪問調査時の確認事項」（案）の調整

第2回 平成20年1月16日 （第2回 運営小委員会）

- ・評価結果（案）、評価部会の体制等の検討

第3回 平成20年3月14日

- ・評価結果（案）への意見の申立て及び評価結果、専門委員の選考

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成19年6月18日 （全評価部会、財務専門部会）

- ・役割分担（担当高等専門学校）の決定

第2回 平成19年8月28日（第1部会）、8月30日（第3部会）、8月31日（第2部会、財務専門部会）

- ・「書面調査による分析結果」及び「訪問調査時の確認事項」（原案）、訪問調査スケジュール等の検討

第3回 平成19年12月12日（第2部会）、12月17日（第3部会）、12月18日（第1部会）、12月21日（財務専門部会）

・評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会3部会及び財務専門部会1部会をそれぞれ設置した。評価者となる専門委員については、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、評価部会においては、対象高等専門学校の学科構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者など適切な評価者を得ることができた。また、財務専門部会においても、財務会計分野の専門家など適切な評価者を得ることができた。

平成20年度評価の実施に向けて、評価担当者用の「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」を改訂した。

評価担当者に対する研修については、実際の評価のシミュレーション例を増やすなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も、高等専門学校機関別認証評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、研修内容の一層の充実を図る。

I－1－（１）－３） 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

② 評価の実施

平成18年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

（１）評価の実施

○ 評価対象高等専門学校（20校（国立19校、私立1校））

（国立）函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、秋田工業高等専門学校、鶴岡工業高等専門学校、
福島工業高等専門学校、小山工業高等専門学校、群馬工業高等専門学校、東京工業高等専門学校、
長岡工業高等専門学校、富山工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校、
米子工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校、高松工業高等専門学校、
詫間電波工業高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、大分工業高等専門学校、
（私立）近畿大学工業高等専門学校

1）書面調査の実施

平成19年6月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会では1校について5～7人、財務専門部会では1校3人の委員及び専門委員が、それぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会各1回をそれぞれ訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象高等専門学校の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から共通のサーバーの導入により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2）訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、平成19年10月上旬から11月下旬にかけて、対象20校に対してそれぞれ3日間の日程で実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象校の特性に応じて、1校当たり評価部会の委員及び専門委員6～8人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象校に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象校との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時 刻	事 項
13：00～	（高等専門学校到着）ミーティング①
13：30～	高等専門学校関係者（責任者）との面談
15：30～	休憩
15：45～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
17：45～	休憩
18：00～	卒業（修了）生との面談
19：20～	休憩
19：25～	ミーティング②
第2日目	
時 刻	事 項
9：30～	（高等専門学校到着）ミーティング③
10：00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
12：00～	昼食・休憩
13：00～	学生との面談
14：20～	休憩
14：35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
16：35～	移動・休憩
17：35～	ミーティング④
第3日目	
時 刻	事 項
9：30～	（高等専門学校到着）ミーティング⑤
10：00～	学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12：00	訪問調査終了

3）評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成20年1月に意見の申立ての手続きのため、各対象校に通知し、すべての対象校から意見の申立てがない旨の回答があった。その後、平成20年3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成20年3月27日に各対象校及びその設置者に対して当該高等専門学校の評価結果を通知した。

また、平成19年度に実施した評価結果を「平成19年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成19年度の認証評価に申請があった20校について、予定どおり評価を実施した。

評価は、評価担当者間の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象校が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象校に伝え、その状況等に関し対象校との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果をとりまとめ、評価結果を確定した。

評価結果は、平成20年3月に対象校及びその設置者に通知するとともに、「平成19年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

平成20年度以降も、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施する。

I－1－（１）－３） 高等専門学校の研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成20年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のため、平成19年7月6日付けで依頼文書「平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公私立高等専門学校に送付した。

なお、受付に先立って、平成19年6月に高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各高等専門学校の認証評価に対する動向を把握するため、平成19年5月に各高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

（２）受付状況

平成20年度高等専門学校機関別認証評価は、次の2校の申請を受け付けた。

（公立）神戸市立工業高等専門学校

（私立）サレジオ工業高等専門学校

2 評価と課題

平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価については、2高等専門学校の申請を受け付けた。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

④ 評価結果の検証等

平成18年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。

平成17年度から実施した認証評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された過程については、可能なものから改善を図って行くことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。

＜対象校＞

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成19年3月30日付けで対象校（18校）に送付し、そのすべてから回答を得た。

なお、昨年度からの改善点としては、選択式回答項目別の自由記述欄を多く設け、個別事情に対する意見・感想をより多く聴取できるように工夫を図った。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - （１）自己評価について
 - （２）訪問調査等について
 - （３）意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （２）評価作業に費やした労力
 - （３）評価のスケジュールについて

4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

＜評価担当者＞

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（55人）に送付した。これに対して、43人から回答があった。（回収率78%）なお、昨年からの改善点としては、対象校と同様に選択式回答項目別の自由記述欄を多く設けたことに加え、評価実施直後の平成19年1月30日付けでアンケート調査を送付した。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - （1）書面調査について
 - （2）訪問調査について
 - （3）評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （1）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （2）評価作業に費やした労力について
 - （3）評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

（2）検証の結果等

① 平成18年度に実施した検証結果のとりまとめ

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

なお、これらの検証結果については、平成17年度実施分の調査結果と併せ平成19年9月

に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年11月に「平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。

② 平成19年度に実施した評価結果の検証等

平成19年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成19年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付で評価担当者に、平成20年3月31日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

(3) 外部検証

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、6人の外部の有識者で構成される組織「外部検証委員会」を設置し、その下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価業務について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証が行われ、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。

○ 外部検証委員会の開催状況

認証評価に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月10日
	第2回	平成19年10月15日
外部検証委員会	第1回	平成19年12月10日
	第2回	平成20年3月4日

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し、検証結果をとりまとめるとともに、各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより、説明会、研修会の改善、実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

特に、平成21年度以降の実施予定の認証評価基準改正等に当たっての基礎資料としてアンケート結果を活用するなど、認証評価の改善充実のための重要な検討材料となった。

なお、引き続き次年度以降も検証アンケートを行うとともに、今後は各実施年度の検証アンケートの経年データの検証など認証評価制度の動向に対する適切な対応に資すること、「外部検証報告書」でも指摘があるとおり、対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等についても検討していくこととしている。

I－1 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象法科大学院の書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成することを任務とした評価部会7部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置するほか、各評価部会間の評価内容等を調整するため、運営連絡会議（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。

また、本評価の実施に伴い、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施する教員組織調査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）及び評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会専門委員で構成）を設置した。

(2) 評価の実施

評価部会は、平成19年6月末に対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議の上、平成20年1月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成20年3月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定し、平成20年3月27日に対象法科大学院を置く大学に対して評価結果を通知した。

また、平成19年度の法科大学院認証評価（本評価）については、評価結果を「平成19年度法科大学院認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成20年度に実施する法科大学院認証評価のため、平成19年7月6日付けで文書「平成20年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」、「平成20年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付し、18大学から申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証等

平成18年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針を策定した上で、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行い、その結果として、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

また、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、6人の外部

の有識者で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。

- (5) 専門職大学院認証評価に関する検討会議における評価基準等の検討状況及び検討結果の公表
法科大学院以外の専門職大学院については、「専門職大学院の分野の種類に係わらない共通的な事項」、「分野固有の事項」の両面から検討を行い、「専門職大学院の評価基準モデル」を平成19年1月にとりまとめ、専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表したところであるが、必要に応じて関係団体からの相談に対応した。

2 評価と課題

- (1) 法科大学院認証評価委員会の下に評価部会、運営連絡会議のほか、教員組織調査専門部会及び意見申立審査専門部会を設置し、法科大学院認証評価の申請状況に応じて、適切な評価担当者等を委嘱するなど、評価体制の整備を図った。

平成20年度実施の評価に向け、学校教育法等の改正に伴う法科大学院評価基準要綱の改訂を行うとともに、自己評価実施要項について教員組織調査及び追評価に係る事項の追加、並びに法科大学院年次報告書の様式の見直しなどの改訂を行った。また、対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施するなど、評価の実施内容等の見直しを行った。

評価担当者に対する研修については、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成19年度の法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）に申請のあった12法科大学院について、書面調査及び訪問調査を実施し、対象法科大学院からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成20年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。また、平成19年度の法科大学院認証評価（本評価）については、評価結果を機構のウェブサイトに掲載した。

なお、評価結果には、意見の申立てのあった大学については、申立ての内容及びその対応についても記載した。

- (3) 平成20年度実施の法科大学院認証評価については、18大学からの申請を受け付けた。評価申請に先立って実施した意向調査の状況を踏まえつつ、評価基準の内容や自己評価の方法等により詳細な説明を希望する大学に対する訪問説明等を行った。

平成20年度以降も引き続き、機構の法科大学院認証評価の趣旨の周知等に一層努め、法科大学院認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成18年度に予備評価を実施した法科大学院及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかに

することができた。平成19年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度中においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成18年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

また、6人の外部の有識者で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性についての調査結果等に基づいて、機構が行う評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施した。

今後、この結果を踏まえ、認証評価業務の改善及び次期中期計画の策定につなげることにしている。

- (5) 法科大学院以外の専門職大学院については、「専門職大学院の分野の種類に係わらない共通的な事項」、「分野固有の事項」の両面から検討を行い、「専門職大学院の評価基準モデル」を平成19年1月にとりまとめ、専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表したところであるが、必要に応じて関係団体からの相談に対応した。引き続き「専門職大学院の評価基準モデル」に基づき、関係団体等に周知を図っていくこととしている。

I - 1 - (2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

① 評価体制の整備等

法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの予備評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成19年度評価における評価部会等の設置

平成19年5月、法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、平成19年度評価を実施し、評価報告書原案を作成することを目的として、評価部会7部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。

また、本評価の実施に伴い、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査、分析等を実施する教員組織調査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置するとともに、評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会専門委員で構成）を設置した。

専門委員については、平成18年12月7日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、その後、平成19年3月23日開催の運営委員会の議等を経て34人を委嘱し、計66人とした。

○ 法科大学院認証評価委員会委員名簿（平成20年3月27日現在）

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
荒 川 正 昭	前大学入試センター理事長
安 西 祐一郎	慶應義塾長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 田 良	慶應義塾大学教授
稲 葉 威 雄	早稲田大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
木 藤 繁 夫	牛島総合法律事務所弁護士
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
小 島 武 司	桐蔭横浜大学長
◎ 佐々木 毅	前東京大学総長
佐 藤 幸 治	近畿大学教授
館 昭	桜美林大学教授
○ 田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士

中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
濱 田 道 代	名古屋大学教授
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議委員名簿（平成20年3月27日現在）

委 員	磯 部 力	立教大学教授
	磯 村 保	神戸大学教授
○	井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
	館 昭	桜美林大学教授
◎	田 中 成 明	関西学院大学教授
	中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
	三 井 誠	同志社大学教授
専門委員	碓 井 光 明	東京大学教授
	曾 根 威 彦	早稲田大学大学院法学研究科長
	滝 澤 正	上智大学法科大学院長
	棚 村 政 行	早稲田大学教授
*	土 井 真 一	京都大学教授
*	中 川 丈 久	神戸大学教授
	長谷部 恭 男	東京大学法科大学院長
	深 田 三 徳	同志社大学教授
	安 永 正 昭	神戸大学教授
	山 本 和 彦	一橋大学教授

(◎＝主査，○＝副主査，＊＝運営連絡会議のみの専門委員)

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会委員名簿（平成20年3月27日現在）

(第1部会)		
委 員	岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
専門委員	井 上 直 哉	司法研修所教官
	上 野 泰 男	早稲田大学教授
	笠 井 治	東京リベルテ法律事務所弁護士
◎	曾 根 威 彦	早稲田大学大学院法学研究科長
	森 田 衛	株式会社福寿園取締役副社長
	山 田 洋	一橋大学教授
○	山 中 至	熊本大学大学院法曹養成研究科長
	吉 村 良 一	立命館大学教授
(第2部会)		
委 員	松 尾 龍 彦	司法評論家
専門委員	◎ 碓 井 光 明	東京大学教授
	川 上 拓 一	早稲田大学教授
	近 藤 光 男	神戸大学教授
○	滝 澤 正	上智大学法科大学院長
	竹 内 淳	石井法律事務所弁護士
	田 中 教 雄	九州大学教授
	前 田 純 博	前田特許事務所弁理士
	村 田 斉 志	司法研修所教官
(第3部会)		
委 員	磯 部 力	立教大学教授
専門委員	天 野 佳 洋	駿河台大学教授
	春 日 偉知郎	慶應義塾大学教授
	佐 藤 光 代	横浜国立大学教授
	平 覚	大阪市立大学教授

	高 見 勝 利	上智大学教授
	田 中 宏	田中宏法律事務所弁護士
○	長 沼 範 良	上智大学教授
◎	安 永 正 昭	神戸大学教授
(第4部会)		
委 員	磯 村 保	神戸大学教授
専門委員	麻 生 利 勝	大東文化大学教授
	生 熊 長 幸	立命館大学教授
	岩 井 宜 子	専修大学教授
	古 口 章	リベルテ法律事務所弁護士
○	野 坂 泰 司	学習院大学大学院法務研究科長
◎	深 田 三 徳	同志社大学教授
	山 田 明	司法研修所教官
	吉 原 和 志	東北大学教授
(第5部会)		
委 員	磯 部 力	立教大学教授
専門委員	今 田 幸 子	労働政策研究・研修機構特任研究員
	片 山 典 之	シティユーワ法律事務所弁護士
	潮 見 佳 男	京都大学教授
	杉 原 高 嶺	近畿大学教授
	濱 田 毅	京都大学准教授
	古 江 頼 隆	東京大学教授
○	棟 居 快 行	大阪大学教授
◎	山 本 和 彦	一橋大学教授
(第6部会)		
委 員	中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
専門委員	猪 俣 尚 人	上智大学教授
	勝 方 信 一	教育ジャーナリスト
	木 村 光 江	首都大学東京教授
	武 井 康 年	広島総合法律会計事務所弁護士
◎	棚 村 政 行	早稲田大学教授
	浜 川 清	法政大学大学院法務研究科長
	山 川 隆 一	慶應義塾大学教授
○	吉 田 克 己	北海道大学教授
(第7部会)		
委 員	◎ 三 井 誠	同志社大学教授
専門委員	秋 山 仁 美	慶應義塾大学教授
	○ 河 上 正 二	東北大学教授
	官 澤 里 美	官澤法律事務所弁護士
	島 野 康	国民生活センター理事
	中 山 充	香川大学大学院連合法務研究科長
	丸 山 雅 夫	南山大学副学長
	我 妻 学	首都大学東京教授
	亘 理 格	北海道大学教授

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会委員名簿（平成20年3月27日現在）

委 員	○ 磯 村 保	神戸大学教授
	田 中 成 明	関西学院大学教授
	中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
	濱 田 道 代	名古屋大学教授
	◎ 三 井 誠	同志社大学教授
	山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
専門委員	碓 井 光 明	東京大学教授
	河 上 正 二	東北大学教授
	* 小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士

* 田 村 幸 一	司法研修所教官
長谷部 恭 男	東京大学法科大学院長
山 川 隆 一	慶應義塾大学教授
山 本 和 彦	一橋大学教授

(◎＝部会長，○＝副部会長，＊＝教員組織調査専門部会の中の専門委員)

○ 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会委員名簿（平成20年3月27日現在）

専門委員	* 石 川 敏 行	中央大学教授
	* 白 濱 清 貴	司法研修所教官
	◎* 鈴 木 茂 嗣	近畿大学法科大学院長
	○* 永 田 眞三郎	関西大学理事
	* 外 立 憲 治	外立総合法律事務所弁護士

(◎＝部会長，○＝副部会長，＊＝意見申立審査専門部会の中の専門委員)

② 平成20年度評価における評価担当者の確保等

法科大学院認証評価委員会について、委員の任期が平成20年4月で満了することに伴い、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化等各方面の有識者からなる後任の委員28人を、平成20年3月18日開催の運営委員会、3月26日開催の評議員会の議を経て選考した。

また、平成20年度評価実施のため、専門委員について、平成19年8月に行った法科大学院を置く各国公立大学への候補者の推薦依頼に対する回答に基づき、平成19年12月26日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、平成20年3月18日開催の運営委員会の議を経て、平成19年度に委嘱した28人を含む専門委員71人を選考した。

さらに、法曹三者に対しても候補者の推薦依頼を行い、専門委員を選考することとし、これらを受けて平成20年度開催の法科大学院認証評価委員会において、法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会9部会を設置する予定である。

(2) 評価体制等の見直し

平成20年度実施の評価に向け、学校教育法等の改正に伴う法科大学院評価基準要綱の改訂を行うとともに、自己評価実施要項について教員組織調査及び追評価に係る事項の追加、並びに法科大学院年次報告書の様式の見直しなどの改訂を行った。

また、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、「法科大学院認証評価に関するQ&A」を更新し、機構のウェブサイトに掲載する予定である。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について、平成19年5月18日に教員組織調査担当者に対する研修を、平成19年6月14日に評価担当者に対する研修を実施した。

本研修会では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。

○ 法科大学院認証評価委員会の開催状況

第1回 平成19年5月31日

- ・ 評価部会の編成，意見申立て，追評価，年次報告書，平成19年度法科大学院認証評価に関するスケジュール等について審議・決定

第2回 平成19年9月27日

- ・ 平成19年度意見申立審査専門部会に係る専門委員の選考，書面調査による分析結果，法科大学院評価基準要綱等の改訂等について審議・決定

第3回 平成20年1月29日

- ・ 評価報告書原案，平成20年度評価部会編成，意見申立審査専門部会等について審議・決定

第4回 平成20年3月21日

- ・ 評価結果，専門委員の選考等について審議・決定

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議の開催状況

第1回 平成19年5月31日

- ・ 評価部会の編成，意見申立て，追評価，年次報告書，平成19年度法科大学院認証評価に関するスケジュール等について審議

第2回 平成19年9月27日

- ・ 書面調査による分析結果，法科大学院評価基準要綱等の改訂等について審議

第3回 平成20年1月29日

- ・ 評価報告書原案，平成20年度評価部会編成，意見申立審査専門部会等について審議

第4回 平成20年3月21日

- ・ 評価結果，専門委員の選考等について審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会の開催状況

第1回 平成19年6月14日

- ・ 部会長等の決定，担当法科大学院の分担の決定，書面調査の基本的な進め方の確認等

第2回（第1部会） 平成19年8月21日

（第2部会） 平成19年8月23日

（第3部会） 平成19年8月29日

（第4部会） 平成19年8月20日

（第5部会） 平成19年8月23日

（第6部会） 平成19年8月24日

（第7部会） 平成19年8月29日

- ・ 基準ごとの分析，判断の検討等

第3回（第1部会） 平成19年9月11日

（第2部会） 平成19年9月14日

（第3部会） 平成19年9月13日

（第4部会） 平成19年9月10日

（第5部会） 平成19年9月11日

（第6部会） 平成19年9月14日

（第7部会） 平成19年9月13日

- ・ 訪問調査スケジュール，書面調査による分析結果等について審議

第4回（第1部会） 平成19年12月17日

（第2部会） 平成19年12月20日

（第3部会） 平成19年12月19日

（第4部会） 平成19年12月25日

（第5部会） 平成19年12月20日

（第6部会） 平成19年12月21日

（第7部会） 平成19年12月25日

- ・ 評価報告書原案等について審議

○ 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会の開催状況

第1回 平成19年7月26日

- ・ 部会長等の決定、教員の授業科目適合性の調査

○ 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会の開催状況

第1回 平成20年3月14日

- ・ 部会長等の決定、意見申立審査専門部会の運営、評価結果（案）に対する意見の申立ての審議

2 評価と課題

(1) 法科大学院認証評価委員会の下に置く評価部会7部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）、教員組織調査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）及び意見申立審査専門部会1部会（法科大学院認証評価委員会専門委員で構成）を設置した。評価担当者については、国公私立大学、法曹三者及び関係団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を得ることができた。

(2) 平成20年度実施の評価に向け、学校教育法等の改正に伴う法科大学院評価基準要綱の改訂を行うとともに、併せて、自己評価実施要項について教員組織調査及び追評価に係る事項の追加、並びに法科大学院年次報告書の様式の見直しなどの改訂を行った。

また、平成20年度以降は、適格認定を受けられなかった法科大学院を置く大学が追評価を申請する可能性があることや適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出される「年次報告書」に基づき、教育課程又は教員組織に重要な変更があると判断した場合には、当該大学の申請に基づいてそれぞれ評価を実施する必要があることから、これら評価の実施方法や実施体制を適切に整備する。

(3) 評価担当者に対する研修については、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も法科大学院評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、平成17年度から平成19年度に実施した評価の経験を踏まえ、評価業務を行う際に使用するマニュアルを作成するなど、研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

② 評価の実施

平成18年度に申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価（本評価）を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成18年度に申請を受け付けた大学の法科大学院について、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象法科大学院（12校（【本評価】国立7校、私立2校）【予備評価】国立3校）

【本評価】

(国立)	・ 北海道大学	大学院法学研究科法律実務専攻
	・ 千葉大学	大学院専門法務研究科法務専攻
	・ 一橋大学	大学院法学研究科法務専攻
	・ 新潟大学	大学院実務法学研究科実務法学専攻
	・ 金沢大学	大学院法務研究科法務専攻
	・ 香川大学	大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
(私立)	・ 熊本大学	大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
	・ 上智大学	大学院法学研究科法曹養成専攻
	・ 専修大学	大学院法務研究科法務専攻

【予備評価】

(国立)	・ 筑波大学	大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
	・ 信州大学	大学院法曹法務研究科法曹法務専攻
	・ 静岡大学	大学院法務研究科法務専攻

1) 書面調査の実施

平成19年6月末に対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、評価部会では1法科大学院当たり9人の委員及び専門委員がそれぞれ10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。

なお、平成19年度から実施の本評価においては、教員組織に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会による教員の授業科目適合性の調査を行った。

これらの分析結果を踏まえ、評価部会2回を訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容等について、慎重に審議を行った。

また、対象法科大学院の自己評価書とその根拠資料、データ等の分析に当たり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、専用の情報共有サーバ等を利用して委員の情報共有や共通理解を常に行い、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、平成19年10～12月にすべての対象法科大学院に対しそれぞれ2日間の日程で実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象法科大学院の特性に応じて、1法科大学院当たり評価部会の委員及び専門委員5～9人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象法科大学院に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象法科大学院との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時 刻	事 項
13:00～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング①
14:00～	法科大学院関係者（責任者）との面談①
15:00～	休憩
15:10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認① 教育現場の視察及び学習環境の状況調査①
17:30～	休憩
17:40～	学生との面談
19:00	1日目終了
第2日目	
時 刻	事 項
8:30～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング②
9:30～	法科大学院の一般教員との面談
10:50～	休憩
11:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認② 教育現場の視察及び学習環境の状況調査②
12:00～	昼食・休憩
13:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認③
14:00～	法科大学院関係者（責任者）との面談②
15:00～	訪問調査ミーティング③
16:00～	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
17:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成20年1月31日に意見の申立て手続きのため、各対象法科大学院を置く大学に通知した。

その後、対象法科大学院を置く3大学から、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあったため、当該申立てに対する審議を行う意見申立審査専門部会を平成20年3月14日に開催し、その審査結果を踏まえ平成20年3月21日開催の法科大学院認証評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、平成20年3月27日に各対象法科大学院を置く大学に対して当該法科大学院の評価結果を通知した。

また、平成19年度の法科大学院認証評価（本評価）については、評価結果を「平成19年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、評価結果には、意見の申立てのあった3大学については、申立ての内容及びその対応についても記載した。

2 評価と課題

- (1) 平成19年度の法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）に申請のあった12法科大学院について評価を実施し、平成20年3月27日に評価結果を通知した。

評価の実施に当たっては、対象法科大学院が作成した自己評価書等に基づく書面調査及び書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。書面調査は、委員の情報共有や共通理解を図るとともに、訪問調査においては、書面調査結果を対象法科大学院を置く大学に通知し、対象法科大学院の状況について、当該大学との間で共通理解を図りながら評価を実施した。

なお、予備評価は、各法科大学院が本評価に先立って教育活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的として実施するものである。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果をとりまとめ、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てについて再度審議を行い、評価結果を確定した。

- (2) 平成18年度に予備評価を実施した13法科大学院及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、平成19年度以降の実施に係る書面調査・訪問調査での評価内容・方法等についての見直しを図った。また、平成19年度においても評価を実施した12法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これらによって得られた意見等を踏まえ、今後、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等について見直しを図ることとしている。

I－1－（２） 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

③ 評価の受付

平成20年度に実施する評価（本評価）について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成20年度に実施する法科大学院認証評価のために、平成19年7月6日付け文書「平成20年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」、「平成20年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成19年6月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う認証評価についての周知に努めた。その結果、説明会に参加した法科大学院関係者より説明会後においても機構の評価基準及び評価の実施方法等について、電話、メール等による問い合わせや相談があった。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成19年4月に法科大学院を置く各国公立大学に対し認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施した。

平成20年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、評価基準の内容や自己評価の方法等のより詳細な説明を希望する大学への訪問説明等（9大学）を行ったほか、法科大学院協会シンポジウム等機構外で行われる関連講演会等に積極的に参加することにより、機構の行う評価への理解に努めた。

（２）受付状況

平成20年度法科大学院認証評価は、次の法科大学院を置く18大学から評価の申請を受け付けた。

○ 評価対象法科大学院

(国立)	・ 東北大学	法学研究科総合法制専攻
	・ 筑波大学	ビジネス科学研究科法曹専攻
	・ 東京大学	法学政治学研究科法曹養成専攻
	・ 横浜国立大学	国際社会科学研究科法曹実務専攻
	・ 信州大学	法曹法務研究科法曹法務専攻
	・ 名古屋大学	法学研究科実務法曹養成専攻
	・ 京都大学	法学研究科法曹養成専攻
	・ 大阪大学	高等司法研究科法務専攻
	・ 神戸大学	法学研究科実務法律専攻
	・ 広島大学	法務研究科法務専攻
	・ 九州大学	法務学府実務法学専攻
	(公立)	・ 首都大学東京 社会科学研究科法曹養成専攻
(公立)	・ 大阪市立大学	法学研究科法曹養成専攻
	(私立)	・ 学習院大学 法務研究科法務専攻
(私立)	・ 明治大学	法務研究科法務専攻
	・ 同志社大学	司法研究科法務専攻
	・ 近畿大学	法務研究科法務専攻
	・ 神戸学院大学	実務法学研究科実務法学専攻

2 評価と課題

平成20年度に実施する認証評価について、18大学から申請を受け付けた。

説明会の後、申請を受け付けるまでの間において、意向調査の状況を踏まえつつ、評価基準の内容や自己評価の方法等のより詳細な説明を希望する大学への訪問説明を行うなど、機構への申請を促すための取組を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、評価の実施年度の前年度に申請を受け付け、認証評価の円滑な実施に努める。

④ 評価結果の検証等

平成18年度に予備評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

平成17年度から実施した予備評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

1 実施状況

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成18年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成19年3月30日付けで対象校（13校）に送付し、そのすべてから回答を得た。

なお、昨年度からの改善点としては、選択式回答項目別の自由記述欄を多く設け、個別事情に対する意見・感想をより多く聴取できるように工夫を図った。

1. 評価基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - （１）自己評価について
 - （２）訪問調査等について
 - （３）意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （２）評価作業に費やした労力
 - （３）評価のスケジュールについて

4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

＜評価担当者＞

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（50人）に送付した。これに対して、26人から回答があった。（回収率52%）なお、昨年からの改善点としては、対象校と同様に選択式回答項目別の自由記述欄を多く設けたことに加え、評価実施直後の平成19年1月30日付けでアンケート調査を送付した。

1. 評価基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - （1）書面調査について
 - （2）訪問調査について
 - （3）評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （1）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （2）評価作業に費やした労力について
 - （3）評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

（2）検証の結果等

① 平成18年度に実施した検証結果のとりまとめ

この検証の結果、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・解釈指針の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

なお、これらの検証結果については、平成17年度実施分の調査結果と併せ平成19年9月

に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年11月に「平成18年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、対象校及び評価担当者に送付した。

② 平成19年度に実施した評価結果の検証等

平成19年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成19年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付で評価担当者に、平成20年3月31日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

(3) 外部検証

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、6人の外部の有識者で構成される組織「外部検証委員会」を設置し、その下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価事業について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全体について検証が行われ、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトに公表した。

○ 外部検証委員会の開催状況

認証評価に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月10日
	第2回	平成19年10月15日
外部検証委員会	第1回	平成19年12月10日
	第2回	平成20年3月4日

2 評価と課題

評価結果の検証アンケートを実施し、検証結果をとりまとめるとともに、各実務担当者等へのフィードバックを行ったことにより、説明会、研修会の改善、実際の評価業務の効率化等の認証評価の改善充実に着実に繋がった。

なお、引き続き次年度以降も検証アンケートを行うとともに、今後は各実施年度の検証アンケートの経年データの検証など認証評価制度の動向への適切な対応に資すること、「外部検証報告書」でも指摘があるとおり、対象校及び評価担当者アンケート以外の検証方法等についても検討していくこととしている。

I－1 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

(国立大学法人等の教育研究評価)

1 実施状況

(1) 評価方法の開発

① 国立大学教育研究評価委員会における審議

文部科学省国立大学法人評価委員会第5回総会（平成16年5月11日開催）での審議の状況を踏まえ、「国立大学教育研究評価委員会」を設置した。（平成16年9月設置）

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価について審議した。

② 国立大学教育研究評価委員会における審議状況

平成18年度にとりまとめた「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」を修正し、「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」として確定させた。

上記「評価実施要項」を補足するものとして、機構の評価担当者が評価を円滑に行えるよう、実際に評価を行う際に用いる「評価作業マニュアル」をとりとまとめた。

(2) 評価体制の整備等

① 国立大学教育研究評価委員会において、「達成状況判定会議」、「現況分析部会」及び「研究業績判定組織」の区分に従い、機構の評価担当者の配置を念頭に置いた具体的評価体制について検討を行った。

② 国立大学教育研究評価委員会に国立大学法人等の評価を行う専門委員の選考を行う、専門委員選考委員会を設置した。同委員会において、各評価組織（「達成状況判定会議」「現況分析部会」「研究業績判定組織」）の約700人の専門委員候補者の選考を行い、国立大学教育研究評価委員会において、専門委員候補者の決定を行った。

③ 平成20年度の評価を見据え、評価第2課内の段階的な措置として3係体制から4係体制へと業務体制の整備を行った。

④ 研究業績判定組織を構成する評価担当者を対象とした「国立大学法人評価評価者研修会」を開催し、評価担当者が共通理解の下で評価を行えるよう、評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。

⑤ 文部科学省との共催で全国7地区ごとに国立大学法人等の評価担当者を対象とした「中期目標期間の評価に関する説明会」を開催した。同説明会では、まず、文部科学省から、国立大学法人等の教育研究評価全体の概要及び業務運営・財務内容等の状況等の評価について説明があった後、機構からは、実績報告書作成要領に基づき、教育研究評価に当たって必要となる資料・データ例など実績報告書の作成方法等について説明を行った。

⑥ 平成20年1月10日、国立大学法人等の評価担当者を対象とした「国立大学法人評価における教育研究評価実績報告書作成のための実務担当者説明会」を開催し、機構が実施する

評価の実施体制・内容のほか、「実績報告書作成要領」の変更点や「実績報告書」作成に当たっての留意点について説明を行った。

- ⑦ 各国立大学法人等の協力の下、大学情報に関するデータの提供を受け、収集したデータを集計し、各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行うとともに、各国立大学法人等に提供を行った。

2 評価と課題

(1) 評価方法の開発

「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」につき、国立大学教育研究評価委員会において検討を行い、平成19年4月開催の文部科学省国立大学法人評価委員会総会の動向を踏まえて「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」を確定させた。また、機構の評価担当者の効率的かつ円滑な評価作業の実施に資するため、「評価実施要項」を補足するものとして「評価作業マニュアル」をとりまとめた。

平成20年度は、機構の評価担当者に対する研修会を通じて実績報告書作成要領、評価実施要項及び評価作業マニュアルの理解を深め、平成20年度に行われる実際の評価作業が滞りなく実施されるよう努める。

(2) 評価体制の整備等

評価第2課の業務態勢については、平成20年度の評価を見据え、段階的な措置として3係体制から4係体制へと業務体制の整備を行った。

国立大学教育研究評価委員会の下に専門委員選考委員会を設置し、各評価組織（「達成状況判定会議」「現況分析部会」「研究業績判定組織」）への配置を念頭においた約700人の専門委員候補者の選考を行い、研究業績判定組織を構成する評価担当者を対象とした「国立大学法人評価評価者研修会」を開催した。

平成19年5月22日～6月13日の期間において、文部科学省との共催で全国7地区ごとに国立大学法人等の評価担当者を対象とした「中期目標期間の評価に関する説明会」を開催した。同説明会では、まず、文部科学省から、国立大学法人評価全体の概要及び業務運営・財務内容等の状況等の評価について説明があった後、機構からは、実績報告書作成要領に基づき、教育研究評価の実施に当たって必要となる資料・データ例など実績報告書の作成方法等について説明を行った。また、「国立大学法人評価における教育研究評価実績報告書作成のための実務担当者説明会」を開催し、機構が実施する評価の実施体制・内容のほか、実績報告書作成要領の変更点や実績報告書作成に当たっての留意点について説明を行った。

評価に必要な情報・データについては、各国立大学法人等の協力の下、情報の提供を受け、収集したデータを集計し、各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行うとともに、12月から各国立大学法人等に提供を行った。

平成20年度は、実際の評価作業を念頭に置いた評価第2課の業務体制を整備する予定である。また、機構の評価担当者の適切な配置を進めるとともに、実績報告書作成要領、評価実施要項及び評価作業マニュアルに基づき十分な研修を実施し、大学情報データベースを活用しつつ、効率的かつ円滑な国立大学法人等の教育研究評価を実施する予定である。

I－1－（3） 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

（国立大学法人等の教育研究評価）

① 評価方法の開発

平成18年度に整理した評価方法に関して、効率的かつ円滑な評価作業の実施に向けた検討、整理を行う。

1 実施状況

（1）国立大学教育研究評価委員会における審議

文部科学省国立大学法人評価委員会第5回総会（平成16年5月11日開催）での「評価の基本的な方向性も含め、大学評価・学位授与機構に教育研究の状況についての評価方法等の専門的な検討を依頼し、その結果を踏まえて評価委員会において検討を行う」という審議の状況を踏まえ、「国立大学教育研究評価委員会」を設置した。（平成16年9月設置）

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人等の教育研究評価について検討を行い、評価体制の整備を行った。

（2）国立大学教育研究評価委員会における審議状況

国立大学教育研究評価委員会を4回開催した。

- ① 平成19年4月6日開催の文部科学省国立大学法人評価委員会において了承された同委員会の「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要項」に合わせて平成18年度にとりまとめた「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」を修正し、「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」として確定させた。
- ② 上記「評価実施要項」を補足するものとして機構の評価担当者が評価を円滑に行えるよう、実際に評価を行う際に用いる「評価作業マニュアル」をとりまとめた。なお、審議の結果については、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、機構のウェブサイトで公表した。

○ 国立大学教育研究評価委員会及び国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会の開催状況

国立大学教育研究評価委員会

第14回 平成19年6月27日

- ・国立大学教育研究評価委員会の年間スケジュールについて
- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会委員の選出について
- ・教育研究評価の実施組織及び評価者数について

第15回 平成19年9月26日

- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選出について
- ・「評価作業マニュアル（案）」について

第16回 平成19年12月6日

- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選出状況について
- ・「評価作業マニュアル（案）」について

第17回 平成20年3月5日

- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考結果について
- ・評価作業マニュアル（案）について
- ・国立大学教育研究評価委員会細則の改正について
- ・評価者研修会について

※国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会の開催：平成19年 9 月 4 日

2 評価と課題

国立大学法人等の教育研究評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携を密にとりつつ、随時、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の関係者に検討状況の情報提供を行いながら、国立大学教育研究評価委員会において検討を行い、平成19年 4 月開催の文部科学省国立大学法人評価委員会総会の審議内容を踏まえて「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」を確定させた。また、国立大学教育研究評価委員会において機構の評価担当者の効率的かつ円滑な評価作業の実施に資するため、評価実施要項を補足するものとして「評価作業マニュアル」をとりまとめた。

今後は、機構の評価担当者に対する研修会を通じて実績報告書作成要領、評価実施要項及び評価作業マニュアルの理解を深め、平成20年度に行われる実際の評価作業が効率的かつ円滑に実施されるよう努める。

② 評価体制の整備等

中期目標の達成状況を評価するため、国立大学教育研究評価委員会の下に、達成状況の分析及び学部・研究科等の現況分析を行う部会を設置するなど、必要となる評価体制を整備するとともに、平成20年度の評価を円滑に実施するための業務体制の整備を進める。

なお、評価体制の整備に当たっては、必要となる評価担当者を選考するとともに、各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。

また、この評価は国立大学法人等の作成する実績報告書に基づいて行うことから、各国立大学法人等の評価担当者に対する説明会を開催する。

評価に必要な情報・データについては、大学情報データベースを活用し、収集・蓄積、分析等を行い、各国立大学法人等における実績報告書の作成に資するようデータを提供する。

1 実施状況

- ① 平成19年6月27日に開催した国立大学教育研究評価委員会において、「達成状況判定会議」、「現況分析部会」及び「研究業績判定組織」の区分に従い、具体的評価体制について検討を行った。

- ② 国立大学教育研究評価委員会の下に国立大学法人等の評価を行う専門委員の選考を行う、専門委員選考委員会を設置した。

各関係団体から広く推薦を求め、平成19年9月4日開催の専門委員選考委員会において、推薦のあった中から、各評価組織（「達成状況判定会議」「現況分析部会」「研究業績判定組織」）への配置を念頭に置いた約700人の専門委員候補者の選考を行った。

- ③ 平成20年度の評価を見据え、段階的な措置として評価第2課を3係体制から4係体制へと業務体制の整備を行った。

- ④ 平成20年3月28日、研究業績判定組織を構成する評価担当者を対象とした「国立大学法人評価評価者研修会」を開催した。同研修会では、評価担当者が共通理解の下で評価を行えるよう、評価実施要項及び評価作業マニュアルに基づき、評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。

平成19年5月22日～6月13日の期間において、文部科学省との共催で全国7地区ごとに国立大学法人等の評価担当者を対象とした「中期目標期間の評価に関する説明会」を開催した。同説明会では、まず、文部科学省から、国立大学法人評価全体の概要及び業務運営・財務内容等の状況等の評価について説明があった後、機構からは、実績報告書作成要領に基づき、教育研究評価の実施に当たって必要となる資料・データ例など実績報告書の作成方法等について説明を行った。

- ④ 平成20年1月10日、国立大学法人等の評価担当者を対象とした「国立大学法人評価におけ

る教育研究評価実績報告書作成のための実務担当者説明会」を開催した。同説明会では、機構が実施する評価の実施体制・内容のほか、「実績報告書作成要領」の変更点や「実績報告書」作成に当たっての留意点について説明を行った。

- ⑤ 平成19年7月4日より、各国立大学法人等の協力の下、大学情報に関するデータの提供を受け、収集したデータを集計し、各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行った。

上記で整理・分析された情報を各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう、12月から各国立大学に提供を行った。

2 評価と課題

評価第2課の業務体制については、平成20年度の評価を見据え、段階的な措置として3係体制から4係体制へと業務体制の整備を行った。

国立大学教育研究評価委員会の下に専門委員選考委員会を設置し、各評価組織（「達成状況判定会議」「現況分析部会」「研究業績判定会議」）への配置を念頭においた約700人の専門委員候補者の選考を行い、研究業績判定組織を構成する評価担当者を対象とした「国立大学法人評価評価者研修会」を開催した。

各国立大学法人等の評価担当者に対しては、「中期目標期間の評価に関する説明会」及び「国立大学法人評価における教育研究評価実績報告書作成のための実務担当者説明会」を開催した。

評価に必要な情報・データについては大学情報データベースの運用を開始し、提供を受けた情報を集計して、整理・分析を行うとともに、各国立大学法人等に提供を行った。

平成20年度は、実際の評価作業を念頭に置いた評価第2課の業務体制を整備する予定である。また、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行うとともに、実績報告書作成要領、評価実施要項及び評価作業マニュアルに基づき、各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。また、大学情報データベースを活用し、効率的かつ円滑な国立大学法人等の教育研究評価を実施する予定である。

I 業務の質の向上

I - 2 学位授与

1 実施状況

(1) 機構の学位授与制度

機構の学位授与制度は、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業者、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与するもので、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関である。

機構が授与する学位には、①短期大学や高等専門学校卒業及び文部科学省の定めた一定の要件を満たす専門学校の修了等を基礎資格として、その後大学等の高等教育機関で学修を積み重ねて一定の単位を修得した者に授与する学位（学士）と、②機構が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っているとして認定した省庁大学校の修了者に授与する学位（学士・修士・博士）の2種類があり、いずれも厳正な審査を行った上で学位を授与している。

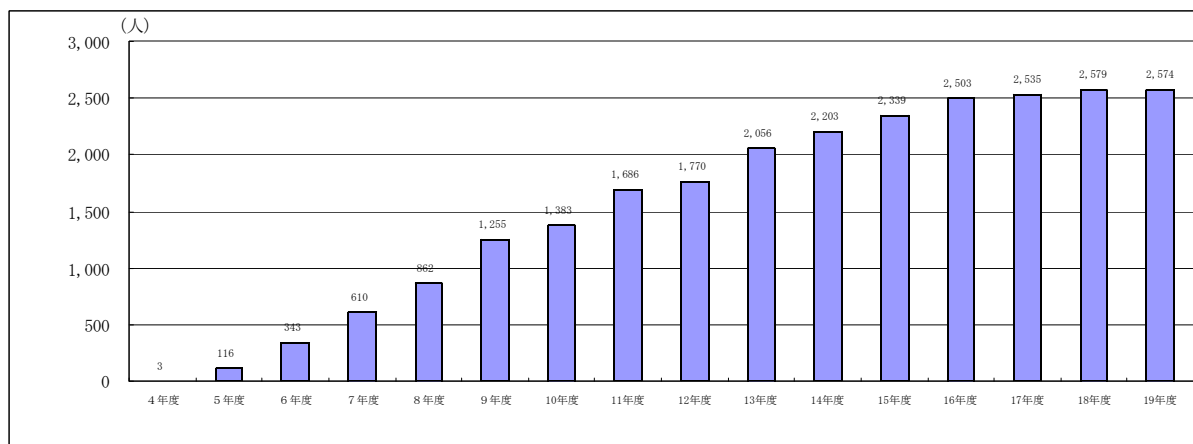
これらの学位審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者により構成される学位審査会を設置して審査に当たっている。

(2) 学位授与事業の実施状況

① 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等への学位授与（学士）

短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等に対する学位授与については、平成4年度に初めて学位を授与してから増加してきている。平成19年度においても、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、2,574人に対して規則どおり申請後6月以内に学士の学位を授与した。これにより、平成4年度に初めて学士の学位を授与してからの合計は24,817人となった。

○ 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等の学位取得者数



なお、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの

申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図っている。

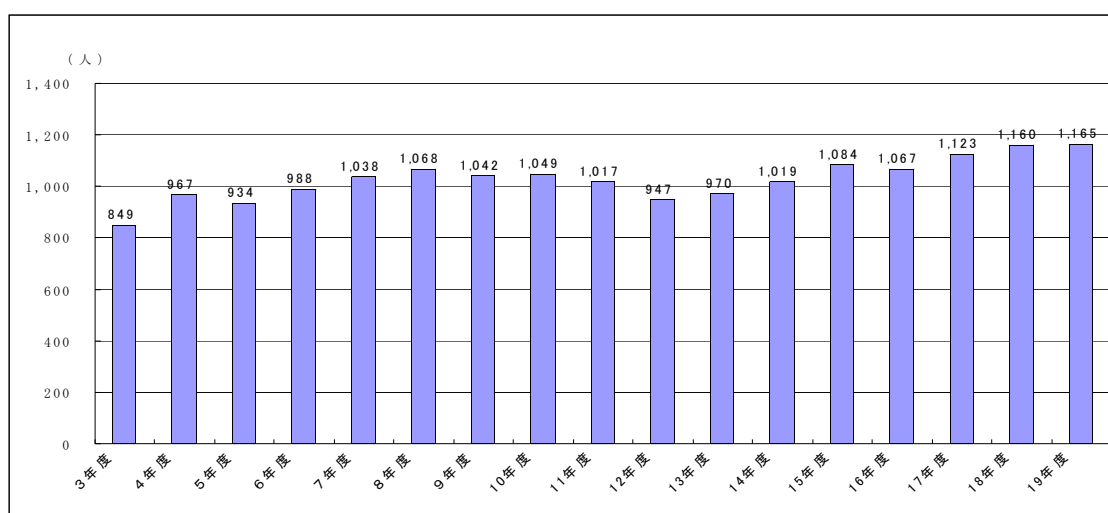
また、学位授与事業においては、短期大学・高等専門学校等を卒業して基礎資格を取得した後、大学で修得した単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科で修得した単位を用いて学位授与を申請することができる。この専攻科の認定について、平成19年度は、短期大学5専攻（5校）を新たに認定し設置者に通知した。これにより、平成19年度まで（平成20年4月1日現在）の認定専攻科の合計は、短期大学116専攻（73校）、高等専門学校139専攻（60校）の計255専攻（133校）となった。

② 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士）

機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者についても厳正な審査を行った上で学位を授与している。平成19年度においては、学士については1,018人に対して規則どおり申請後1月以内に、修士及び博士については、修士129人、博士18人に対して規則に定められた審査期間内に審査を行い学位を授与した。これら1,165人に対して新たに学位を授与したことにより、平成3年度に初めて学位を授与してからの合計は、学士は15,516人、修士は1,666人、博士は305人の計17,487人となった。

なお、修士については、平成19年度から、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与申請ができるスケジュールを新たに設定した。これにより、平成19年12月に申請を受け付け、厳正な審査を行った上で平成20年3月に、12人に対して修士の学位を授与した。

○ 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位取得者数



なお、平成19年度は、新たに課程の認定を申し出た教育施設（各省庁大学校）はなかったが、これまで（平成20年4月1日現在）に、大学の学部に対応する教育を行う課程は7課程（7大学校）、大学院の修士に対応する教育を行う課程は5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程は2課程（2大学校）を認定している。

2 評価と課題

平成19年度も、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする学士の学位授与申請に対する審査・学位授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定、教育施設（各省庁大学校）の課程の認定及び認定課程修了者からの学位授与申請に対する審査・学位授与などを実施してきたが、それらは、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成される学位審査会及びその下に置かれる分野別の専門委員会・部会に、総勢300人以上の専門家の参画を得て厳正に行われており、学習機会の拡大と同時に機構が授与する学位の質を確保した。

特に平成19年度においては、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が希望する場合に、課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことにより、申請者に対する一層の便宜を図ったところである。

今後も、生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展に伴い、学位授与事業の重要性は増大し、申請者数は増加傾向にあると考えられるため、引き続き厳正な審査と学位の質の確保に努め、学位授与事業の円滑な遂行に努める。

I-2 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

1 実施状況

(1) 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

短期大学・高等専門学校卒業等者等の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、学士の学位を授与している。平成19年度においても、次のとおり実施した。

また、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものについては、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、申請者本人の希望により、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設けている。

さらに、平成18年度は3月の専攻科修了者に対して10月期申請にのみ認めていた見込申請を、9月の専攻科修了者にも対応するため、平成19年度からは4月期申請においても可能とした。

① 申請受付

申請受付期間は、4月期、10月期とも7日間で、申請書類到着後、4月期申請で約2週間、10月期申請で約3週間をかけて、多岐にわたる項目について申請書類等の検査を行った。

② 審査

学位審査会の下に、専攻の区分ごとに51の専門委員会・部会を設置し、各申請者の修得単位が、機構が定める基準を満たしているかの審査を行った。

また、提出された学修成果（レポート・作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、4月期申請は6月に、10月期申請は12月に小論文試験及び面接試験を全国4か所で実施した。

③ 判定及び学位の授与

学位審査会の下に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会・部会による審査の判定案をとりまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で合否を判定し、合格と判定された2,574人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができるよう、これまでよりも早期に学位記を送付するための体制を整備して対応しており、平成19年度4月期申請においては、高等専門学校では5校中3校が、10月期申請においては、短期大学では64校中25校が、高等専門学校では60校中39校がこの制度の利用を希望し、実際に学位記を機関に送付した合格者は、短期大学が345人、高等専門学校が855人であった。

(2) 審査組織の整備状況

平成19年度も前年度同様に、学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家402人（専門委員349人・臨時専門委員53人）【うち単位積み上げ型による学士の学位授与にかかる専門家324人（専門委員298人・臨時専門委員26人）】の協力を得て、51の専門委員会・部会を設置した。

また、特に時代に即応した、よりの確な審査を行うため、平成19年度から、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」に対応するための専門委員会・部会として、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。

なお、専攻分野「保健衛生学」に平成20年度から新たに設定する専攻の区分「視能矯正学」に対応するための専門委員会・部会として、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に視能矯正学部会を設置して、平成20年度から専門委員の委嘱を行うこととした。ただし、申請者に対する新たな専攻の区分や修得単位の審査の基準の周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、申請受付は平成21年度4月期からとした。

(3) 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査の実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっており、認定の申出のあった専攻科に対して、学位審査会及び専門委員会・部会で、大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、平成19年度は、短期大学5専攻（5校）、を認定し設置者に通知した。これにより、平成20年4月1日現在における認定専攻科は、255専攻（133校）となった。

(4) 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査の実施状況

認定した専攻科に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成19年度は、平成4年度、平成9年度及び平成14年度に専攻科の認定を行った47専攻（31校）に対して、認定同様に大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育の実施状況等の審査を行い、47専攻（31校）を「適」と判定し設置者に通知した。

なお、平成21年度から、専門委員会・部会での審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正した。なお同時に、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則を改正し、これについては平成20年度から適用することとした。

また、現在、認定専攻科の授業科目を担当する専任教員について前審査から原則として半数以上が変更されたと認められる場合に提出することとなっている「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」のうち「教育研究業績書」について、認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、平成20年度から、兼任教員（非常勤講師）はその提出を省略することができるよう規則を改正した。

(5) 単位積み上げ型による学士の学位授与に関する外部検証の実施

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員3人を含む10人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。今後、この結果を踏まえ、学位授与業務の改善等に取り組むこととしている。

2 評価と課題

平成19年度も申請者数は引き続き増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行することにより、規則に定めるとおり、申請後6月以内に学位を適切に授与した。また、その学位授与に当たっては、学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻の区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。

さらに、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、平成19年度から新たに、専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」を設定するとともに、平成20年度から、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定するよう規則を改正した。

また、特に平成19年度は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的にこれまで構築を進めてきた「学位授与業務支援システム」のうち、「科目審査支援システム」が「試験問題作成支援システム」に引き続き本格稼動した。加えて、「電子申請システム」についても平成20年度4月期申請からの運用開始に向けて、試行テストを重ねて万全の準備を行ってきた。平成20年4月1日からの申請受付に先駆けて、電子申請によるデータ入力については3月17日から開始しているが、この電子申請システムが運用されることにより、ウェブサイト画面上で各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、誤記入が減少するなどの利点がある上、修得単位等の情報が、書類到着前に閲覧可能となる。

なお、平成21年度から、専門委員会・部会での審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図るため、認定専攻科の教育の実施状況等の審査に関して、その審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正するとともに、平成20年度から、「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」の提出が必要な場合であっても、兼任教員（非常勤講師）については「教育研究業績書」の提出を省略することができるよう規則を改正した。

今後も、増加傾向にある申請者に対し、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切かつ円滑な実施に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度2回（4月期と10月期に）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

1 実施状況

短期大学・高等専門学校卒業等者の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行い、審査、判定を経た後、申請後6月以内に学位を授与している。平成19年度においても、次のとおり実施した。

また、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものについては、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、申請者本人の希望により、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設けている。

さらに、平成18年度は3月の専攻科修了者に対して10月期申請にのみ認めていた見込申請を、9月の専攻科修了者にも対応するため、平成19年度からは4月期申請においても可能とした。

(1) 申請の受付

① 申請受付期間

申請書類の重要性にかんがみ、申請者には書留で郵送することを求めている。申請書類到着後、すぐに郵便局の配達証の書留番号と申請書類の書留番号との照合を行った。

受付期間は、次のとおり、4月期申請及び10月期申請とも7日間としており、全国一律に公平性を確保するため、受付期間最終日までの消印を有効としている。

・4月期申請：平成19年4月1日（日）～4月7日（土）（消印有効）

・10月期申請：平成19年10月1日（月）～10月7日（日）（消印有効）

なお、申請者の便宜のため、学位審査手数料は、申請受付期間の1か月前から、郵便局又は銀行等の金融機関で払い込めるようにしている。

② 申請書類到着通知

申請書類開封後、申請者に「到着お知らせはがき」を発送し、申請書類が無事に到着したかどうかという申請者の不安を払拭している。

③ 申請書類の内容の検査

申請書類受領後、直ちに内容の検査を行った。検査項目は非常に多岐にわたるため、「開封・書類確認」、「基礎資格確認」、「基本基準・専攻基準確認」、「学修成果確認」、「修得単位照合」、「不備処理」の6段階に分け、各段階で正確性に重点をおいた検査を行った。

④ 不備書類の処理・申請書類の受理

申請書類に不備又は不明な点のあった申請者には、電話等で連絡を取り、内容の確認又は不足書類の追加請求を行っている。平成19年度は、申請受付期間の終了から、一連の検査を経て、4月期申請は94件、10月期申請は264件の申請の不備又は不明な点を解消し、4月期申請は5月14日（月）、10月期申請は11月5日（月）に、次表のとおり申請書類の受理数を確定した。

これらの作業と並行し、試験場の設定、試験問題の作成、審査・判定資料の作成等に係る基礎データを作成するため、申請者1人につき38項目にわたる申請者データの入力作業を業務委託により行った。

○ 申請書類の到着数・受理数 (件)

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		4月期	10月期		4月期	10月期		4月期	10月期
到着数	2,759	466	2,293	2,819	457	2,362	2,815	453	2,362
受理数	2,738	451	2,287	2,790	445	2,345	2,795	444	2,351

(2) 審査

① 修得単位の審査

申請のあった専攻の区分ごとに、次表のとおり専門委員会・部会を開催し、各申請者の修得単位の審査を行った。この修得単位の審査は、各申請者が単位を修得した個別の履修科目について、各大学のシラバス等をもとに、それぞれ「専門科目の単位」、「関連科目の単位」、「専攻に係る単位以外の単位」のいずれかに分類し、機構が定める修得単位の基準を満たしているかを判定する。

また、これらの判定を行った科目については、再度審査する手間を省き、また、審査にぶれがないようデータベース化しており、平成19年度は3,744件入力し、年度末で31,461件が検索できるよう管理されている。

○ 専門委員会・部会開催数 (回)

申請時期	開催月	開催期間	開催数
4月期	5月	平成19年5月23日（水）～5月29日（火）	7
	7月	平成19年7月9日（月）～7月27日（金）	30
10月期	11月	平成19年11月12日（月）～11月30日（金）	22
	1月	平成20年1月11日（金）～1月31日（木）	32

② 学修成果・試験の審査

提出された学修成果（レポート・作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即した小論文試験及び面接試験を、次のとおり全国4か所〔北海道地区・東京地区・大阪地区・福岡地区〕で実施した。

- ・4月期申請：小論文試験・面接試験 平成19年6月17日（日）
- ・10月期申請：面接試験 平成19年12月9日（日）
小論文試験 平成19年12月16日（日）

なお、4月期申請では、受験上の特別措置の申出はなかったが、10月期申請では、東京地区試験場の面接試験において、聴覚に障害のある申請者1人に対して、質問が聞こえやすいように面接委員との距離を1m程度にするとともに、場合によっては筆談で対応できるように措置した。また、大阪地区試験場の小論文試験において、試験の一週間前にアキレス腱を断裂した申請者1人に対して、車椅子の持参使用、試験場への乗用車で入構などを許可する措置を行うとともに、試験当日に急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながら各試験場において適切に対応した。

(3) 判定及び学位の授与

学位審査会の下に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会・部会による審査の判定案をとりまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で合否を判定し、合格と判定された2,574人に対して、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて受け取ることができるよう、これまでよりも早期に学位記を送付するための体制を整備して対応しており、平成19年度4月期申請においては、高等専門学校では5校中3校が、10月期申請においては、短期大学では64校中25校が、高等専門学校では60校中39校がこの制度の利用を希望し、そのうち審査に合格した短期大学の認定専攻科修了者345人、高等専門学校の認定専攻科修了者855人の計1,200人については学位記を在学機関に送付しており、これらの合格者には在学機関から修了式などにおいて学位記が渡された。

2 評価と課題

平成19年度も申請者数は引き続き増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行することにより、規則に定めるとおり、申請後6月以内に学位を適切に授与した。また、その学位授与に当たっては、学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻の区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。

なお、受験上の特別措置については、試験当日に急遽申出のあったものを含め、いずれも適切に対応した。また、平成19年度については特になかったが、平成17年度に起きたような大雪による交通機関の乱れなど、不測の事態が生じた場合でも適切に対応できるよう体制を整備した。

また、平成18年度10月期申請から、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、申請者本人の希望により、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図っているが、さらに、平成19年度からは、9月の専攻科修了者にも対応するため、10月期申請同様に4月期申請においても見込申請を可能とした。

今後も、増加傾向にある申請者に対し、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切かつ円滑な実施に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

② 専攻区分の見直し及び改正

我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また、必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の審査の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。

1 実施状況

(1) 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準の改正

申請者の専攻に係る修得単位の審査は、各専攻の区分に共通的な基準と専攻の区分ごとの基準のそれぞれに則して行われており、平成4年度に「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」で審査基準が定められて以来、適宜、専攻の区分の追加及び見直しを図ってきた。

平成19年度は、次の一部改正を行った。なお、③の専攻の区分「教育学」については、法律の改正に伴う名称の変更であり、それ以外の一部改正については、申請者が授業科目を分類しやすいように明示したものであるが、いずれも当該授業科目の取扱いを変更するものではなく、この改正によって申請者が不利益を被るものではないため、周知期間を設けずに平成20年度から適用することとした。

- ① 専攻の区分「音楽」の専門科目「演奏に関する科目」の「専門科目の例」に「スコアリーダーディング」を追加した。
- ② 専攻の区分「理学療法学」の専門科目「基礎・研究理学療法学に関する科目」の「専門科目の例」に「生命と倫理」を追加した。
- ③ 専攻の区分「教育学」の専門科目「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に変更した。
- ④ 専攻の区分「美術」の専門科目「美術教育に関する科目」を「美術教育・アートマネジメントに関する科目」に変更し、「専門科目の例」に「博物館学」と「アートマネジメント」を追加した。

また、平成19年度は、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに次の専攻分野・専攻の区分を設定した。

- ① 平成19年度から、専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」を新たに設定した。
- ② 平成20年度から、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定するよう規則を改正した。
- ③ 平成18年度から薬剤師養成のための薬学教育が4年制から6年制に変更されたことに伴い、専攻分野「薬学」・専攻の区分「薬学」は平成21年度をもって廃止し、新たに4年制の薬学教育に相当する専攻分野「薬科学」・専攻の区分「薬科学」を設定するよう規則を改正した。ただし、申請者に対する新たな専攻分野・専攻の区分の周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、平成20年度から周知を開始し、専攻の区分「視能矯正学」については申請受付を平成21年度4月期から、専攻の区分「薬科学」については平成22年度4月期からとした。

(2) 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準の改正に対する周知

申請予定者は、各専攻に共通な基準と専攻の区分ごとの基準に基づき学修を重ねるため、専攻分野・専攻の区分の追加や変更については、申請者が不利益を被ることがないように、機構のウェブサイト、「新しい学士への途」、「機構の概要」などにより、必要に応じて周知期間を設けてから申請受付を開始するなどの措置をとっている。

2 評価と課題

平成19年度においても、申請者が授業科目を分類しやすいように、専攻の区分「音楽」、「理学療法学」、「教育学」、「美術」において、専門科目の区分名を変更したり、「専門科目の例」に例示科目を追加するなどの改正を行った。また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、平成19年度から、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」を設定した。さらに、申請受付は平成21年度4月期からであるが、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定するよう規則を改正し、平成20年度の早い時期に機構のウェブサイトに掲載して周知を図ることとした。同様に、申請受付は平成22年度4月期からであるが、専攻分野「薬科学」・専攻の区分「薬科学」を設定するよう規則を改正し、既に平成20年度版の「新しい学士への途」や機構のウェブサイトに掲載し周知を図っている。

今後も、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に適切に対応するため、必要に応じて専攻の区分ごとの審査の基準を改正する。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

(1) 学位審査会

平成19年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。

- ① 第1回学位審査会（平成19年5月16日開催）では、主に、「4月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関し、専門委員の業務量の平準化を図るため、7月の専門委員会・部会から審査を開始することが了承された。さらに、認定課程修了者に係る修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が希望する場合に、課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定することが了承された。

- ② 第2回学位審査会（平成19年8月27日開催）では、主に、第1回で付託された事項について審議するとともに、「認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託」及び「認定課程に係る教育の実施状況等の審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知などでは、申請者に学位審査会や専門委員会・部会の意図が伝わらないと考えられる場合、同様の理由により概ね2回不合格となった者には、必要に応じて別途伝えることを可能とすることが了承された。

- ③ 第3回学位審査会（平成19年11月9日開催）では、主に、「10月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託するとともに、「短期大学及び高等専門学校専攻科に係る認定の審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、平成18年度から薬剤師養成のための薬学教育が4年制から6年制に変更されたことに伴い、専攻分野「薬学」・専攻の区分「薬学」は平成21年度をもって廃止し、平成22年度から新たに、専攻分野「薬科学」・専攻の区分「薬科学」を設定することが了承された。

- ④ 第4回学位審査会（平成20年2月13日開催）では、主に、第2回及び第3回で付託された事項について審議するとともに、「認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、平成20年度から、専攻分野「保健衛生学」に新たに専攻の区分「視能矯正学」を追加するとともに、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に新たに視能矯正学部会を設置することが了承された。

- ⑤ 第5回学位審査会（平成20年3月25日開催）では、主に、第4回で付託された事項について審議するとともに、電子申請による申請手順等についての説明を行った。

また、新たな専攻の区分「視能矯正学」の修得単位の審査の基準について了承された。

○ 学位審査会審査委員名簿（平成19年5月16日現在）

◎	井上智子	東京医科歯科大学教授
◎	岩村生敏	日本大学教授
	瓜塚一彦	高知工科大学教授
	大川島一暁	お茶の水女子大学教授
	北川一郎	東京工業大学教授
	木村一彦	東京芸術大学教授
	工藤彬夫	早稲田大学教授
	斎藤善則	北海道大学教授
	酒井良明	東京工業大学教授 大学評価・学位授与機構特任教授
	白井佳子	東京工業大学教授
	瀧田佳夫	立命館大学教授
	富澤泰一	大学評価・学位授与機構教授
	長司利彦	青山学院大学教授
○	中西原村	工学院大学教授
	野坂泰司	帝京大学教授
	橋本弘信	大学評価・学位授与機構教授
	六車正章	東京大学教授
		学習院大学教授
		大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
		大学評価・学位授与機構教授

（◎＝委員長，○＝副委員長）

（2）専門委員会・部会

学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家402人（専門委員349人・臨時専門委員53人）【うち単位積み上げ型による学士の学位授与にかかる専門家324人（専門委員298人・臨時専門委員26人）】の協力を得て、51の専門委員会・部会を設置し、5月に7回、7月に30回、11月に22回、1月に32回の計91回開催して審査を行った。

専門委員は、任期2年で、申請者数及び専門委員の分野間のバランス並びに認定を行う専攻科の教員組織の構成を勘案し選考している。なお、小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図るため、平成20年度から、教育学専門委員会、電気電子工学部会及び情報工学部会においては専門委員数を増員した。

また、時代に即応したよりの確な審査を行うため、また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、平成19年度から新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加したことに伴い、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。

なお、平成20年度から、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定することに伴い、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に視能矯正学部会を設置して、平成20年度から専門委員の委嘱を行うこととした。

(3) 委員会開催数

専門委員会・部会は、原則として、学修成果・試験の審査も併せて申請時期ごとに2回開催している。専攻区分ごとの申請者数等によっては、適正な審査が担保されることを前提に1回のみ開催し、業務の効率化を図っている。平成19年度においても、次表のような開催パターンで、専門委員会・部会を開催し審査を行った。

○ 通常の開催パターン

審査内容	1回目	2回目	3回目	4回目
申請者に係る 審査	4月期修得単位の 審査	4月期学修成果・試験 の審査及び総合判定	10月期修得単位の 審査	10月期学修成果・試験 の審査及び総合判定
専攻科の認定 等	—	—	教員組織等の審査	教員組織等の補正審査

2 評価と課題

平成19年度も、前年度同様、学位審査会の下に、申請者に係る修得単位の審査及び学修成果・試験の審査並びに専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置した。

なお、時代に即応したよりの確な審査を行うため、また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、平成19年度から新たに口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置するとともに、平成20年度から、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に、視能矯正学部会を設置し、専門委員の委嘱を行うこととした。

また、申請者数は増加傾向にあり、平成19年度においても2,700人を超え、また、専攻科の認定等に関して約630人の教員審査を行ったが、これらの審査を行うに当たっては、適宜、専門委員を追加したり、また、申請者数並びに申請者及び専攻科の認定等に係る専門分野に応じて臨時専門委員を新たに委嘱し、適切な審査を行うための体制を整備した。

なお、平成19年度同様に平成20年度においても、「小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である」との専門委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図ることとした。

今後も、学位授与事業の適切な実施のため、申請者数及び専門分野の動向を踏まえ、必要に応じ組織・運営の見直し・改善を図る。なお、見直し等に当たっては、平成19年度に行った外部検証結果の「学位の質を保証するためには審査委員の確保が不可欠であり、そのために必要な措置を構ずること」との指摘を踏まえ、適切に対応することとしている。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

④ 不合格者に対する不合格理由の通知

学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。

1 実施状況

学修成果（レポート）・試験の結果が「不可」である場合には、次の4種類の不可判定理由から一つを選んで申請者に通知している。

- イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。
- ロ 学修成果の内容が水準に達していない。
- ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
- ニ 試験を受けていない。

このうち、不可判定理由が「イ」又は「ロ」の場合、再申請する際には、学修成果の書き直しが必要となるが、不合格者にとって直すべき点が明確でなかった。

そこで、このような不合格者に伝えるべき内容について、専攻の区分別の専門委員会・部会において検討した結果、学位授与申請者のための手引書である「新しい学士への途」の申請に当たっての留意事項に記載している①学修成果のテーマ、②学修成果の内容、③学修成果の書き方に係る項目の中から選択することが適切であるとの結論を得て、再度、平成17年度4月期申請で試行を行い、一部修正の上平成17年度10月期申請から不可判定理由が「イ」又は「ロ」で不可となった申請者に、学修成果書き直しの際の留意事項を伝えており、平成19年度においても、これまでの見直し・改善点に基づいて一部修正を行い、4月期及び10月期ともに該当する申請者に対して通知した。

なお、現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知などでは、申請者に学位審査会や専門委員会・部会の意図が伝わらないと考えられる場合、同様の理由により概ね2回不合格となった者には、必要に応じて別途伝えることを可能とした。

2 評価と課題

「イ 学修成果のテーマ設定が適切でない。」又は「ロ 学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、平成17年度からは、この不可判定理由に加えて学修成果を書き直す際の留意事項も併せて伝えることにした。その結果、申請者にとっては、不可となった理由がより明確となり、再度申請を考える上での一助となった。また、申請者からの一方向の情報にのみ基づき判定を行っていた専門委員にとっても、部分的ではあるが、申請者に対して教育的な配慮を施すことができるようになった。

なお、現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知などでは、申請者に意図が伝わらないと考えられる場合には、必要に応じて別途伝えることとしたことにより、一部の申請者ではあるが、不可となった理由がさらに明確となり、再度申請を考える上での一助となった。

今後も、必要に応じてその内容、伝達方法等について検討を行い、申請者等に対して、学修成果を書き直す際の留意事項が適切に伝えられるよう努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善

本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。

1 実施状況

(1) 基本的な考え方・改善状況

学位授与申請を受け付ける上で、機構が行う学位授与制度の十分な周知・理解が不可欠であるとともに、具体的な申請方法等が分かりやすいものであることが重要である。このため、「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」において、機構の学位授与の仕組みや基礎資格、修得すべき単位数といった申請要件について詳しく紹介するとともに、申請受付期間、学修成果等の必要書類、試験といった具体的な事項についても具体例を示しながら解説している。これらの申請関係書類は、申請者の利便性にかんがみ、また、広く一般に理解されるよう、毎年度印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにしている。

これらの申請関係書類は、申請者等からの質問・要望も参考に、より理解しやすいように毎年度改善を行っているところであるが、特に平成19年度版においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえるよう制度の概要説明を充実させるなど、次のとおり大幅な改訂を行った。

また、平成20年度版の「新しい学士への途」は、基本的な部分については平成19年度版をもとにして一層理解しやすいように用字用語等の改訂を行い、さらに、平成20年度4月期申請から導入する「電子申請」についての申請の流れなどを記載した。また、「学位授与申請書類」には、「電子申請」の具体的な申請方法などを掲載するとともに、これまでの郵送申請用書類に加え、電子申請用書類を綴じこんだ。

- ① 制度の概要説明を充実させた。
- ② 全面的に用字用語について見直しを行った。
- ③ 専攻の区分ごとに、当該専攻の区分に係る学習の意味付けを行ってもらうため、当該専攻の区分で求める学習内容、単位修得要件を設定する理由などを記述した。

(2) 配付先・配付部数等

- ① 「新しい学士への途」12,000部及び「学位授与申請書類」7,500部を作成し、平成20年2月下旬から個人請求者、短期大学・高等専門学校等に配付している。
- ② これらの申請関係書類は、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。

2 評価と課題

「新しい学士への途」については、これまでも毎年度改訂を行っているところではあるが、平成19年度版では、機構の学位授与制度を利用してこれから学士の学位を取得するための学習を始めようとしている人や、ひととおりの学習を行い学位の申請をしようとしている人にとって分かりやすいよう、図表などを用いて視覚にも訴えながら、「学士の学位」や「機構が授与する学士の学位」などの基本的な制度の概要について解説を加えたり、「学位取得の要件」について区分ごとに解説を加えたりしている。また、学習形態の多様化に対応するために、それぞれの専攻の区分において体系的に学ぶことの意味、修得すべき科目の単位の各種要件の理由などを追加するなど、大幅な改訂を行った。そこで、平成20年度版については、基本的には平成19年度版をもとにしたものであるが、平成20年度4月期申請から導入する「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法などを掲載した。

今後も、申請者等が理解しやすいよう、また、申請受付時における不備が減少し、より正確な審査ができるよう、申請者等の意見も参考に、より一層の改善に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑥ 電子申請システムの構築

学位授与事業支援システムの中核となる3システムのうちの電子申請システムを試行的に仮運用して問題点等が発生した場合は改善する。科目審査支援システムは本運用を開始する。

1 実施状況

(1) 「①電子申請システム」の進捗状況

これまで学位授与申請は、郵送による申請のみであったが、平成20年度4月期申請からはインターネットを利用した電子申請による申請も受け付けることとし、平成16年度から段階をおって準備を進めてきた。平成16年度には、電子申請システムのプロトタイプを構築し、平成17年度には、このプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。平成18年度には、プロトタイプをもとに本システムを構築し、平成19年度には、平成20年度4月期申請からの本運用の開始に向けて、仮運用による試行テストを重ね、システムの内容について検証することにより万全の体制を整えてきたところである。

また、この「①電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「②科目審査支援システム」や「③試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めているもので、これらのシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。

○ 学位授与業務支援システム

システム名		概 要
①	電子申請システム	(ウェブ入力部分) 申請者がウェブを利用して申請することを可能とするシステム
		(データベース部分) 申請内容を電子情報として蓄積するシステム
②	科目審査支援システム	申告された修得単位と単位の要件の対応を電子情報として蓄積し、審査時の利用に供するシステム
③	試験問題作成支援システム	専門委員による試験問題の担当割付、作成及び機構への送付をウェブ上で可能とするシステム

(2) 「学位授与業務支援システム」の進捗状況

「学位授与業務支援システム」のうち、単体でも機能する「②科目審査支援システム」については、平成19年度から運用を開始した。また、「③試験問題作成支援システム」についても単体でも機能するため、既に平成18年度から運用を開始している。

(3) 効果

① 電子申請システム

電子申請システムが運用されることにより、ウェブサイト画面上で各種入力支援機能(プルダウンメニューや単位数の自動計算等)を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、誤記入が減少するなどの利点がある。

また、これまでは、申請書類に記載されている申請者個人のデータや申請者が大学等で修得した単位等の各種の膨大な申請データは職員が入力していたが、この電子申請システムを利用すると、申請データを申請者自身がウェブを通じて入力することとなるため(図1参照)、データを入力するための労力が軽減できるとともに、関係経費が削減できる。

(図1 申請者情報入力画面)

学位授与電子申請システム

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

小平 学 様 単位修得状況等申告書(平成20年度4月期申請)

ヘルプ ? ログアウト

PDF出力

申請者情報入力 学歴入力 単位入力 総括表・確認 送信完了

申請者情報入力

学歴入力に進む

★と表示されている項目は必ず記入してください

パスワード (初めてログインする場合は必ず変更してください) [▼パスワード変更](#)

申請情報

申請年月日 ★ 平成20年 10 月 1 日

基礎資格を有する者の区分 ★ 日 高等専門学校を卒業した方【第1区分】 [選択](#)

専攻科修了見込みでの申請 ☒ 短期大学・高等専門学校の認定専攻科を修了見込みで申請する方

再申請 ☐ 再申請

専攻分野の名称 ★ 工学

専攻の区分 ★ 機械工学

受験希望地区 ★ 大阪地区

申請者情報

氏名(漢字) ★ 姓 小平 名 学 (旧姓) △△

氏名(カナ) ★ セイ コダイラ メイ マナブ (全角カナ)

性別 ★ ☒ 男 ☐ 女

生年月日 ★ 昭和 61 年 5 月 1 日

本籍 ★ 大阪府

(住所)郵便番号 ★ 165 - 0022 (半角数字) [住所検索](#)
※郵便番号を入力後ボタンを押下することで住所が表示されます

都道府県 ★ 東京都

市区町村丁目・番地 ★ 国分寺市東元町

団地・壁・号室・方等 △△アパート〇〇号室

電話番号 ★
(少なくとも1つ入力)
入力例: 00-0000-0000等

自宅 000-000-0000 内線 ☐ 昼 ☐ 夜

携帯 000-0000-0000 ☐ 昼 ☐ 夜

勤務先 00-0000-0000 内線 ☐ 昼 ☐ 夜

通学先 内線 ☐ 昼 ☐ 夜

FAX

メールアドレス ★ 000@000000.ne.jp

メールアドレス(確認) ★ 000@000000.ne.jp

その他情報

納付金No. ★ 1900502

入金日 平成20年 4 月 1 日

学修成果

テーマ名 ★ 太陽電池の特性試験

キーワード科目 ★ 熱力学Ⅰ

熱力学Ⅱ

学歴入力に進む

② 科目審査支援システム

科目審査支援システムの導入によって、データベースとの照合、科目審査表の作成、審査後の単位計算・データベースへの登録などの作業の大半が自動化されるため、大幅に労力が軽減される。

(図2 科目審査支援システム)

学校名	学部名称	科目名	科目区分	授業の方法	単位数	備考
東京大学	教養学部	マシナリ読	社会科学	講義	2	
東京大学	教養学部	国際関係	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	国際関係	社会科学	講義	4	
東京大学	教養学部	法Ⅰ	社会科学	講義	2	
東京大学	教養学部	法Ⅱ	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	憲法第1部	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	憲法第2部	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	裁判官	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	特別講義ヨーロッパ	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	日本近代史	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	法史	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	法社会学	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	法社会学実習	社会科学	実習	2	
東京大学	法学部	民法第1部	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	民法第2部	社会科学	講義	2	
東京大学	教養学部	政治Ⅰ	社会科学	講義	2	
東京大学	教養学部	政治Ⅱ	社会科学	講義	2	
東京大学	教養学部	日本の政治	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	ヨーロッパ政治史	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	行政学	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	政治過程論	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	政治学	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	政治学史	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	特別講義現代東	社会科学	講義	2	
東京大学	教養学部	経済学概論	社会科学	講義	2	
東京大学	法学部	近代経済学	社会科学	講義	4	
東京大学	法学部	経済学概論	社会科学	講義	4	
放送大学	教養学部	コミュニケーション論	社会科学	講義	2	
放送大学	教養学部	産業社会と消費	社会科学	講義	2	
放送大学	教養学部	都市社会の発展	社会科学	講義	2	
放送大学	教養学部	変動する社会と文化	社会科学	講義	2	
東京大学	教養学部	比較社会学	社会科学	講義	2	

③ 試験問題作成支援システム

試験問題作成支援システムの導入によって、専門委員が試験問題を作成する際のセキュリティが強化でき、また、数式や上付き・下付き文字、イタリック体などの特殊文字の入力を可能にするなどの機能強化を図ることができる。さらに、これまで別々に管理されていた当該システムに係る各種データベースの一元化も図ることができる。

(図3 試験問題作成支援システム)

試験問題修正画面 - Microsoft Internet Explorer

アドレス: http://192.168.0.26/ssad/php/Examination.php?mode=modify&window_mode=2&app_num=22366

登録番号: 10619002 受験番号: 氏名: 申請者: 専攻分野: 農学 専攻区分: 農学

学修成果 (テーマ): 一時保存

問題1

引用・参照の有無: ☐ 有 ☒ 無 ※学修成果の文章を引用又は参照した場合「引用」, それ以外「無」をチェックしてください。

該当ページ: ※引用・参照の有無が有の場合は該当ページ数を記入してください。

添付: ファイル コメント

本文: ☐ Text形式 ☒ Word形式

問題2

引用・参照の有無: ☐ 有 ☒ 無 ※学修成果の文章を引用又は参照した場合「引用」, それ以外「無」をチェックしてください。

該当ページ: ※引用・参照の有無が有の場合は該当ページ数を記入してください。

添付: ファイル コメント

本文: ☐ Text形式 ☒ Word形式

2 評価と課題

平成19年度は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的にこれまで構築を進めてきた統合システムである「学位授与業務支援システム」のうちの「科目審査支援システム」が「試験問題作成支援システム」に引き続き本格稼動した。「電子申請システム」は、これらのシステムとの連携を前提に構築を進めてきたもので、これらのシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。

特に「電子申請システム」については、平成20年度4月期申請からの本運用の開始に向けて、仮運用による試行テストを重ね万全の準備を行った。具体的には、すべての「専攻の区分」（57区分）について想定データを作成し、それぞれの専攻の区分で規定されている「専攻に係る授業科目の区分」（783区分）に対応する「修得単位の審査の基準」（283基準）が正しくチェックされているか、また不備があった場合に対応するエラーメッセージが正確に表示されるかなど各種チェック機能の動作確認や、申請者の視点での入力操作性の確認とそれに基づく新たな機能の追加など、様々な条件を設定した上での検証作業を繰り返し行った。また、申請者がより利用しやすいように、多くの入力例などを盛り込んだオンラインマニュアルを整備した。

このように実際の運用を想定した検証、準備を行い、万全の体制を整えた上で、平成20年4月1日からの申請受付に先駆けて、電子申請によるデータ入力受付を3月17日から開始した。

この電子申請システムが運用されることにより、ウェブサイト画面上で各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、誤記入が減少するなどの利点がある。

今後、ある程度の実績を積んだ段階で、運用の状況についての検証を行い、必要な改善を行うこととしている。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑦ 試験場の配置

申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。

1 実施状況

平成４年10月に学位授与に係る最初の試験が東京地区１か所で開催された。また、平成５年度からは４月期と10月期の２回試験が実施され、小論文試験については、東京地区に加え、新たに大阪地区でも実施された。その後、平成14年度10月期からは福岡地区に、平成16年度４月期からは北海道地区に新たに試験場が設置され、現在に至っている。

この福岡地区及び北海道地区の試験場の設置は、機構の学位授与制度を利用して学位を取得する申請者は全国に及んでいるため、これらの申請者の利便と経済的負担の軽減を考慮するとともに、全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮して決定されたものである。

平成19年度においても、試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。

○ 試験地区別申請者数等一覧

試験地区	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期
北海道地区	27	109	11	158	17	134	16	139
東京地区	241	1,073	258	1,065	216	1,038	235	971
大阪地区	125	645	122	671	172	733	127	775
福岡地区	43	444	49	383	56	435	59	452
合 計	436	2,271	440	2,277	461	2,340	437	2,337

2 評価と課題

平成16年度４月期から試験場を増設したが、今後も、申請者の利便と経済的な負担の軽減並びに全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮しつつ、受験予定者数と実施経費との費用対効果等を勘案し、試験場増設等の必要性の有無について検討を行っていく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑧ 身体に障害のある者への特別措置

身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

1 実施状況

（１）受験上の特別措置

学位授与審査の一環として実施する試験においては、身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。

受験上の特別措置の具体的な内容については、試験の公平性及び公正な試験の実施に配慮しつつ、「身体に障害のある学士の学位授与申請者に対して行う特別措置に関する取扱要領」に基づき決定している。また、受験上の特別措置を決定する上で不明な点などが生じた場合には、「調査研究協力者」として委嘱している当該障害の専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

なお、受験上の特別措置を希望する申請者には、その対応に時間を要することもあるため、申請前に申し出るよう求めているが、申請後、あるいは試験直前の申出に対しても、可能な限り申請者の希望にそえるよう対処している。

また、近年、精神的な理由などにより、受験上の特別措置が必要な申請者もあり、このような者に対しても、審査の上、受験上の特別措置を講じている。

（２）平成19年度における実施状況

① 4月期申請

4月期申請では、受験上の特別措置の申出はなかった。

② 10月期申請

10月期申請では、次のとおり障害を持つ申請者（2人）に対して、受験上の特別措置を行った。

【面接試験】

○ 聴覚障害（1人）

- ・ 質問が聞こえやすいように面接委員との距離を、通常2.5mのところを1m程度にするとともに、場合によっては筆談で対応

【小論文試験】

○ アキレス腱断裂（1人）

- ・ 車椅子の持参使用
- ・ 試験室入口までの介添者の同伴
- ・ 試験場への乗用車での入構

○ 過去3年間の受験上の特別措置の実施状況

	特別措置者数	障害等の種類	主な措置内容
平成17年度10月期 (面接)	1	聴覚障害	・質問等を一部口話で対応 ・質問等を行う際、口を大きく、はっきりと動かして対応
(小論文)	1	肢体不自由	・別日程・別会場(高等専門学校)の設定 ・試験場への乗用車での入構 ・試験室入口までの介護者の同伴 ・車椅子の持参使用 ・特性機の準備 ・解答の際のボールペン・ペンホルダーの使用及び二重線での修正 ・パソコンによる解答
(小論文)	1	利き腕骨折	・別室の設定
平成18年度4月期 (面接)	1	視覚障害	・試験場への乗用車での入構 ・受験者控室までの付添者の同伴 ・作品・資料等の展示の際の補助
平成18年度10月期 (小論文)	1	鎖骨(左)骨折	・文鎮の貸与、使用許可
	1	蕁麻疹	・監督者が塗り薬を確認後、試験時間中に使用することを許可
	1	低血糖	・試験時間中に糖分(アメ)の摂取を許可
平成19年度10月期 (面接)	1	聴覚障害	・質問が聞こえやすいように面接委員との距離を1m程度に設定 ・場合により筆談で対応
(小論文)	1	アキレス腱断裂	・車椅子の持参使用 ・試験室入口までの介添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構

2 評価と課題

試験においては、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、障害の種類・程度に応じて適切に受験上の特別措置を講じてきている。なお、この特別措置については、取扱要領を定めて統一的に対処しており、また、特別措置を決定する上で疑義があれば、その障害に関する専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。また、試験当日の体調不良など、各試験場において急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながらその措置内容を決定することとしている。

平成19年度においても、これらの基本的な考え方にに基づき、試験当日に急遽申出のあった受験上の特別措置を含め、きめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。

今後も、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう障害の種類・程度に応じて適切に対応するとともに、試験直前の申出にも柔軟に対応していく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査

短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成19年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっている。

平成19年度は、平成20年度からの専攻科の認定を希望する短期大学又は高等専門学校の専攻科5専攻（5校）から認定の申出があり、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるかなど）を行った。その結果、5専攻（5校）を認定し、平成20年2月13日付けで設置者に通知した。

(1) 認定の申出に係る事前相談

専攻科の認定の申出を予定する短期大学及び高等専門学校の参考となるよう、専攻科の認定の申出に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「専攻科認定申出書類作成の手引」を作成し配付した。

また、認定の申出を予定する5校に対して、1校当たり平均2、3回事前相談に応じて、提出書類の作成の詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、申請の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度から、専攻科認定の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。

(2) 認定申出の受付

平成19年9月30日の締切日までに、平成20年度からの専攻科の認定を希望する専攻科を置く短期大学5専攻（5校）から認定の申出を受理した。その際、申出書に加えて各専攻科の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

(3) 認定審査

認定の申出を受けて、第3回学位審査会（平成19年11月9日開催）において、機構長から学位審査会に対して認定申出専攻科の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、各認定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(4) 専門委員会・部会での審査

- ① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成19年11月12日から30日にかけて専門委員会・部会を開催し、認定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。
- ② 認定申出専攻科による提出書類の補正の後、平成20年1月11日から1月31日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(5) 認定の可否の通知

第4回学位審査会（平成20年2月13日開催）において審査の結果、5専攻（5校）を認定し、同日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定は、学士の学位につながる高等教育段階の学習の機会を多様化する上で重要な役割を負っており、機構の学位授与制度による学位と大学の学位の等質性を保証する観点から、厳正な審査が求められる。

平成19年度も、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるかなど）を行い、5専攻（5校）を認定し、短期大学又は高等専門学校の専攻科という大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化の推進と質の保証を確保することができた。

今後も、申請予定校のために、専攻科の認定の申出に係るマニュアルを整備・改善し、事前相談において、提出書類の作成、教育課程及び教員の配置等について分かりやすい説明を行うとともに、厳正な審査を実施する。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑩ 認定を受けた専攻科の水準維持についての審査

認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、原則として５年ごとに当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

短期大学又は高等専門学校認定専攻科の質の保証を確保するため、認定した専攻科に対しては、原則５年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっている。平成19年度は、平成4年度、平成9年度及び平成14年度に専攻科の認定を行った短期大学の専攻科25専攻（22校）及び高等専門学校の専攻科22専攻（9校）に対して、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の47専攻（31校）すべてを「適」と判定し、平成20年2月13日付けで設置者に通知した。

（１）教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象の専攻科の参考となるよう、教育の実施状況等の審査に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「教育の実施状況等の審査に関する書類作成の手引」を作成し、配付した。

また、審査対象となる47専攻（31校）に対して、1校当たり平均2、3回郵送等による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度から、教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

（２）教育の実施状況等の審査

機構の定めるところにより、教育の実施状況等の審査の対象となる専攻科に通知を行い、5月末までに対象専攻科から関係書類を受け付けた。この関係書類の提出を受けて、さらに、専攻科の授業科目を担当する専任教員が専攻科の認定時又は教育の実施状況等の審査時から原則として半数以上が変更していると認められた短期大学14専攻（12校）及び高等専門学校12専攻（6校）の計26専攻（18校）に対して、専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書）の提出を求める通知を8月に行い、10月末までに所定の書類の提出を受けた。

第2回学位審査会（平成19年8月27日開催）において、機構長から学位審査会に対して教育の実施状況等の適否の審査が付託され、学位審査会では、各認定専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(3) 専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、平成19年11月12日から30日にかけて専門委員会・部会を開催し、26専攻(18校)について専任教員の個人審査を含め教員組織等の審査を行った。この審査の過程で意見等があった場合には、このことを当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

提出書類の補正の後、平成20年1月11日から1月31日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

なお、平成18年度から、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果(教育課程の審査結果及び教員組織の審査結果)をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用し、審査事務の省力化を図っている。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会(平成20年2月13日開催)において審査の結果、今年度審査の対象となった47専攻(31校)すべてを「適」と判定し、同日付けで設置者に通知した。

(5) 平成20年度の教育の実施状況等の審査の予告

平成20年度に教育の実施状況等の審査対象となる短期大学21校(26専攻)及び高等専門学校13校(27専攻)の設置者に対して、平成19年9月27日付けで、機構長から審査実施予告の通知を行った。

(6) 関連規則の改正

平成21年度から、認定専攻科に対する教育の実施状況等の審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正した。なお同時に、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則を改正し、これについては、平成20年度から適用することとした。

また、現在、認定専攻科の授業科目を担当する専任教員について前審査から原則として半数以上が変更されたと認められる場合に提出することとなっている「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」のうち「教育研究業績書」について、認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、平成20年度から、兼任教員(非常勤講師)はその提出を省略することができるよう規則を改正した。

2 評価と課題

専攻科を認定する際に審査した教育課程及び教員組織等の状況が維持されることは、機構の学位授与事業において、認定専攻科の単位を大学の単位と同等に用いることができる制度にとっての前提となる重要な事項である。このため、認定した専攻科に対して、一定期間ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは、当該専攻科が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成19年度は、学位審査会及び専門委員会・部会における慎重な審議により、5年間で経過した47専攻(31校)の質を確保することができた。

また、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果(教育課程の審査結果及び教員組織の審査結果)をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用することにより、審査事務の省力化を図っている。

なお、平成21年度から、認定専攻科に対する教育の実施状況の審査周期を弾力化したが、一方で学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるようにした。また、「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」の提出が必要な場合でも、平成20年度から兼任教員については「教育研究業績書」の提出を省略することができるようにし、当該教員の履歴書などにより判断することとした。これらのことにより、学位の質は確保しつつ、同時に認定専攻科における業務の負担軽減を図ることができると考えている。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定専攻科の教育水準の維持を図るため、一定期間ごとの審査を適切に実施していく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

1 実施状況

専攻科の認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体等での提供を行っている。

平成19年度は、認定申出に関する書類については4月に、次年度の教育の実施状況等の審査に関する書類については9月に、それぞれ書類作成の手引とフォーマットをウェブサイトに掲載した。

なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとって理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っており、平成19年度は、いわゆる「ディグリー・ミル」（教育の実態を伴わず、主として代金振込みのみを対価とする等して、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する業者）についての注意事項を記載する等の改訂を行った。

（１）認定申出

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 専攻科認定申出についての連絡先
- ⑥ 判定カード
- ⑦ 審査対象教員一覧
- ⑧ 専攻科認定に係る補正一覧

（２）教育の実施状況等の審査

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況等の審査についての連絡先
- ⑦ 判定カード
- ⑧ 審査対象教員一覧

⑨ 教育の実施状況等の審査に係る補正一覧

2 評価と課題

専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成19年度においても、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。

今後も、専攻科の認定等を予定する機関のために、申請書類等のフォーマットについては整備・改善を行っていく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査及び外部検証の実施

学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

また、外部の有識者からなる検証組織を整備し、アンケート調査結果も踏まえつつ、単位積み上げ型による学士の学位授与業務について検証等を実施する。

1 実施状況

【アンケート関係】

(1) 実施の趣旨

アンケート調査は、単位積み上げ型により学士の学位を取得した者を対象に、機構による学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見などを調査し、その結果を分析することによって得られた知見を用いて学位授与業務の改善に資することを目的としている。

(2) 具体的な実施方法

アンケート調査票は、学位取得者に学位記を送付する際に同封し、記入の上、学位記受領書の返送の際に、同封するよう求めている。回収したアンケート調査票については、記入事項を確認し、データを入力した上で、学位審査研究部で分析を行い、得られた知見を学位審査業務の改善に役立てるとともに、学位に関する調査研究に反映している。

○ アンケート回収率

	学位取得者数	返送者数	回収率
平成17年4月期	398 人	264 人	66.33 %
平成17年10月期	2,137 人	1,130 人	52.88 %
平成18年4月期	384 人	311 人	80.99 %
平成18年10月期	2,195 人	1,473 人	67.11 %
平成19年4月期	369 人	296 人	80.22 %

(注) 平成19年度10月期は、アンケート回収中のため、計上していない。

(3) 効果

アンケート調査から得られた学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見の分析に基づき、これまでも「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」などを適宜修正している。

特に平成19年度版においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえるよう制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加したりするなど、大幅な改訂を行った。平成20年度版については、基本的には平成19年度版をもとにしたものであるが、平成20年度4月期申請から導入する「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法などを掲載した。

【外部検証関係】

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員3人を含む10人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。

○ 外部検証委員会の開催状況

学位授与に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月14日
	第2回	平成19年10月22日
外部検証委員会（親委員会）	第1回	平成19年12月10日
	第2回	平成20年3月4日

2 評価と課題

平成19年度版では、アンケート調査の分析により得られた知見に基づき、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえるよう、「新しい学士への途」に制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加したりするなど、大幅な改訂を行った。平成20年度版についても、基本的には平成19年度版を基にして、用字用語等の改訂を行った。

特にアンケート調査については、機構の制度を利用して学位を取得した者から、直接意見を聴取できる貴重な機会であり、今後も、結果の分析によって得られた知見を学位授与事業に有効に活用する。

また、外部検証については、より客観的な視点から学位授与業務を見直すためには、非常に貴重な機会であった。今後、その結果を踏まえ、学位授与業務の改善及び次期中期計画の策定に資することとしている。

I－2 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

1 実施状況

(1) 省庁大学校の教育課程の認定審査の実施状況

課程認定を希望する省庁大学校からの申出を受け、課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の教育水準にあると認められる課程の認定を行っている。

平成19年度においては、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成20年度以降における認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。

(2) 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査の実施状況

課程認定を行った省庁大学校に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成19年度には、審査対象となる4校5課程に対して、認定同様に大学設置基準及び大学院設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき厳正な審査を行い、すべての課程を「適」と判定し、各所管省庁及び省庁大学校に通知した。

なお、課程認定した年度から考えると、平成19年度は6大学校8課程の審査を行うこととなっており、その一方で平成20年度は審査対象がない状況にあったことから、平成18年度に、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、審査対象の一部について、当該省庁大学校の了承を得た上で審査年度を平成20年度に変更して対応することとした。

(3) 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

① 学士の学位授与状況

平成19年9月に独立行政法人水産大学校を修了した者から学位授与申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき学位審査会で審査の結果、合格と判定された2人に対して規則どおり申請後1月以内に学士の学位を授与した。

また、平成20年3月に省庁大学校7校を修了した者から学位授与申請があり、これらについても同様に、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき学位審査会で審査の結果、合格と判定された1,018人に対して規則どおり申請後1月以内に学士の学位を授与した。

② 修士の学位授与状況

平成19年3月に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者60人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者15人、職業能力開発総合大学校研究課程修了者20人、独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者10人及び国立看護大学校研究課程看護学研究科修了者12人から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に

基づき審査を行うとともに、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された117人に対して規則に定められた審査期間内に修士の学位を授与した。

また、平成19年度においては、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定し、これにより平成20年3月の独立行政法人水産大学校水産学研究科修了見込者5人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了見込者7人から学位授与申請があった。これらの申請者に対しては、12月末から2月中旬にかけて論文審査及び面接による口頭試問を実施し、その後、それぞれの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行った上で、学位審査会で合格と判定された者12人に対して年度内に修士の学位を授与した。

③ 博士の学位授与状況

平成19年3月に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者1人から、また、平成19年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者17人から学位授与申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づく審査、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者（18人）に対して規則どおり申請後6月以内に博士の学位を授与した。

なお、防衛大学校理工学研究科後期課程からの申請予定者に対しては、防衛大学校が学位授与申請前年度に大学校内で実施する予備審査に専門委員及び機構教員が陪席し進捗状況等を確認していたが、陪席を行わなくとも特段問題がないと判断されたため、平成19年度からは予備審査への陪席は行わないこととした。

（4）審査組織の整備状況

平成19年度も前年度同様に、学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。なお、特に修士及び博士の審査に当たっては、専門性が高いため、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

（5）省庁大学校修了者に対する学位授与に関する外部検証の実施

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員3人を含む10人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。今後、この結果を踏まえ、学位授与業務の改善等に取り組むこととしている。

2 評価と課題

平成19年度も、省庁大学校修了者に対して、規則に定めるとおりの審査期間で学位を授与することができた。特に、修士、博士の学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が論文審査及び口頭試問を実施し、それぞれの学位の水準を確保すべく判定を行った。これにより平成19年度は、新たに1,165人に対して学位を授与し、平成3年度からの総計では、17,487人に対して学位を授与した。

また、平成19年度においては、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が希望する場合に、課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことにより、申請者に対する一層の便宜を図った。

今後も、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与について

① 省庁大学校の教育課程の認定審査

省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成19年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

平成19年度においては、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成20年度以降における認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。

2 評価と課題

平成19年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成20年度以降における認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。

今後とも、申出側の要請を十分に踏まえつつ、認定審査の適切な実施に努める。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査

認定等を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、原則として５年ごとに当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

課程認定を行った大学校に対しては、原則５年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっているため、平成３年度及び平成８年度に課程認定を行った海上保安大学校本科、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程及び研究課程、防衛大学校総合安全保障研究科の４校５課程に対して、機構が定める「学位規則第６条第２項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則」（平成16年規則第31号）に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて教育の実施状況等の審査を行った結果、「適」と判定し、平成20年２月13日及び３月25日付けで、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。

なお、課程認定した年度から考えると、防衛医科大学校の医学教育部医学科及び医学教育部医学研究科並びに独立行政法人水産大学校本科も審査対象であったが、年度によってかなり審査対象数が偏っていたことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の了承を得た上で審査年度を平成20年度に変更した。

（１）教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象となる４校からの電話及び郵送による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、書類等の準備が円滑に進められるように必要に応じて助言を行った。

また、平成18年度から、教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。なお、この手引については、審査対象となる大学校の担当者にわかりやすいものとなるよう毎年度必要に応じて見直しを行っており、平成20年度の教育の実施状況等の審査の手引は平成19年９月にウェブサイトに掲載した。

（２）教育の実施状況等の審査

審査のスケジュールとしては、５月末までに関係書類を受け付け、第２回学位審査会（平成19年８月27日開催）で審査を専門委員会・部会に付託し、11月の専門委員会・部会において教育の実施状況等の審査を行うところであるが、平成19年度においては、平成18年度と同様、専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、第１回学位審査会（平成19年５月16日開催）で、５月末に関係書類が提出され次第速やかに審査を取り進めることの了承を得

て、7月及び8月の専門委員会・部会において審査を行った。

(3) 専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第1回学位審査会で関係書類提出後速やかに審査を取り進めることの下承を受け、平成19年7月9日から27日までの期間と、8月10日に専門委員会・部会を開催し、4校5課程の教育課程及び教員組織等の審査を行った。この審査の過程で意見等があった場合は、その旨を該当校に伝達し、提出書類の補正を受け、平成19年11月12日から11月30日までの期間に開催した専門委員会・部会において、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会（平成20年2月13日開催）における審査の結果、今年度の審査対象のうち、海上保安大学校本科、職業能力開発総合大学校の長期課程及び研究課程、防衛大学校総合安全保障研究科の3校4課程については「適」と判定し、同日付けで各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。

また、第5回学位審査会（平成20年3月25日開催）における審査の結果、気象大学校大学部の1校1課程についても「適」と判定し、同日付けで国土交通省を経由して気象大学校長に通知した。これにより、今年度の審査対象となった4校5課程すべてを「適」と判定した結果となった。

(5) 平成20年度の教育の実施状況等の審査の予告

平成20年度に教育の実施状況等の審査対象となる大学校2校（4課程）の教育施設の長に対して、平成19年9月28日付けで、機構長から当該所管省庁を経由して審査実施予告の通知を行った。

なお、この大学校2校（4課程）は、当初平成19年度に実施予定であった防衛医科大学校の医学教育部医学科と医学教育部医学研究科及び独立行政法人水産大学校本科並びに当初平成21年度に実施予定であった独立行政法人水産大学校水産学研究科であり、年度によって審査対象数が偏っていたことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の下承を得た上で審査年度を平成20年度に変更したものである。

2 評価と課題

大学校の課程を認定する際に審査した教育課程及び教員組織等の状況が維持されることは、大学校修了者に対して審査の上で学位を授与するという機構の学位授与制度にとっての前提となる重要な事項である。このため、課程認定した大学校に対して、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは、当該大学校が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成19年度は、学位審査会及び専門委員会・部会における慎重な審議により、5年間で経過した4校5課程の質の保証を確保することができた。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定課程の教育水準の維持を図るため、原則5年ごとの審査を適切に実施していく。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

（１）学位審査会

平成19年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。（P. 80表及び本文参照）

（２）専門委員会

学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型による学士の学位授与に係る審査と同一の専門委員会・部会で行っているが、社会科学専門委員会及び医学・薬学専門委員会のうち医学部会並びに工学・芸術工学専門委員会のうち応用物理学部会、航空工学部会、福祉工学部会は、省庁大学校修了者に対する修士及び博士の学位授与に係る審査のみを行う独自の専門委員会・部会となっている。

また、修士及び博士の審査に当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

平成19年度において、専門委員のうち、省庁大学校修了者の修士及び博士の学位授与に係る論文審査及び口頭試問等の審査に携わった委員数は、専門委員141人、臨時専門委員26人であった。

なお、平成19年度から、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことにより、これらの申請者に対する論文審査及び口頭試問は12月から2月に行われることとなった。この時期は、審査を行う専門委員である大学の教員にとっては本務校での修士・博士の論文審査や入学試験があり、加えて単位積み上げ型の学士の学位授与に係る合否判定などもお願いしており、極めて多忙な時期である。そこで、1人当たりの業務の負担軽減を図るため、平成20年度から次のような方策を実施することとした。

○ 審査担当委員の委嘱範囲の拡大

これまで専門委員については、学問研究の第一線にある国公立大学の教授に限定して委嘱してきており、このことは臨時専門委員についても同様であったが、今後、論文審査及び口頭試問の審査を担当する臨時専門委員にあっては、一定の条件の下、専門委員の推薦に基づき、i) 名誉教授（退職後5年以内）、ii) 准教授、iii) その他機構長が必要と

認める者（機構の客員教授，特任教授など）の職務にある者についても委嘱を認めることとした。

○ 審査担当委員構成の見直し

これまで論文審査及び試験（口頭試問）は，規定に基づき3人の専門委員で実施しているところであるが，大学院教育における新しい学際・複合領域の拡大等を踏まえて，3人の専門委員のうち1人を，関連する周辺領域から選考することができることとする。なお，周辺領域から委員を選考する場合は，審査が適正に行える範囲において，学位授与制度を中心とした高等教育及び機構の学位授与制度に精通し，かつ，それぞれの専門領域に係る研究を行っている学位審査研究部の教員の関与をこれまで以上に積極的に進めることとした。

2 評価と課題

平成19年度も，前年度同様，学位審査会の下に，申請者に係る論文審査及び口頭試問並びに課程認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置した。また，修士及び博士の論文審査及び口頭試問を行うに当たっては，申請者の専攻区分及び論文の内容によっては，その専門に適した臨時専門委員を適宜委嘱するなど，審査体制の整備を図った。

また，平成20年度からは，特に修士の学位授与に係る審査における業務量の増大が見込まれるため，審査担当委員の委嘱範囲を拡大したり，審査担当委員の構成の見直しを行ったりして，1人当たりの業務の負担軽減を図ることとした。

なお，今後も，学位授与事業の適切な実施のため，必要に応じ組織・運営の見直し改善を図る。見直し等に当たっては，平成19年度に行った外部検証結果の「学位の質を保証するためには審査委員の確保が不可欠であり，そのために必要な措置を構ずること」との指摘を踏まえ，適切に対応することとしている。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

1 実施状況

大学校の課程認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体等での提供を行っている。

平成19年度は、認定申出に関する書類については4月に、次年度の教育の実施状況等の審査に関する書類については9月に、それぞれ書類作成の手引とフォーマットをウェブサイトに掲載した。

なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとって理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っており、平成19年度においては、いわゆる「ディグリー・ミル」（教育の実態を伴わず、主として代金振込みのみを対価とする等して、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する業者）についての注意事項等を記載する等の改訂を行った。

（１）課程認定申出

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 設備の概要を記載した書類
- ⑥ 校地等の概要を記載した書類
- ⑦ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ⑧ 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類
- ⑨ 課程の認定の審査についての連絡先
- ⑩ 判定カード
- ⑪ 審査対象教員一覧
- ⑫ 課程の認定の審査に係る補正一覧

（２）教育の実施状況等の審査

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類

- ⑤ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書，教育研究業績書，担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況の審査についての連絡先
- ⑦ 前回の審査における判定について
- ⑧ 判定カード
- ⑨ 審査対象教員一覧

2 評価と課題

大学校の課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため，平成19年度においても，これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるように掲載した。このことにより，課程の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。

申請書類及び必要書類の記入例等については，毎年度見直しを行っており，今後も，教育課程の認定等を予定する機関のために，申請書類等のフォーマットについて整備・改善を行っていく。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

1 実施状況

(1) 学士の学位授与状況

- ① 独立行政法人水産大学校を平成19年9月に修了した者から学位授与申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で審査し、合格と判定された2人に「学士（水産学）」の学位を授与した。
- ② 省庁大学校7校を平成20年3月に修了した者から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で審査し、合格と判定された1,016人に次の学士の学位を授与した。
 - ・「学士（人文科学）」（23人）・「学士（社会科学）」（57人）・「学士（理学）」（47人）
 - ・「学士（医学）」（59人） ・「学士（看護学）」（102人） ・「学士（工学）」（507人）
 - ・「学士（水産学）」（179人）・「学士（海上保安）」（42人）

○ 学士の学位取得者数の推移

(人)

認定課程名	学士の学位取得者数			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成3～19年度合計
防衛大学校本科	380	421	424	6,621
防衛医科大学校医学教育部医学科	46	58	59	1,036
独立行政法人水産大学校本科	197	169	181	2,913
海上保安大学校本科	41	33	42	668
気象大学校大学部	9	15	17	234
職業能力開発総合大学校長期課程	212	234	193	3,659
国立看護大学校看護学部看護学科	100	94	102	385
合 計	985	1,024	1,018	15,516

(2) 修士の学位授与状況

① 修士の学位取得者数

平成19年3月19日に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者60人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者15人、平成19年3月26日に国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者12人、平成19年3月28日に独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者10人、平成19年3月29日に職業能力開発総合大学校研究課程修了者20人から学位授与申請があり、第2

回学位審査会（平成19年8月27日開催）で合格と判定された者（114人）、第3回学位審査会（平成19年11月9日開催）で合格と判定された者（2人）、第4回学位審査会（平成20年2月13日開催）で合格と判定された者（1人）に対し、修士の学位を授与した。

・「修士（理学）」（4人） ・「修士（工学）」（76人） ・「修士（安全保障学）」（15人）
 ・「修士（水産学）」（10人） ・「修士（看護学）」（12人）

また、平成19年度においては、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定し、これにより平成20年3月の独立行政法人水産大学校水産学研究科修了見込者5人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了見込者7人から学位授与申請があった。これらの申請者に対しては、12月末から2月中旬にかけて論文審査及び面接による口頭試問を実施し、その後、それぞれの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行った上で、第5回学位審査会（平成20年3月25日開催）で合格と判定された者（12人）に対して年度内に修士の学位を授与した。

・「修士（水産学）」（5人） ・「修士（看護学）」（7人）

○ 修士の学位取得者数の推移 (人)

認定課程名	修士の学位取得者数			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成4～19年度合計
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	54	59	60	1,019
防衛大学校総合安全保障研究科	20	12	15	152
職業能力開発総合大学校研究課程	28	27	20	361
独立行政法人水産大学校水産学研究科	8	11	15(5)	115(5)
国立看護大学校研究課程部看護学研究科			19(7)	19(7)
合 計	110	109	129(12)	1,666(12)

※（）内は修了見込み申請で内数

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し、修士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて修士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて修士の学位を授与する。

また、留学生13人については、3月末の大学校修了後、本国に帰国することが求められており、日本に在留することが困難なため、例年どおり特例として、修了前の平成19年3月中に論文審査及び口頭試問を実施した。

(3) 博士の学位授与状況

1) 博士（理・工学）の学位授与

① 博士（理・工学）の学位取得者数

平成19年3月19日に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者1人から学位授与申請があり、8月の第2回学位審査会で合格と判定された者（1人）に対し、博士の学位を授与した。

・「博士（工学）」（1人）

② 審査方法

申請者個々の専攻区分，論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し，論文審査及び2時間程度の面接による口頭試問を実施し，博士の水準を有しているかどうかの審査を行い，その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告した。専門委員会・部会では，修得単位の審査を行い，論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告した。

学位審査会は，その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い，その結果を受けて博士の学位を授与した。

2) 博士（医学）の学位授与

① 博士（医学）の学位取得者数

平成19年10月1日に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者17人から学位授与申請があり，第4回学位審査会（平成20年2月13日開催）で合格と判定された者（17人）に対し，「博士（医学）」の学位を授与した。

② 審査方法

申請者個々の専攻区分，論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し，論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し，博士の水準を有しているかどうかの審査を行い，その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告した。専門委員会・部会では，修得単位の審査を行い，論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告した。

学位審査会は，その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い，その結果を受けて博士の学位を授与した。

○ 博士の学位取得者数の推移

(人)

認定課程名	博士の学位取得者数			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成3～19年度合計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	23	21	17	288
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	5	6	1	17
合 計	28	27	18	305

(4) 学位の授与方法

省庁大学校修了者の学位記は，それぞれの大学校を通じて本人に授与した。なお，機構では，修士及び博士の学位記伝達の機会に大学校関係者と懇談し，主に学位審査研究部から審査の経過，問題点などを説明して，大学校における今後の指導に資するようにしている。

2 評価と課題

平成19年度も、大 학교修了者に対して、申請者の便宜等も考慮しつつ、規則に定めるとおりの審査期間で学位を授与するなど、計画どおり適切に実施した。

また、平成19年度においては、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が希望する場合に、課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことにより、申請者に年度内に修士の学位を授与することができ、申請者に対する一層の便宜を図った。

また、学士・修士・博士のそれぞれの学位の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行うなど、今後も、きめ細かな審査を行い、学位授与事業の適切な実施に努める。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

⑥ 省庁大学校修了者に対する学位授与に関する外部検証の実施

外部の有識者からなる検証組織を整備し、省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証等を実施する。

1 実施状況

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者６人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員３人を含む１０人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成１６年度から平成１８年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。

検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。

○ 外部検証委員会の開催状況

学位授与に関する外部検証委員会	第１回	平成１９年９月１４日
	第２回	平成１９年１０月２２日
外部検証委員会（親委員会）	第１回	平成１９年１２月１０日
	第２回	平成２０年３月４日

2 評価と課題

外部検証については、より客観的な視点から学位授与業務を見直すためには、非常に貴重な機会であった。今後、その結果を踏まえ、学位授与業務の改善及び次期中期計画の策定に資することとしている。

I 業務の質の向上

I－3 調査及び研究

1 実施状況

機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の両業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらの使命を果たすために、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマで調査研究を推進している。

これらのテーマのもと、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習教育において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステムなど、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究に関わる国際交流も精力的に行っている。

（1）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

機構は、高等教育に関する制度の中で重要な役割を持ち、認証評価制度の担い手として、わかりやすく、透明性のある評価を実施していくことが重要であることを充分認識している。機構の認証評価を受けた大学等が、教育研究水準をより向上させることができるような評価を行う使命を機構は担っている。平成19年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果ではあるが多くの学術論文誌への掲載、学会発表等を行うなど成果が上がっている。

（2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

平成19年度事業計画に基づき、本項目に係る以下の4つのプロジェクトについて調査及び研究を実施した。

- ① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究〔（1－ア）学位・単位制度のあり方及び通用性に関する研究、（1－イ）機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究〕
- ② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究〔（2－ア）高

等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究、(2-イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位認定方法に係る研究]

実施に当たっては、客員教員、研究協力者、研究会委員ほか、多数の外部機関の専門家の協力を得ている。これらの調査研究は学位授与事業と緊密な関連を有しており、各プロジェクトで得られた成果の学位授与事業の適切な実施への寄与は大変大きい。また、学位のあり方及び高等教育の多様化に関して得られた知見は、高等教育関係者のみならず、広く関心を持たれる課題であることから、学術論文への掲載、学会発表、公開シンポジウム、研究会等での情報発信を行うほか、ウェブサイト上への掲載も行っている。

(3) 調査研究成果の公表等

大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を平成19年度に2号(第6, 7号)を発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。

また、調査研究に関して協力関係にある海外研究者の来日時にはシンポジウムや公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信するほか、機構関係者も外国の大学や関係諸機関を訪問する際に機構の研究成果の発信を行っている。開催した公開研究会、シンポジウム、フォーラムについては以下の項目で詳述する。また、訪問した外国大学や関係諸機関については「I-5-(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力(P. 191参照)」で記述する。

2 評価と課題

平成19年度は機関別認証評価の実施及び平成20年度の国立大学法人等の教育研究評価の検討が進められるなど評価事業が本格的に実施された時期であったが、大学等の評価に関する調査研究プロジェクトの成果は、それら評価事業に有効に活用されている。また、これらの成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画どおり遂行された。さらに平成19年度の調査研究結果の成果をフィードバックして、大学等機関別認証評価事業の実施と検証に伴い、評価基準の観点等の表現方法を一部変えるなど、次年度の評価事業の実施に向けて有効に活かすことができた。

学位授与に関する調査研究のプロジェクトについては、高等教育のユニバーサル化、グローバル化の変革期における学位の在り方、大学単位認定の在り方についての研究とともに、機構の学位授与事業の実施状況を把握し改善を図る実践的な研究を実施し、中期計画及び年度計画どおり遂行された。

研究成果の公表等については、機構の広報委員会や平成18年度再編した研究成果刊行物編集委員会の主導の下に、学術誌『大学評価・学位研究』の発行、公開シンポジウム等の開催、研究活動支援など中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

今後の課題として、高等教育の自律的な発展に貢献する大学評価及び学位授与に関して、調査研究で得られた知見を国内外の専門家と共有し、一層の協力関係を構築すること、及び基礎的な研究により得られた成果を基盤にして大学評価事業、学位授与事業の一層の充実に資する具体的な方策を提案し、着実に実施することを目指す。

I－3 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1 実施状況

高等教育の質の保証という観点から、国際的信頼を得ることが大きな使命である機構では、その目的である「大学等の質的向上、及び社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）の支援促進」を実現するため、大学等の教育研究活動等の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査及び研究を行い、その成果を積極的に公表した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成19年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。

(2) 研究成果の公表等

機構からの研究成果の公表等については、大学評価及び学位授与を中心としてこれらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位研究』第6，7号を発行した。機構内部の研究成果とともに機構外部からも関連する研究成果が数多く掲載された。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果を統一的に集積し、高等教育研究の発表と普及に貢献している。

また、調査研究に関係する海外の研究者来日時には公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信している。平成19年度は計3回のシンポジウム、フォーラム等を開催した。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトについては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成19年度は機関別認証評価など各種事業が実施された時期であったが、各研究プロジェクトの成果はそれら事業に有効に活用された。また、成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

機構からの研究成果は、発行した学術誌『大学評価・学位研究』第6，7号に掲載し公表した。この学術誌を機構外の専門家の協力を得て、今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう充実に努める。

I－3－（１） 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

主として評価研究部の評価システム開発部門及び評価情報研究開発部門の教員が中心となり、中期計画、年度計画に従い、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究プロジェクトとして下記の調査研究を実施した。

① 大学評価の手法、評価指標の研究開発

平成19年度は、年度前半に指標に関して過去に実施した定性的なアンケート調査の統計的分析、並びに機構の認証評価における自己評価書での指標利用の予備的調査を行い、年度後半に機構の「大学情報データベース」のデータ分析に着手した。プロジェクト型の調査研究と並行しながら、国内外の大学評価制度・手法に関する調査、並びに論文データベースを用いた研究構造の分析や分析データの整備を行った。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

日英高等教育に関する協力プログラムについては、本プログラムの第3フェーズである「高等教育における地域貢献プロジェクト」を着実に実施した。また、日英高等教育に関する協力プログラムの終了以降も機構の業務である評価・質保証の分野において、引き続き英国のQAA（Quality Assurance Agency for Higher Education：高等教育質保証機構）との間で協力関係を構築し、具体的なプログラム実施を着実に行った。

各高等教育機関におけるグッドプラクティスに関する調査については、授業評価の活用の実態について国立高等専門学校全校を対象とした質問紙調査を行い、その結果を公表した。大学のファカルティ・ディベロップメント等の改善活動としては、ティーチング・ポートフォリオに関する翻訳書の出版及び作成ワークショップを実施し、この理論の枠組みの研究及び日本の大学への適用可能性に関する検討を行った。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

本研究は、大学内外の環境変化を適切に捉えながら、大学の計画や経営の改善に資するための思考支援ツールとしての評価とその活用方法を探ることを目的とした。そのために、認証評価や国立大学法人等の教育研究評価など既存の評価方法に留まらず、大学以外の組織、すなわち、営利企業、行政府機関、NPOなどの民間非営利組織の各種の評価の取組にも着目することにした。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

大学情報に関連する研究・開発動向の調査を行い、高等教育機関の諸活動と情報技術の活用についてまとめた。いくつかの大学等について、シラバスなど電子的に収集した教育情報の構造解析により、データ形式の再検討を行った。また評価と情報に関する研究、平成18年度

までに試作したシラバスデータベース及び各種の支援システムの検討と改良を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携のもとに実施した。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

評価システムの論理構造化手法等により設定した調査項目について、平成18年度に認証評価を行った大学等についてアンケート調査を行うとともに、それぞれの評価を担当した評価委員並びに専門委員に対してもアンケート調査を行った。アンケートの結果を集計、分析・検討し、機関別認証評価に関する検証の結果を明らかにするとともに、アンケート調査における調査項目の検討を行い、改善を図った。

機構の認証評価に関する情報が一般社会に十分理解され有効に活用されるような公開手法のあり方について、高校へのヒアリング調査を行った。また、平成18年度に行った大学へのヒアリング調査結果に基づいて、高校が必要とする認証評価情報に対する大学の認識と高校の認識のギャップについての分析も行い、有効な情報の公開方法について提案を行った。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトにおいては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成19年度は機関別認証評価など各種事業が実施された時期であったが、各研究プロジェクトの成果はそれら事業に有効に活用され、また成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

① 大学評価の手法，評価指標の研究開発

本年度は次の調査及び研究を行う。

- ・平成１７年度までに実施した大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究成果や平成１８年度に実施した国外の大学，評価機関等から収集した情報の整理等に加えて，これまで機構が実施した認証評価結果や評価に用いた資料等の分析を行う。これらを通じて，現時点での我が国の大学評価における定性的・定量的な指標を識別し，その有効性に関する調査研究を行い，機構の行う評価事業に反映させる。
- ・これまで実施した論文データベースを用いた分析結果に加え，法人化以降の大学セクターの研究パフォーマンスや研究実施構造の変化を定量的に分析することによって，多面的な大学評価活動に反映させる。

1 実施状況

平成19年度は，年度前半に指標に関して過去に実施した定性的なアンケート調査の統計的分析，並びに機構の認証評価における自己評価書での指標利用の予備的調査を行い，年度後半に機構の「大学情報データベース」のデータ分析に着手したところである。

前者の定性的な調査に関しては，本プロジェクトで調査設計を行い科学技術振興調整費を獲得して１～２年前にかけて実施したアンケート調査「大学教員から見た研究活動の活性化方策とその評価に関する調査」の詳細な統計的分析を実施した。分析では，大学評価で教育・研究の実施者である教員の視点から質向上のために適切な評価指標や基準を明らかにするとともに，それらの指標・記述と機構が平成12年～平成16年に実施した試行的大学評価の評価項目との対応の分析，研究生産性と評価項目の関係の統計分析などを行った。その成果は，日本高等教育学会（５月），研究・技術計画学会（10月），「イノベーション政策評価に関する国際会議」（11月）において口頭発表した。また，後述の「大学情報データベース」のデータ分析を実施することに先立ち，データ項目の妥当性の検証のために，機構が実施した認証評価において，自己評価で大学が用いた指標をいくつかの評価基準を選択して調査し，機構が構築中の「大学情報データベース」との整合性を分析した。この結果，大学が自己評価で用いていた定量指標の多くがデータベースにも含まれていることが示された。

これらを踏まえて，機構の「大学情報データベース」に入力されたデータの分析を開始した。海外での先行研究の調査も同時に実施し，現在まで，研究活動に関する指標及び，卒業・就職に関する指標について，学部単位の集計と大学単位の集計の関係，指標間の相関分析などの調査研究を実施中である。

上記のプロジェクト型の調査研究と並行しながら，以下のように，国内外の大学評価制度・手法に関する調査，並びに論文データベースを用いた研究構造の分析や分析データの整備を行った。

海外調査に関しては，英国の指標に基づく新たな研究評価（REF）の策定状況の海外調査，米国西部地域ア kreditation 団体の海外調査，オーストラリアの教育効果評価に関する

海外調査、e ラーニングの評価に関する国際調査（APQN との共同事業）を行い、その成果の一部は機構が出版した単行本『大学評価文化の展開』（2 巻，3 巻）や、学術誌『大学教育研究』『化学工学』、APQN 国際会議にて発表するとともに、機構内部での講演会を連続開催し（オーストラリアの大学評価（1 月），研究評価の国際動向（2 月），米国のアクレディテーション協会の現状（3 月）），機構内部で最新の大学評価の状況について情報共有を図った。また，国内における評価の状況把握としては，研究・技術計画学会研究評価分科会との共催による講演会を 3 回（4 月，10 月，2 月）開催した。

論文データ分析に関しては，分析のためのデータベース構築の高度化のために東京工業大学と共同研究を開始し（共同研究に関する覚え書きを締結），分析のための機関シソーラスの精緻化に関しては文部科学省科学技術政策研究所・山形大学の研究者との協力により実施中である。また，研究実施構造に関する具体的な分析として，研究者の研究パフォーマンスに対して共同研究構造が与える影響に関する実証分析を実施し，国際会議（ISSI），学術誌（Scientometrics）などで発表した。

（学術論文）

林隆之（2007）

「大学の研究評価の現状と課題」『化学工学』 Vol.71 No.9, pp.599-602

齊藤貴浩（2008）

「大学評価」三好皓一編著『評価論を学ぶ人のために』世界思想社，pp.192-207

杉本和弘（2008）

「オーストラリア大学教育の質保証—Graduate Attributes の設定と教育改善—」，桜美林大学大学教育研究所編『大学教育研究』2007 年度，pp.69-79

Yoshikane, F., Nozawa, T., Shibui, S. and Suzuki, T. (2008)

“An analysis of the connection between researchers' productivity and their co-authors' past attributions, including the importance in collaboration networks.” Scientometrics, 2008 (to appear)

Yoshikane, F., Nozawa, T., Shibui, S. and Suzuki, T. (2007)

“An analysis of the connection between researchers' productivity and their co-authors' past attributions, including the importance in collaboration networks.”, Proceedings of ISSI 2007

(11 th International Conference of the International Society for Scientometrics and Informetrics)

Vol.2, pp.783-791

（著書（分担執筆））

林隆之（2008）

「「大学情報データベース」の始動と大学の自己分析への活用」独立行政法人大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開—評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.22-30

林隆之（2008）

「研究評価のための指標」独立行政法人大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開—評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.74-83

齊藤貴浩（2007）

「国際的質保証ネットワーク」大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開 ― 高等教育の評価と質保証』ぎょうせい，pp.158-167

（口頭発表等）

林隆之，調麻佐志，山下泰弘，富澤宏之（2007）

「大学における研究活動活性化のための研究施策・環境の状況とその評価」『研究技術計画学会第 22 回年次大会講演要旨集』 pp.450-453

林隆之，調麻佐志，富澤宏之，山下泰弘（2007）

「研究活動の活性化のための研究施策・環境の状況とその評価」『日本高等教育学会第 10 回大会発表要旨集録』 pp.96-99

Hayashi, T.（2007）

“Effects of Institutionalization of Research Evaluation: Case of Meta-Evaluation of University Research Evaluation” 国際シンポジウム～イノベーション政策と評価，2007.11.19-20，東京

Saito, T.（2008）

“APQN Project Activities (Conclusion): Quality Assurance of Distance Education/ e-Learning.” 2008 Asia-Pacific Quality Network Conference and Annual General Meeting (Tokyo (Makuhari Messe), Japan, February 2008

2 評価と課題

平成19年度後半から着手している「大学情報データベース」のデータ分析は、「大学情報データベース」の今後の修正に活用されるだけでなく，大学評価においていかなるデータをどのように解釈することが適切であるかを明らかにするためのものであり，客観的データに基づく大学評価を実現するために必要な基盤的調査研究である。そのため，平成20年度にも継続して実施し，報告書等の形で公表することを目指している。また，国内外の大学評価に関する動向調査や，研究評価の基盤となる論文データベース分析も，大学評価の専門機関として経常的に取り組むべきものであり，今後も行っていくことが望まれる。

I－3－（１）－１） 調査研究プロジェクト

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

本年度は次の調査及び研究を行う。

- ・ 日英高等教育に関する協力プログラムの成果を踏まえ、英国の大学評価機関等との協力体制を確立する。
- ・ 各高等教育機関におけるグッドプラクティス（評価を通じた教育研究活動等の改善事例）を調査し、シンポジウム開催等を通じ情報提供を図る。
- ・ 大学のファカルティディベロップメント等の改善活動が教育の質の向上に結びつくための要因及びその構造を探る。

1 実施状況

（１）日英高等教育に関する協力プログラム

① プログラムの経緯

本プログラムは、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換し、両国の高等教育の発展に寄与することを目的に、平成14年2月、3年間（平成14年3月から平成17年2月まで）の実施が合意された。さらに、平成17年1月に、日英両国の戦略的な関心領域における関係強化のため、2年間の延長が決定された。

この間、本プログラムの下、日英両国の大学が参加して「新しい時代の大学の管理運営」、「Leadership Development－リーダーシップの向上－」の各プロジェクトに取組み、両国大学の相互訪問やフォーラム等を実施してきた。

また、第2フェーズ以降の取組として日本側推進委員会を平成18年7月に開催し、英国側との調整を経て、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」（平成19年1月～平成19年9月）を行った。

なお、機構は本プログラムの日本側推進委員会の事務局を担当し、木村機構長が同委員会委員長を務めた。

○ プログラムにおけるプロジェクト実施経緯

- ・ 平成14年3月～平成15年10月 第1フェーズ「新しい時代の大学の管理運営」
- ・ 平成16年1月～平成18年2月 第2フェーズ「Leadership Development－リーダーシップの向上－」
- ・ 平成19年1月～平成19年9月 第3フェーズ「高等教育における地域貢献プロジェクト」

○ 日英高等教育に関する協力プログラム推進委員会（日本側委員長：木村大学評価・学位授与機構長）

日本側	英国側
○ 文部科学省	○ 教育技能省
○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構	○ イングランド高等教育財政カウンシル
○ 独立行政法人国立大学財務・経営センター	○ ブリティッシュ・カウンシル
○ 独立行政法人日本学術振興会	○ 英国大学協会
○ 社団法人国立大学協会	
○ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構	

② 日英高等教育に関する協力プログラムの実施状況

平成19年度においては、平成18年7月に実施した日本側推進委員会及び英国側との調整を受けて平成19年3月に対象プロジェクトの参加大学を決定し、日英両大学・機関の相互訪問を経て、その成果として平成19年6月に「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラムを東京で実施し、本プログラムの総括を行った。

○ 「日英高等教育に関する地域貢献プロジェクト」の実施概要

参加大学・機関

(日本側)

- ・広島大学
- ・北九州市立大学

(英国側)

- ・イングランド東部地域大学・機関

ハートフォードシャー大学

ケンブリッジ大学

Association of the Universities of the East of England

East of England Higher Education Regional Association

East of England Development Agency

- ・イングランド北東部地域大学・機関

ダラム大学

ニューカッスル大学

ノーサンブリア大学

サンダーランド大学

ティーサイド大学

One North East

Universities for the North East

North East of England Development Agency

日本側大学の英国訪問 平成19年5月21日～5月25日

広島大学がイングランド東部地域の大学・機関を訪問

北九州市立大学がイングランド北東部地域大学・機関を訪問

英国側大学・機関の日本訪問 平成19年6月4日～6月7日

イングランド東部地域の大学・機関が広島大学を訪問

イングランド北東部地域大学・機関が北九州市立大学を訪問

「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラム

平成19年6月8日（於：東京ガーデンパレス） 参加者112人

(2) 英国評価機関等との協力、共同研究体制等の確立

機構は、英国の QAA と平成19年2月に高等教育質保証の分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し、日英両国の同分野での連携協力を進めることとした。平成19年5月及び11月に英国にて、覚書に基づく協力プロジェクトの具体的な協議を行うとともに、平成20年2月に機構が主催して行う APQN オープンシンポジウムにて QAA 理事長に講演していただくなど、両機関における具体的な協力関係を深化させた。

特に、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成に関しては、QAA 理事長自らプロジェクトに参画いただきその内容充実に貢献いただき、平成20年2月に機構主催で開催された APQN 年次総会の分科会で発表を行うなど大きな成果を得ることができた。今後は、引き続

き同分野の用語に関するワークショップ実施などを予定しており、さらに関係深化に努めた
い。

(3) 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

各高等教育機関におけるグッドプラクティスに関する調査については、特に教育機関とし
ての性格の濃い高等専門学校に注目し、授業評価の活用の実態について国立高等専門学校全
校を対象とした質問紙調査を行いその結果を学会発表及び論文として公表した。

大学のファカルティ・ディベロップメント等の改善活動としてはティーチング・ポートフ
ォリオをとりあげ、ティーチング・ポートフォリオに関する翻訳書の出版及び作成ワークシ
ョップを実施し、この理論の枠組みの研究及び日本の大学への適用可能性に関する検討を行
った。

1) 目的及び内容

高等専門学校を対象とした質問紙調査については、(1) 授業評価の意義と目的の周知方法、
(2) 授業評価後の活用実態について尋ね、授業評価アンケートの原票、授業評価アンケー
ト結果(教員返却用)の原票そして、アンケート結果に対する教員からの提出書類について
も提出を求め、授業評価の活用に焦点を当てた包括的な調査を行った。全55高等専門学校の
うち39高等専門学校から回答が得られた。質問紙調査は授業評価の執行者を対象に行ったも
のであったが、調査結果によれば教員や学生の意義と目的の理解はきちんとなされており、
授業評価は質の改善の仕組みとして機能していると考えられているということがわかった。
また、活用実態としても教員からの提出書類を求めている高等専門学校が多数派を占めてお
り、実際に改善のサイクルが機能していると考えられる。

大学のファカルティ・ディベロップメント等の改善活動として教員の教育業績の記録であ
るティーチング・ポートフォリオをとりあげた。まず、パイオニア的な存在であるピーター・
セルディン氏の著書の翻訳を通して、その枠組み、構造、実例について検討を行った。また、
実際に作成ワークショップを行い、日本の大学への適用可能性の実際について参加者への質
問紙調査、インタビューを行った。ティーチング・ポートフォリオはアイデアの導入方法に
その成否がかかっており、多面的な観点からの検討の成果として日本の環境に適した作成プ
ログラムを新たに提案した。

(学術論文)

栗田佳代子 (2008)

「高等専門学校における授業評価の周知方法と評価 “後” についての調査」『大学評価・
学位研究』第7号, pp. 85-100

(著書 (分担執筆))

栗田佳代子 (2008)

「教育業績記録の作成」大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開－評価の戦略
的活用を目指して』ぎょうせい, pp.34-44

(翻訳書)

ピーター・セルディン著 大学評価・学位授与機構監訳・栗田佳代子訳 (2007)

『大学教育を変える教育業績記録』玉川大学出版部

(口頭発表等)

Kurita, K (2008)

“How we should contribute to improving higher education as a quality assurance agency – “The Teaching Portfolio Project” – ” Asia-Pacific Quality Network 2008 Conference & General Meeting

2 評価と課題

(1) 日英高等教育に関する協力プログラム

日英高等教育に関する協力プログラムについては、本プログラムの第3フェーズである「高等教育における地域貢献プロジェクト」を着実に実施し、日英両国の大学間交流の促進に寄与することができた。

(2) 英国評価機関等との協力、共同研究体制等の確立

また、日英高等教育に関する協力プログラムの終了以降も機構の業務である評価・質保証の分野において、引き続き英国の QAA との間で協力関係を構築し、具体的なプログラム実施を着実に行った。

今後は、英国との関係においては、QAA を中心とした協力関係として、高等教育に関する質保証関係用語集をもとにしたワークショップの開催や職員交流などを通じてさらに連携協力を深めることとしている。

(3) 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

高等教育機関のグッド・プラクティスの調査については、今回は高等専門学校に的を絞ったが結果的には高等専門学校全体の改善の仕組みの質の高さが明らかとなり、また、その成果を論文という形で提供できたことで、計画を達成できたと言える。本質問紙調査は、平成18年度の調査とリンクさせたことで、データの持つ情報を最大限に引き出すことができ、この点は質問紙調査の計画として優れていると言える。

今回の調査は、授業評価の原票など多くのデータ収集に成功しており、まだ分析にかけていないデータもある。したがって、着手していない部分について今後も引き続き検討作業を進める必要がある。また、今回の調査は授業評価の執行担当者を対象としたものであった。しかしながら、真に機能しているかどうかを確かめるにはやはり教員への調査が不可欠である。今後の研究の方向性としては、調査対象を教員とし授業評価結果の活用について当事者の実態を把握した上での評価結果の活用に関するさらなる検討が望まれる。さらに今回は高等専門学校を対象としたものであったため、同様の調査を大学に対して行うことも考えられる。

大学のファカルティ・ディベロップメント等の改善活動が教育の質の向上に結びつくための要因及びその構造を探るという目的についても、ティーチング・ポートフォリオの検討を深く行うことができたことから、達成できたと言える。特に、ティーチング・ポートフォリオというアイデアのみならず、その導入方法についても検討対象としたことは、有効な手段がときに拙い導入方法のために機能しないという失敗をしないためにも重要なポイントである。

ティーチング・ポートフォリオは、その枠組みがファカルティ・ディベロップメントにも教員評価にも使え、大変有望な仕組みであることがわかった。しかしながら、その成否は導入にかかっている。アメリカにおける導入実態をみてみると作成のワークショップは通常3日半を要しており、これだけの日数確保は日本においてはなかなか実現が難しいという意見が参加者から多く聞かれた。種々の調査や意見を参考に日本版のワークショッププログラムを作成したが、今後は試行を重ね妥当性の高い導入プログラムの提案をすることが課題であろう。また、ワークショップのために来日したセルディン氏より、教員の活動、すなわち研究・教育・サービスを総合的に扱うアカデミック・ポートフォリオのアイデアの紹介を受けたが、このアイデアについても今後継続的に研究を進める必要があると考えられる。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

本研究は、機構の評価体制，方法の向上に資する情報を得るため，他組織による組織評価あるいはプログラム評価から教訓を引き出すことを目的としている。

手順としては，まず機構及び大学が抱える評価の課題を抽出する。その後，先の課題に対応すべく，これまでの調査研究成果から明らかとなった独自の工夫やイノベーションを行っている組織の評価事例を分析し，大学評価への適用可能性，方法を検討する。

1 実施状況

本研究は，大学内外の環境変化を適切に捉えながら，大学の計画や経営の改善に資するための思考支援ツールとしての評価とその活用方法を探ることを目的とした。そのために，認証評価や国立大学法人等の教育研究評価など既存の評価方法に留まらず，大学以外の組織，すなわち，営利企業，行政府機関，NPO などの民間非営利組織の各種の評価の取組にも着目することにした。

（１） 研究会実行体制と進捗状況

① 研究会実行体制

上記目的を達成するために研究体制を次のような２層構造にした。まず，大学外組織評価研究会を発足したが，高等教育研究者（大学教員），非営利組織論研究者（大学教員），大学評価担当者（大学教員）のほか，大学学長室に勤務する職員，大学の資産運用や財務分析に着手する企業人という多様な構成メンバーで構成した。また大学関係者については国立大学及び私立大学の双方から，また地域的にも東京，東北，関西，沖縄など分散して構成するように配慮した。

また，大学経営や運営の課題にかかる視点や政策的視点が必要であることから，政策評価専門家，大学経営に当たっている者（学長，副学長）及び機構の理事・評価研究部長から構成されるアドヴァイザー委員会を設置することにした。

② 進捗状況

平成19年4，5月を実行体制構築と研究のためのフレームワーク作りに充当した。6月に第1回研究会を開催し，研究の背景にある問題意識と目的，進め方について議論した。

第2，3回においては，大学を巡る環境の変化を「寄付」と「財務」の視点から分析し議論を進めた。第4回においては，各種評価手法のレビューを実施した上で大学への適用可能性と課題について分析した。第5回においては，第4回でレビューした中でも最も包括的な組織評価の手法の詳細を，医療バランスド・スコアカード学会会長をゲストに招きレクチャーを受けた上で，大学への適用可能性について議論した。

第6回では，大学の有形・無形のリソースを把握するための手法としてSWOT分析手法の演習を研究会メンバーと専門ファシリテーターとともにを行いながら，大学での手法運用方法の実際や課題について分析した。第7回では，研究会メンバーの一人の出身大学であ

る琉球大学の協力を得て、バランスド・スコアカードを実際に作成することを試みた。

また、アドヴァイザー委員会を開催し、大学評価にかかる問題について多角的に議論したが、機関別認証評価や試行評価より明らかになったこととして、大学の計画立案力の問題が指摘された。この指摘は本研究の方向性、すなわち事後評価のみならず、計画立案段階から思考支援できるような評価手法の紹介や開発の必要性を示唆することになった。（9月21日）

○研究会開催状況（平成20年3月現在）

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
6月25日	7月23日	8月30日	10月4日	11月27日	1月28日	3月26, 27日
大学寄付と 多様化する 利害関係者	大学財務か らみたアカ ウンタビリ ティ	各種評価手 法と大学へ の適用性	BSCについ て	中間総括	SWOT 分析 演習	BSC 琉球大学 演習

（2） 具体的なアウトプット：中間報告書など

① 大学外組織評価研究会の中間報告

平成19年度は大学を取り囲む環境変化や政策的な経緯をかんがみ、大学評価の意義を確認した上で、各種評価手法の適用可能性について検討することを目的としている。平成20年度は評価を効率的・効果的に実施し、それを計画に反映させるためのシステムや体制のあり方について検討することを目的にしている。報告書においては2年間の研究成果をまとめることとしているが、平成19年度は中間報告としてその結果をとりまとめた。

以下はその内容である。

第1章 大学を取り巻く環境変化

1. 1. 新しい資金調達の可能性とステイクホルダーズの見直し
1. 2. 変化する環境の中での信頼性を担保する財務とガバナンス

第2章 大学経営改革と評価

第3章 学校法人制度の思想と歴史 ～大学の操作可能性～

第4章 大学評価の試みからみえる大学経営課題

第5章 大学評価とその「工夫」 ～PDCA サイクルの視点に立って～

第6章 評価手法の解説

② 本研究結果の活用

本研究内容は、機構が大学関係者を対象に実施する公開シンポジウム及び研修（平成20年7月開催予定）に反映される予定である。具体的にはシンポジウムにおける配布資料として中間報告書が配布され、また研修においては本研究で実施した手法を用いる予定である。

2 評価と課題

まず、実施面に着目する。地方からの参加メンバーが半数を占める研究会であったが出席率は毎回9割に達し、大変活発な議論が行われた。また手法のレビューのみならず演習や実習の提案は研究会メンバーから出されたものであった。おそらく、異分野・異業種のメンバー構成であったがゆえに、視点や情報の新しさが研究会を活発に維持できた理由であったと思われる。

研究成果に着目すると認証評価や国立大学法人等の教育研究評価が採用している手法（アプローチ）が他評価手法と比較してどのような特徴や課題があるのかがより明確になった。その上で、評価可能性のための評価（事前評価）や、大学のリソースを把握し計画立案に結びつけるための手法の意味や有効性を把握することができた。

今後の課題としては次のことが挙げられる。すなわち、大学というユニークな組織体においてPDCAサイクルが実現するためのシステムや体制、あるいはリーダーシップの問題など大学組織運営という難題に着手する必要性である。

④ 大学評価における情報技術（ＩＴ）の活用研究

平成１８年度までに行った大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究に加え、大学評価を効果的に支援する情報技術の活用に係る研究を行う。

本年度は次の調査及び研究を行う。

- ・ 大学情報に関連する研究・開発動向の調査
- ・ 教育情報を主体とした大学情報に関するデータベース拡張の検討
- ・ 大学評価を効果的に支援するデータベース等の活用方法の検討

１ 実施状況

（１）目的及び内容

情報ネットワークの普及と機能の高度化に伴い大学等の教育研究活動において情報技術の活用が進むなか、大学評価事業においても情報技術の評価への活用は重要である。本調査研究プロジェクトでは、大学等の教育研究活動等、様々な大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体としていくつかの高等教育機関の電子的な情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討及び情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討等を実施する。

（２）成果

大学情報及び情報化に関連する最新の研究開発動向の調査に関しては、高等教育における評価のための資料・データの収集と情報技術の活用について調査研究を実施した。特に米国での IR（Institutional Research）に注目しデータベースなど情報技術活用について調査検討を行い、研究結果の一部を図書、学術誌、口頭発表により公表した。また、情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査に関しては、いくつかの高等教育機関においてインターネット等で公開されているもの及び CD から入手したシラバスや履修科目表など電子的な教育を中心とした情報から情報の抽出を検討した。特に高等専門学校の専攻科を対象に多量の情報の収集整理に努めた。また収集した情報構造の特徴を検討し一般的なデータ形式及びデータベース構築の再検討を行った。平成18年度までに試作したデータベース及び各種の支援システムの検討と改良、評価と情報に関する調査研究を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携のもとに実施した。具体的には、シラバスデータを用いた教育課程の分析に関しては、課程間の比較分析に際し情報可視化において有用なコレスポンデンス分析のデータ変動性について基礎的な検討を行った。また分析結果の解釈として知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を引き続き検討した。シラバスに基づく科目分類支援システムにおいては、その適用領域を拡張させシステムの実用性の検証を行った。なお、得られた研究成果は次のように図書、機構及び一般の学術誌等への掲載、学会学術講演会等での講演発表により公表した。

(学術論文)

本田寛輔, 井田正明 (2007)

「高等教育機関の戦略計画と大学情報」『大学評価・学位研究』 第 6 号

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2007)

「専門科目名のリストを利用した学位授与事業のための科目分類支援システムの評価」『大学評価・学位研究』 第 6 号, pp.25-42

井田正明 (2007)

「組織の評価システム」『日本知能情報ファジィ学会誌』 Vol.19, No.2, pp.151-155

Ida, M. (2007)

“Robust Basis of Interval Multiobjective Linear and Quadratic Programming” Proceedings of the 2007 IEEE Symposium on Computational Intelligence in Multi-Criteria Decision-Making, pp.38-41
(著書 (共同執筆))

井田正明 (2008)

「評価のための資料・データの収集と活用」独立行政法人大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開－評価の戦略的活用を目指して』 ぎょうせい, pp. 13-21

(口頭発表等)

井田正明 (2008)

「大学情報と IR」『高等教育学会創立 10 周年記念シンポジウム予稿集』 (2008 年 1 月)

井田正明, 宮崎和光 (2008)

「シラバスの収集及び文書構造についての考察 -高等専門学校専攻科に関して-」『日本知能情報ファジィ学会第 30 回ファジィワークショップ講演論文集』 (2008 年 3 月)

井田正明 (2008)

「コレスポンデンス分析の感度と教育課程の比較分析」『日本知能情報ファジィ学会第30回ファジィワークショップ講演論文集』 (2008 年 3 月)

Shibui, S., Nozawa, T., Yoshikane, F., & Ida, M. (2007)

“Investigation of the constructing method of the face graph reflecting the perceptual impression” Perception, Vol. 36, Supplement, European Conference on Visual Perception 2007 Abstracts, pp.153 (Italy, August 2007)

2 評価と課題

平成18年度までの研究に続き、大学情報に関する調査として国内外での高等教育機関での評価に関連する情報技術活用の調査を行った。また平成18年度までに開発が進められた支援システムの検討に関連し基礎的研究等を実施した。なお、研究成果は図書、投稿論文として学術誌への掲載、国際会議での研究発表等により公表した。これらが示すように、機構事業に資するという観点のもとに年度計画を十分に履行し、中期計画の達成に向かって着実に成果を上げた。

平成20年度は、国内外での高等教育機関での評価に関連する情報技術活用の調査研究について、特に情報関連の人材育成に関連した調査を行う予定である。また支援システムに関してはこれまでに収集した教育に関する情報に加えさらに多くの情報を収集整理しデータベースの拡張を図る。またデータベース活用のための各種分析システムの基礎的研究と改良を引き続き行う。これにより教育課程の比較など大学評価を効果的に支援する情報システムの試作を大学評

価事業（認証評価や国立大学法人等の教育研究評価）と協調して実施する予定である。来年度は以上の調査研究を実施するとともにこれまでの成果を報告書等としてまとめ、公表を行う予定である。このように大学評価を効果的に支援する情報技術の具体的な活用を目指し、大学等の教育研究活動等に関する様々な大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体とするいくつかの高等教育機関の電子的な情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討、及び情報技術を活用した評価支援への応用に関する調査研究を実施していく。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成18年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。

さらに、機構の認証評価に関する情報が一般社会に有効に活用されるような公開手法のあり方を検討するため、

- ・高校の認証評価情報のニーズ分析
- ・企業の認証評価情報のニーズ分析

に関する調査研究を行う。

本年度は、高校の認証評価情報のニーズ分析を主に行い、高校のニーズにあった認証評価情報のあり方について検討する。

1 実施状況

平成18年度に行った調査研究と同様に、評価システムの論理構造化手法等により設定した調査項目について、平成18年度に認証評価を行った大学10校、短期大学1校、高等専門学校18校、そして予備評価を行った法科大学院13校についてアンケート調査を行うとともに、それぞれの評価を担当した評価委員並びに専門委員に対してもアンケート調査を行った。アンケートの結果を集計、分析・検討し、大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院それぞれに、機関別認証評価に関する検証の結果を明らかにするとともに、次年度に予定されている認証評価システムの検証における統計分析等に備え、アンケート調査における調査項目の検討を行い改善を図った。

さらに、機構の認証評価に関する情報が一般社会に十分理解され有効に活用されるような公開手法のあり方について、高校へのヒアリング調査を行った。また、平成18年度に行った大学へのヒアリング調査結果に基づいて、高校が必要とする認証評価情報に対する大学の認識と高校の認識のギャップについての分析も行い、有効な情報の公開方法について提案を行った。

（１）調査結果の分析・研究と機構の評価の改善への活用

① 調査結果の分析・研究

調査結果として、認証評価の目的である「質の保証、改善の推進、社会からの理解と支持」という目的に照らし、評価基準の構成・内容は適切であるとの結果が得られた。一方で、対象校が自己評価しにくい、また評価担当者が評価しにくい評価基準や基本的観点があるとの指摘があったことから、それらの分析を行い改善に向けた方策を検討した。説明会と研修会、また、書面調査・訪問調査についてはその有効性、適切性が確認された。しかし、一部改善を求める意見も見られたことからそれらの分析を行い、改善方策等の検討を行った。評価報告書については目的に照らし適切であるとの評価であったが、認証評価の趣旨や内容についてより理解が得られるようにする努力も必要と考えられ、次項（２）に述べる研究を行っている。認証評価を受けたことによる効果・影響としては、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの結果であり、質の保証、教育研究活動の改善、

個性の伸張への影響についても概ね肯定的な結果であり、自己評価並びに機構の評価を受けての改善・向上への取組も各対象校で着実に行われていると評価された。

② 機構の評価の改善への活用

平成18年度及び平成19年度の調査の分析・研究の結果は、大学、短期大学、高等専門学校そして法科大学院の認証評価の実施方法の改善に随時活かされている。具体的な事例として、

- 1) 認証評価の基本的観点の修正：平成19年度までに聴取した意見とその分析・研究結果を踏まえ、平成21年度実施に向け大学機関別認証評価基準における分析項目（基本的観点）の見直し、削減、新設に活用された。
- 2) 説明会、研修会の方法の改善：平成20年度実施に向けた説明会、自己評価担当者並びに部会の評価担当者に対する説明会、研究会の開催回数の増加、個別開催の実施、説明方法、資料、日程の改善に活用された。

(2) 認証評価情報の公開手法の検討

① 高校を対象としたヒアリング調査の実施、分析

ヒアリング調査の承諾を得た高校教員22人を対象にヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は高校教員の認識をよりリアルに抽出するため、非構造化面接を軸としたメンタルアプローチ的手法により実施した。分析はヒアリング調査により得たプロトコルを使用し質的分析を行った。

② 大学と高校の認証評価情報のニーズについての認識のギャップ分析

平成18年度実施した大学のヒアリング調査と①のヒアリング調査のプロトコルデータを使用し、ギャップ分析を行った。分析の結果、大学は高校の認証評価情報に対するニーズについて誤って認識していることが明らかとなった。

③ ギャップ分析による公開手法の提案

②で行ったギャップ分析から、高校が求める情報を効果的に発信する方法の提案を行った。

(学術論文)

斎藤聖子 (2008)

「大学評価情報の効果的な発信とは－高校関係者・大学関係者の認識についての発話の質的分析より－」『大学評価・学位研究』第7号, pp.71-84

齊藤貴浩, 林隆之 (2007)

「大学評価・学位授与機構による試行的大学評価事業の評価」『日本評価研究』Vol.7, No.1, pp.33-46

洪井進, 齊藤貴浩 (2007)

「企業格付け会社による大学法人の格付けについて -JCR における事例 -」『大学評価・学位研究』第6号, pp.55-65

(著書 (分担執筆))

齋藤聖子 (2008)

「大学が行っている情報発信の分析」大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開－評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.139-148

(口頭発表等)

T.Hayashi (2007)

“Effects of Institutionalization of Research Evaluation : Case of Meta-Evaluation of University Research Evaluation” 国際シンポジウム～イノベーション政策と評価, 2007 年 11 月 19 ～ 20 日, 東京

2 評価と課題

平成17年度及び18年度認証評価実施分について、単年度ごとにアンケート調査等の結果の分析・研究を行い、その結果をそれぞれ次年度の評価へ活用することについて上述のように十分なされてきたと評価される。平成19年度に実施した認証評価については評価部会の評価担当者に対しては既にアンケート調査を実施し、評価を受けた対象校に対しては3月末の評価結果の公表を待ってアンケート用紙の発送を行った。機構が認証評価を開始した平成17年度から評価実施校等に対して実施した調査の結果等については平成19年度実施分の検証結果を含めると3年間のデータが集積されことになる。今後は、これらの調査結果について統計分析的手法を用いた研究を行い、検証結果のより定量的な分析と、今後の認証評価への有効活用を図ることが期待される。

認証評価情報の公開手法の検討については、大学と高校にヒアリング調査を行うことにより、情報の発信と受信の両者の認識のギャップを明確化し、ギャップを埋めるような発信方法の提案を行うことができたと評価される。今後はさらにこの調査結果の妥当性を検証するため、大規模質問紙調査、分析を高校、大学を対象に実施することを予定している。また、さらに、平成20年度は企業を対象としたヒアリング調査を実施し、企業が必要とする認証評価情報についての分析を行い、認証評価情報の有効な活用方法の提案を行うことが期待される。

I - 3 - (1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

(1) 学術誌等における調査研究成果の公表

① 学術誌による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』へ掲載することにより外部への公表を行った。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究成果として、第6号に論文1件、研究ノート・資料3件、第7号に論文1件、研究ノート・資料2件（第6号、第7号とも共著含む。）を掲載し公表した。

なお、『大学評価・学位研究』は国公立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配付するとともに、機構ウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に掲載し公開した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。また、機構が出版している『大学評価文化の展開』（第2巻、第3巻）においても研究成果の一部を掲載し公表した。

③ 研究成果の公表状況

平成19年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』（第6号及び第7号）掲載論文	7
学術論文等	6
著書（分担執筆）及び翻訳書	8
口頭発表等	9

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

機構では、大学評価に関連する調査研究について講演会等を開催し、外部への調査研究の情報発信を行うなどにより研究活動の公表等を支援しており、平成19年度は以下の講演会等を実施した。

○ 公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成19年6月8日 公開フォーラム（日英高等教育に関する協力プログラム）

	「高等教育における地域貢献プロジェクト」 (東京ガーデンパレス) (参加者112人)
平成19年9月20日	大学評価フォーラム「評価への取組 改善への取組」 (日本青年館ホテル) (参加者248人)
平成20年2月19日	APQN オープンシンポジウム (幕張メッセ国際会議場) (参加者282人)
平成20年2月19～22日	Asia - Pacific Quality Network 2008 Conference & Annual General Meeting (幕張メッセ国際会議場) (参加者127人)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成19年度は、機構から評価研究部に関する研究について、新規7件、継続3件の申請を行い、それぞれ新規4件、継続3件の採択を受け、科学研究費補助金886万円が交付された。(教員異動後の平成19年度末の件数及び金額は、新規2件、継続4件、725万円)。平成20年度の申請に当たっては、評価研究部の会議において、申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなど支援を行い、申請件数の増加を図るよう努めた。

2 評価と課題

学術誌『大学評価・学位研究』は単なる機構の研究成果を発表する場としてだけでなく、大学評価及び学位授与を中心とした高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などについて機構外の研究者からの投稿を受け付け、掲載発表することにより我が国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。このため、機構のウェブサイト上で配信している、機構ニュースの記事において、『大学評価・学位研究』への投稿を呼びかけるなどして、学術誌としての地位を確立するよう努力を行った。

また、『大学評価・学位研究』はウェブサイトでも公表しており、年間42,000件余(前年度2万9千件)のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供を図ることができた。

今後、引き続き査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、機構外の専門家の協力を得て今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう努める。

また、出版物のみならず、講演会、シンポジウム、研究会を随時開催し、機構内外の教員、研究者が研究成果を発表することにより、情報の適切な公開、共有に引き続き努める。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1 実施状況

世界の潮流でもある生涯学習社会への我が国の対応と多様な高等教育機関の発展等の観点から、平成3年に機構の学位授与制度は設立された。これは様々な履修形態による学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められた者に対し高等教育修了の証しとして学位を授与するという画期的な試みである。この制度を活用して学位を取得した人の数が4万人を超えているという現状からも、変化する社会の要請に応えてきたといえよう。また今後に向けても学位審査の厳正性の維持の確保を図るため、学位の質に関して協力専門委員間で情報を共有することが重要である。

上記の業務の遂行のため、学位審査研究部は基礎となる単位累積加算制度に検討を加えつつ、学位の質保証に関する調査と研究を行った。グローバル化が進行する今日、学位審査研究部の行ってきた国際的な学位の通用性についての研究の必要性も高まっている。これらの研究成果は学術誌に発表するとともに、公開シンポジウム等で公表した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成19年度計画に基づき、学位制度に関する理論的基底及び国内外の理論の最新動向の把握に努め、多様な学習の体系的な構成要件を検討する。また、学位授与事業の円滑な運営と、審査過程のさらなる改善を目標として、以下に示す課題（プロジェクト）別に調査研究を実施した。

(2) 研究成果の公表等

学位審査研究部の調査研究の成果は、機構が刊行する『大学評価・学位研究』をはじめ、高等教育関係の学術誌での学術論文12編、著書訳書3編、科学研究費補助金報告書1編、講演会・公開シンポジウム主催2件、研究会主催15件によって公開した。また機構ウェブサイトにより、情報を社会に提供した。

2 評価と課題

学位審査研究部は常に実際の学位授与業務の運営を担い、同時にそれと並行して学位及び学位制度に関する研究を行っている。したがって、理論の根拠として、実態を見据えるという姿勢に支えられているという大きなメリットを持っている。さらにこの分野の研究をまとまって行う拠点として高く評価されているといえる。

今後の課題としては、この制度に関する理論の体系化を目指すこと、変貌する社会のニーズに合わせた緩やかな制度改革の可能性を探ることと、世界にも類を見ない大学外学位授与制度の理念と成果を海外発信することであろう。

I－3－（２） 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

多様な学習履歴を持つ者に対して、大学と同等の学位の水準に達していると判断し、学位を授与するためには、まず、学位とは何か、達成状況をどう審査するか、審査の手順と方法は適切か、といった観点からの研究が不可欠である。また、高等教育を取り巻く状況が変化するなか、当学位授与制度にも新規専攻分野の開発など、学問分野の新しい地平への展望が必要となっている。継続的に行っている学位取得者へのアンケート調査等により、現行制度の分析と改良点の模索も重要な調査研究である。

学位審査研究部のこのような課題を二つの大項目に分けた上で、中期計画、及び平成19年度計画に従い、次の4件のプロジェクトを実施した。

（１） 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

① 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

- (A) ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する研究
- (B) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する研究
- (C) 機構の学位授与事業にかかわる諸外国の学位・単位制度調査
- (D) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

② 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

- (A) 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施
- (B) 新しい専攻区分の設置のための調査研究
- (C) 学位授与制度の改善・発展のための諸方策の検討と実施
- (D) 学位審査会専門委員協議会の開催

（２） 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

① 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

- (A) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究
- (B) 科目等履修生制度に関する調査

② 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位認定方法に係る研究

- (A) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究
- (B) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

2 評価と課題

学位と学位制度についての理論的研究を通して、学位授与制度の理念への認識を深めるとともに、研究結果を公表することにより、日本の高等教育の現場及び学界に貢献した。

またシンポジウムや研究会の開催により、広く海外の研究者と現代の多様な学習形態に関する問題を共有することが出来た。

それぞれのプロジェクトに従って、平成19年度は実りのある成果を出せた。学生の流動性と生涯にわたる学習を的確に捉え、今後どのように当学位授与制度を充実させるかについての研究は継続的な課題と考える。

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

1 実施状況

次の２つのプロジェクトを設け、調査研究を進めた。

（ア）学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

① ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方に関する具体的な調査研究を着実に前進させた。学位は学位授与権を有する大学の根幹にかかわる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を構成員としている。

平成19年度には、「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」（平成17年度設置）を中心に学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本）を継続するとともに、現下の政策議論にかんがみ、大学の設置認可と学位授与権の付与にかかわる項目をWG共通の調査項目「学位システムの国際比較（各国対照表）」に追加して、諸外国における法的基盤と現状をさらに調査した。各国調査は１～２か月おきにWG研究会を開催して進行状況を確認しながら進め、年度末には５か国の調査結果を暫定版にまとめて、平成20年度の早い時期に各国対照表を完成させる段階まで作業を進行させた。

これと平行して、平成18年度までに博士課程の特に工学系分野で実施した調査を踏まえて、大学院、特に修士課程の修了要件と学位審査の実態など修士課程教育に関するアンケート予備調査を行い、その整理に着手した。

② 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新動向の把握に努め、外国の関係者を招いて講演会を２回開催した。講演会では、アメリカとヨーロッパから大学・高等教育機関の教育の質保証（適格認定、評価）に従事している専門家を招へいし、共同学位プログラムとその正統性の担保の態様に関する情報収集と意見交換を行った。また、フランスの高等教育行政官を招いた講演会では、学位に関する問題を中心にフランス高等教育の現状と課題について最新情報を得て、日本の参加者と議論した。いずれの講演会においても、国内の高等教育関係者に対する問題意識の喚起と情報発信に努めた。さらにアメリカ、イギリス、ドイツの大学及び関係諸機関への訪問調査を実施し、学位とその教育プログラムの質を保証する仕組みがどのように構築されているかという観点から、情報収集と意見交換を行った。

③ 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

平成19年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資

格)に関する照会が8件あり、いずれも学位審査研究部において調査研究協力者の協力も得て厳正に調査した後、資格の有無を判定した。これは機構の学位授与制度が、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めていることによるものである。申請資格に関する照会者の学修履歴は近年、対象国、在籍した教育機関ともに多様化していることに留意し、照会のあった外国の当該機関については慎重に調査し学位授与制度の適切な運用を支援した。

④ 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成18年度に引き続き、すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を実施し、回収とデータ入力を終えた。また、平成18年度から授与されている短期大学士について、すべての短期大学に対して同様に調査を行った。

(イ) 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

① 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

平成18年度に引き続き、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータの提供を目的として、単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後から1年後、5年後の3時点における追跡調査(アンケート)を実施した。さらに平成19年度には、申請者の約7割を占める短期大学、高等専門学校専攻科において単位を修得した者を対象とし、例年実施している質問項目に加えて、専攻科進学動機、専攻科における教育経験に対する評価、専攻科修了時及び現時点(修了から1年後もしくは5年後)の能力の自己評価等を詳細に調査した。この調査で追加した質問項目は、既存の大学卒業者に対する調査及び専攻科学生に対する調査と共通の質問項目を用いており、それにより専攻科で単位を修得し機構において学士の学位を取得した者の特徴を明らかにすることを目的として実施した。

② 新しい専攻の区分の設置

視能矯正学に係る専攻の区分を新たに設定する必要性について、大学における当該学科の普及状況、教育状況、将来性などから検討した。日本眼科学会からの推薦を踏まえ、視能矯正学分野に係る有識者5人に学位審査研究部調査研究協力者を委嘱して討議を重ね、並行して学位審査研究部内でも調査を進めた結果、視能矯正学に係る専攻の区分を設定することが適当であるとの結論に至った。検討の結果、学位に付記する専攻分野の名称は「保健衛生学」、専攻の区分の名称は「視能矯正学」とすることが適当であると判断した。調査の過程で収集した情報は、当該専攻の区分における専門科目等の単位修得の基準(専攻基準)案及び専門科目の例示科目案の作成に活用し、平成20年度に基準を公開し平成21年度に申請受付を開始する準備を整えた。

③ 学位審査会専門委員協議会の開催等

平成18年度に引き続き、新任の専門委員を対象に機構が行う学位授与制度に関する説明会(研修)を4月に開催した。近年の申請者数の増加と高等教育の質保証に対する社会的

要請の高まりを考慮したもので、機構の学位授与審査に協力いただく専門委員に包括的な説明を行い、従来の各専門委員会・部会での説明を補強することを意図している。専門委員協議会では学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて学位審査研究部の教員が資料を作成し、説明と質疑応答を行った。また、学修成果・試験の判定基準を一層明確にすることを目的として、学修成果・試験の審査において「学修成果の内容が水準に達していない」と判定された申請者に対するコメント（学修成果書き直しのための留意事項、平成18年度より実施）を集計し、判定に際して主要と目される観点の抽出・明示化を試みた。

さらに、平成18年度に作成した「小論文試験作成のための考え方」の内容について検討を重ね、修正を加えた。これは審査を担当するすべての専門委員に対して、申請者が専攻に係る学士の水準の学力を有しているか否かを適切に審査できるよう、作題時に留意すべき事項を明確に伝えることを目的として学位審査研究部が作成した文書であり、学位授与の判断基準と審査の最適化に向けて引き続き検討を行った。

2 評価と課題

各プロジェクトに関して計画に沿って着実に調査研究を実施した。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来、学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり、その調査研究は機構の学位授与制度の運用と改善を支援するにとどまらず、学位授与の実務における具体的な問題を広く我が国の高等教育の課題として昇華し、そうして取り組んだ調査研究の成果を社会に還元することが求められていると考える。この自覚のもとに、平成20年度以降も学位システム研究会を機軸に学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進め、主要な問題点の分析を継続し成果を出すこと、機構の学位授与制度の実状把握と調査研究を通じて明らかになった問題点を社会に発信していくことが課題である。

ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位の要件となる学習の体系的な構成と要件を検討するとともに、学位の構造・機能及びその国際通用性に関する研究を行う。具体的には、学位システムの国際比較について調査研究を継続する。

1 実施状況

（１）目的及び内容

生涯学習システムへの移行、国際化、ユニバーサル化など高等教育を取り巻く社会的環境が変化する中で、学位・単位制度のあり方とその通用性が国内のみならず国際的にも重要な課題となっている。こうした状況にかんがみ、学位の構造・機能に関する理論と国内外の最新状況を把握し、学位を取得するために求められる学習の構成と要件について研究すること、それにより機構の学位授与事業ばかりでなく、学位・単位制度のあり方とその通用性について検討する上で我が国の高等教育政策の参考に資することを目的とする。

1）ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のマス型からユニバーサル・アクセス型への移行に象徴される高等教育の拡大は、個人には編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の流動性の拡大をもたらすとともに、高等教育機関についてはそうした学習行動を許容する柔軟な制度的対応が求められている。我が国においても近年、高等教育機関への入学、大学院への進学要件等、様々な形で規制緩和措置が行われ、また、大学の設置認可についても、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行うシステムへと移行しつつある。しかしながら、真に望ましいユニバーサル・アクセスを導くためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。以上の社会的な課題を念頭において、行政的な要請と呼応しつつ、機構における本格的な調査研究のための予備的な調査研究を行う。

2）学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記１）の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を機構の学術誌等に公表することによって情報を広く公開する。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただし、その教育が当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後教

育を受けた者にも、我が国の学士の学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部では、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会があった場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集及び必要な調査を行い、基礎資格の有無を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援する。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

機構では、全国の大学を対象に毎年「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を実施している。平成3年の大学設置基準大綱化により、それまで学位規則で定められていた学位の専攻分野の種類が廃され、代わりに各大学が自らの教育課程の内容に即して専攻分野の名称を決め、その名称が学位に付記されることになった(例：学士(○○))。これは各大学に大きな裁量を与える一方で、名称の多様化を招く措置であることから、我が国の大学卒業者の学位がどのような専攻分野の修了資格として授与され、付記名称にどの程度の多様性が見られるのか、その実態を明らかにすることは、我が国の学位の通用性を検討する上で極めて重要である。本調査は平成5年度から機構が継続的に実施しているものであり、平成18年度からは新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、全国の大学並びに短期大学に調査対象を広げて実施している。調査結果は数年ごとに機構の学術誌等に公表する。

(2) 成果

1) ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化、国際化が進む中で、新しい学位システムを構築することが不可欠な課題となっていることは、中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像(平成17年1月28日)」にも指摘されたとおりである。我が国においては近年、高等教育機関への入学、あるいは大学院への進学要件等について、様々な形で規制緩和の措置が行われてきた。また、大学の設置認可にあたっては、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行う体制へと移行しつつある。しかし、一方で真のユニバーサル・アクセスを可能とし、他方で国際通用性を確保するためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、また、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。

この問題意識のもとに平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方(学位に付記する専攻分野名称の分析を含む)に関する具体的な調査研究を進めている。学位は学位授与権を有する大学の根幹に関わる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を委員として構成されている。

平成19年度には、「学位システム研究会WG(調査作業グループ)」(平成17年度設置)を中心に学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査(イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本)を継続するとともに、「我が国の大学の設置(その後の質保証を含む)のシステム並びに学位の授与のシステムをどう構築するか」が現下の政策議論において一つの焦点をなしていることにかんがみ、大学の設置認可と学位授与権の付与にかかわる項目を

WG共通の調査項目「学位システムの国際比較（各国対照表）」に追加して、諸外国における法的基盤と現状をさらに調査した。各国調査は1～2か月おきにWG研究会を開催して情報を交換し合い、進行状況を確認しながら行った。年度末には5か国の調査結果を暫定版にまとめ、平成20年度の早い時期に各国対照表を完成させる段階まで作業を進行させた。

これと平行して、大学院、特に修士課程の修了要件と学位審査の実態について国内外の大学で聞き取り調査と情報収集を行った。その際に把握した問題点と、平成18年度までに博士課程の工学系分野で実施した学生選抜、研究指導・教育、学位論文審査に関する実状調査を踏まえて、修士課程教育に関するアンケート予備調査を行い、その整理に着手した。

2) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記1)の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を公開シンポジウムや機構の学術誌等を通じて情報を広く公開することも当該調査研究プロジェクトの目的の一つである。平成19年度にはフランス国民教育省総視学官を務めた専門家を招へいし、学位審査研究部と学位システム研究会の共催として講演会を開いた。本講演では、フランスにおけるボローニャ・プロセスへの対応と学位の新たな構造（フランスではLMD制度と呼称）、国から学位授与権認証を受けた機関が国の名の下に国家学位（免状）を授与する伝統と契約政策との関係、大学とグランゼコールによる学位の共同授与など、学位に関する問題を中心にフランス高等教育の現状と課題について最新の情報が紹介され、それを踏まえて日本の参加者と意見交換を行った。

さらに、平成19年度には文部科学省から受託した先導的大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」の一環として、ヨーロッパ高等教育質保証協会（ENQA）とアメリカのニューイングランド基準協会から専門家を招いて講演会を行い、欧米における共同学位プログラムとその正統性の担保の態様について情報を把握した。いずれの講演会においても、国内の高等教育関係者に対する問題意識の喚起及び情報の公開と発信に努めた。

また、アメリカ・カリフォルニア大学ロス・アンジェルス校及びカリフォルニア大学サクラメントセンター、オールド・ドミニオン大学、マサチューセッツ工科大学、ボストン建築大学、農務大学校、全米心理学協会、ニューイングランド協会、ロンドン大学セント・ジョージス校、ドイツ・ミュンヘン工科大学、ドイツ・ブレーメン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ヘッセン各州の教育学術省への訪問調査を実施し、欧米の最新動向の把握と担当者との討論を行った。特に、学位とその教育プログラムの質を保証する仕組みがどのように構築されているかに重点を置いて、高等教育の質保証に関する情報収集と意見交換を行った。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を、外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただしその教育が、当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後

教育を受けた者にも日本の学士学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部は、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会がなされた場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集及び必要な調査を行い、基礎資格の有無を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援している。

平成19年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が8件あった。アメリカのコミュニティカレッジ卒業者（2件）、アメリカの大学での学修履歴を有する者（1件）、中国の成人高等教育機関卒業者（2件）、中国の普通高等教育機関卒業予定者（1件）、韓国の専門大学卒業者（1件）、ニュージーランドの大学卒業予定者（1件）である。外国人留学生からの照会ばかりでなく、日本の短期大学ないし専門学校を卒業した後に当該国の高等教育機関に留学した事例、日本の高等学校から直接当該国の高等教育機関に進学し、同国内で他の高等教育機関に編入学した事例など、申請資格に関する照会者の学修履歴は近年、対象国、在籍した教育機関ともに多様化している。こうした事情に留意し、いずれも文献とウェブサイトからの情報をもとに基礎的調査を行った後に当該機関の学務担当者にメールで確認し、また調査研究協力者の協力も得て、厳正な調査に基づいて資格の有無を判定した。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

機構では、学位審査課と学位審査研究部が協力して、全国の大学を対象に毎年「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を実施している。平成19年度には、平成18年度に引き続き、すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関して調査を実施した。また、平成18年度から授与されている短期大学士に関して、すべての短期大学に対して調査を行った。回収率は平成19年度末の時点で大学89.3%、短期大学82.3%であり、各大学、短期大学からの回答内容については平成19年度中にデータ入力を終えた。

(3) 学術論文、口頭発表等

(学術論文)

濱中義隆（2008）

「高等教育システム改革における学位研究の意義－学位の機能変容と学位授与機構の役割に注目して－」、『大学評価・学位研究』第7号，pp.1-16

森利枝（2007）

「アメリカにおける高等教育機関のアクレディテーション」，大学評価・学位授与機構編『大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－』pp.97-112

吉川裕美子（2007）

「ヨーロッパにおける高等教育の質保証：ボローニャ・プロセスによる学位制度の改革と質保証の意味（第4章第2節）」，大学評価・学位授与機構編『大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－』，ぎょうせい，pp.113-122

(口頭発表)

Rie MORI (2008)

Measuring the Un-Flatness of Cross-Border Higher Education: Implications of the US Experience,
2008 APQN Conference and AGM

(講演会開催)

講演会「共同学位に関する講演会」, 2008 年 3 月 11 日, 東京, 如水会館

講演会「フランスにおける高等教育学位(免状)制度」, 2008 年 3 月 24 日, 大学評価・学位
授与機構

2 評価と課題

以上のとおり, 平成19年度の年度計画「学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め, 学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための基礎となる研究を行う」ことは計画どおり実施された。学位が学生及び高度な専門労働者の能力証明として機能していることはいうまでもないが, グローバル化の進展と相俟ってその質と通用性がますます重要な課題となっている。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来, 学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり, その自覚のもとに機構の学位授与事業はもとより日本の高等教育政策の参考に資する調査研究を行うことを目標としている。平成20年度も, 学位システム研究会を機軸に, 学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進め, 主要な問題点の分析を継続し成果を出すこと, 並びに学位授与事業に関連する調査研究を引き続き確実に行い業務を支援することが課題である。

イ 機構での学位取得後、１年及び５年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

機構での学位取得後、１年及び５年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

（１）目的及び内容

多様な学習履歴を有する機構での学位取得者の学習行動、意識、学位取得後の動態等を継続的に調査し、現行制度の現状及び機能の分析を通して業務の遂行並びに改善に資するデータを提供するとともに、単位累積加算制度の実現など将来的課題の検討に向けた基礎的データを蓄積する。さらに、これらの研究成果を踏まえて、教員として専門的な立場から、学位授与制度の運営・改善に貢献することを目的とする。

１）「直後調査」及び「１年後・５年後調査」の実施

単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後、取得から１年後、５年後の３時点にわたる追跡調査（アンケート）を継続的に実施する。調査項目は、学位取得までの学習プロセス、申請の手続きや審査に対する意見、学位取得の動機、学位取得に対する意識・満足度、取得した学位に対する社会的評価、学位取得前後での職業的地位の変化など多岐にわたり、多様な要因の影響を考慮しながら現行制度の意義や課題の検証を行う。

２）新しい専攻の区分の設置のための調査研究

学際的・複合領域的な専攻など、従来とは異なる審査上の区分（専攻の区分）での学士の学位取得の要請に対応することは、学位の取得機会を拡大するという制度の理念からも重要なことである。既存の専攻との整合性並びに「学士」としての学修の体系性を維持しつつ、どのような専攻を新たに設けるべきであるかについて、研究部の教員として専門的な立場から最新の状況を常に把握するための調査を行う。

３）専門委員協議会等の開催

学位授与の審査を担当する専門委員会の新任委員を対象として、機構が行う学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて説明会を開催する。当該活動は、より円滑かつ適切に学位授与の審査を実施することが可能となることを目的として行うものであり、大学におけるいわばFD活動に相当するものである。したがって既存の調査研究の成果及び審査の実績等に基づき、研究部教員が中心となって実施することが重要である。

（２）成果

１）「直後調査」及び「１年後・５年後調査」

「直後調査」については、平成18年度10月期学位取得者（2,195人）、19年度4月期学位取得者（369人）を対象にそれぞれ調査を行い、1,473人、295人から回答を得た。

「1年後・5年後調査」は、6月に平成17年度10月期（2,137人）、平成13年度10月期（1,597人）の学位取得者、10月末に平成18年度4月期（384人）、平成14年度4月期（401人）の学位取得者を対象として実施し、それぞれ30.4%、20.4%、50.8%、33.7%の有効回答を得た。

平成19年度においては、申請者の約7割を占める短期大学、高等専門学校の専攻科にて単位を修得した者を対象とし、例年実施している質問項目に加えて、専攻科進学動機、専攻科における教育経験に対する評価、専攻科修了時及び現時点（修了から1年後もしくは5年後）の能力の自己評価等を詳細に調査した。この調査の質問項目は、既存の研究における大学卒業者に対する調査、専攻科学生に対する調査と共通の質問項目を用いることにより、専攻科で単位を修得し機構において学士の学位を取得した者の特徴を明らかにすることを目的として実施したものである。

2) 新しい専攻の区分の設置

近年の大学における学士の学位授与の実態にかんがみ、機構が与える学士の専攻の区分として新たに視能矯正学に関する専攻を設置することが適当と判断し、そのために必要な調査研究を行った。具体的には、近年新たに設置が進んでいる大学における視能矯正学の一般的な教育課程の構成や開設授業科目、及び視能訓練士養成施設の指定規則について調査した。さらに日本眼科学会の推薦を踏まえ、視能矯正学分野における大学教員5人に学位審査研究部調査研究協力者を委嘱し、平成19年11月9日に調査研究協力者会議を開催した。同会議では視能矯正学の分野の特質、専攻に係る単位修得の基準について討議を行い、並行して学位審査研究部内でも既存の保健衛生学の各専攻の区分との比較検討を行った。その結果、専攻の区分として新たに「視能矯正学」を設置し、学位に付記する専攻分野の名称については「保健衛生学」とすることが適当であると判断し、平成20年度中に当該専攻に係る単位修得の基準を公開し、21年度より申請を受け付けることとした。

3) 学位審査会専門委員協議会の開催等

近年の申請者数の増加、「高等教育の質保証」に対する社会的要請の高まりなどを受け、審査を担当する専門委員に対して、機構が行う学位授与制度について体系的な説明を行うことの必要性が認識され、平成17年度より新任の委員を対象とする説明会（研修）を開始した。平成19年度は4月24日に、「学位審査会専門委員協議会」として開催し、学位審査研究部の教員4人が、学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて資料を作成し説明を行った。また、学修成果・試験の判定基準を一層明確にすることを目的として、学修成果・試験の審査において「学修成果の内容が水準に達していない」と判定された申請者に対するコメント（学修成果書き直しのための留意事項、平成18年度より実施）を集計し、判定に際して主要と目される観点の抽出・明示化を試みた。

その他同様の研修活動として、平成19年度より新設された専攻の区分「口腔保健衛生学」に関連し、10月25日に鶴見大学歯学部において機構が行う学位授与制度の理念・概要、単位の修得や学修成果（レポート）の作成に当たっての留意点などについて講演を行った。

2 評価と課題

本調査研究プロジェクトは、他のプロジェクトとは異なり、機構が行う学位授与制度に直接的に関与するものであり、その成果は、現行制度の改善等として表れる場合が多く、必ずしも学術論文等として公表される性格のものではない。しかしながら、学位授与のための審査が機械的・形式的な手続きに流れることなく、学術的な論理に貫徹されて実施されるためには、学位審査研究部が不断にこれらの調査研究課題に取り組むことは依然として重要である。

以下、個別の項目について評価と課題をあげる。(1) 例年実施している「直後調査」及び「1年後・5年後調査」に加え、平成19年度は機構が認定する短期大学・高等専門学校の専攻科において単位を修得した者を対象とする調査を行った。その中で多数の学位取得者から専攻科における教育の特徴として指摘された点は、少人数教育であることが長所（教員との関わりなど）でもあり短所（選択の幅の狭さなど）でもあるということであった。これらの結果を既存の大学卒業生に対する調査結果などと比較することにより、専攻科を含めた大学以外の高等教育機関における学修の成果の評価方法のあり方について検討することが必要である。(2) 新しい専攻の区分の設置（平成19年度は「視能矯正学」）は必ずしも毎年度実施されるものではないが、今後とも他の調査研究プロジェクトの成果を踏まえつつ、当該分野での学士の学位取得に対する潜在的な需要の把握を行い、必要に応じて新たな専攻の区分の設置に係る情報収集を行っていく必要がある。(3) 学位審査会専門委員協議会は平成17年度より新たな試みとして開始したものであり、説明の内容、技法等について、さらに充実させていくことが課題である。また、同協議会の実施により、小論文試験の出題傾向、学修成果・試験が不可と判定された場合の理由等に対する影響の有無を分析する必要があるだろう。さらに、学修成果・小論文試験の判定基準の明示化についても引き続き検討していく予定である。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

1 実施状況

次の二つのプロジェクトの調査研究を進めた。

（ア）高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

① 高等教育レベルの学習行動，学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

我が国における流動化の促進要件に関する調査として，平成20年3月に，山形県と秋田県においてそれぞれ1カ所ずつ，県内の全高等教育機関が参画して単位互換及び公開講座や高大連携等の事業を実施している大学コンソーシアムの訪問調査を行い，高等教育レベルの学習者の流動化の促進要件としての大学間連携組織の実態の把握に努めた。

また，我が国における流動化の実態に関する分析として，科学研究費補助金による「学士取得課程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」（基盤研究(B)(2)平成16－18年度 研究代表者 吉川裕美子）の成果をもとに，学位審査研究部教員及び研究協力者によるデータ分析を行い，我が国の高等教育機関における編入学の実態と限界について考察し，その結果の公表を行った。さらにそれと並行して，機構がこれまでに学士の学位を授与した，単位積み上げ型の学習者に関するデータ分析等をもとに，我が国の高等教育政策，なかんずく学位制度改革の問題点を指摘した。

② 科目等履修生制度に関する調査

前年度に引き続き，各大学における科目等履修生制度の開設状況に加えて，当該年度に科目等履修生を受け入れた実績（人数）を調査して，平成20年1月末に「科目等履修生制度の開設状況一覧」を機構ウェブサイト上に公開し，制度の開設状況とともに過去3年間の科目等履修生の受入の実績を公表した。

（イ）高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

① 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

電子化シラバスの活用により機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムの構築を目指し，昨年度末に開始した複数の専攻区分を対象とした「科目分類支援システム」の検証をより発展させた。また，『大学評価・学位研究』に，その検証結果のとりまとめを行った。

② コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

いずれも県内の全高等教育機関が参画して単位互換，公開講座，高大連携等の事業を実施している「大学コンソーシアムやまがた」と「大学コンソーシアムあきた」を訪問し，各事業の実施状況等について説明を受けるとともに，質疑応答を行った。

2 評価と課題

各事項について計画に沿って着実に調査研究を実施した。高等教育段階の多様な学習機会の現状と，それに対するニーズに関する調査研究については，編入学・転学等，高等教育段階の学生の流動化の促進要因となる学習機会に関する知見を整理し，今日的な傾向と今後の課題を

明らかにするための分析を行うことが課題として挙げられる。また、電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究では、実稼動を視野に入れたシステムの有効性の検証をさらに進め、学位審査の重要項目である科目判定時における審査の負担軽減を目指すことが期待される。

I－3－（２）－１）－② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究
高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する調査結果の分析を進め、その公表に努める。

1 実施状況

（１）目的及び内容

現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行うことを目的とする。この目的を達成するため、以下の二種類の調査研究を継続的に遂行している。

1）高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化は、個人については編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の流動性の拡大を意味するとともに、高等教育機関にとってはそのような学習行動を許容する柔軟な制度が要求される。従来の大学教育は、固有の教育理念と目標に基づいて構成されたカリキュラムを、一貫した在学期間中に履修することを前提としてきた。しかし学生の機関間移動が増えれば、大学は個々の学習履歴を評価し、カリキュラムの一部が既に履修されたと認められるかを判断して認定（具体的には単位認定）しなければならない。その一方で大学は、断片化した学習履歴を持つ学生に対して、一貫した学士課程教育で培われるはずの能力をいかに補完して身につけさせるか、言い換えるならば学士の質保証という問題に直面することになる。

このように学習行動・学習機会の多様化が進む中で、学士課程全体としての体系性・一貫性を保持し、その修了資格である学士学位の質を保証する方途を検討するために、学生の流動化の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。

2）科目等履修生制度に関する調査

高等教育レベルの学修を複数の高等教育機関で行い、その履修成果（修得単位）を機構の学位授与制度における学士学位の取得に結びつけるためには、各高等教育機関における科目等履修生制度の普及と整備及びそれらに関する情報提供が必須である。機構では、学位審査課と学位審査研究部の協力のもと、全国の大学と大学院大学を対象に毎年「科目等履修生制度の開設状況に関する調査」を実施している。調査結果は平成16年度までは冊子体のみ、平成17年度は冊子体とウェブサイト上での公開を行ってきたところである。平成18年度公開分（平成19年度版）より冊子体の刊行を廃してウェブサイト上のみで「科目等履修生制度の開設状況一覧」として公開している。

(2) 成果

1) 高等教育レベルの学習行動，学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

① 我が国における流動化の促進要件に関する調査

平成18年度後半に行った兵庫県における大学コンソーシアムの実地調査に引き続き，平成20年3月に，山形県と秋田県においてそれぞれ1カ所ずつ，県内の全高等教育機関が参画して単位互換及び公開講座や高大連携等の事業を実施している大学コンソーシアムの訪問調査を行い，高等教育レベルの学習者の流動化の促進要件としての大学間連携組織の実態の把握に努めた。

② 我が国における流動化の実態に関する分析

平成18年度までに行った，科学研究費補助金による「学士取得課程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」(基盤研究(B)(2)平成16-18年度研究代表者 吉川裕美子)の成果をもとに，学位審査研究部教員及び研究協力者によるデータ分析を行い，我が国の高等教育機関における編入学の実態と限界について平成14年に実施した調査結果との比較を踏まえて考察し，その結果の公表を行った。またそれと並行して，機構がこれまでに学士の学位を授与した，単位積み上げ型の学習者に関するデータ分析等をもとに，我が国の高等教育政策，なかんずく学位制度改革の問題点を指摘した。

2) 科目等履修生制度に関する調査

平成18年度には，前年度に引き続き各大学における科目等履修生制度の開設状況に加えて，当該年度に科目等履修生を受け入れた実績(人数)を調査した。この調査をもとに，平成19年1月に「科目等履修生制度の開設状況一覧」を平成20年1月末に機構ウェブサイト上に公開し，制度の開設状況と共に過去3年間の科目等履修生の受け入れの実績を公表して科目等履修を希望する学習者に具体的な情報を提供した。

(3) 学術論文，口頭発表

(学術論文等)

濱中義隆(2007)

「流動化に対応して『学位認定』をどうするか—国際的な情報ネットワークが不可欠」、『カレッジマネジメント』第144号，pp.30-34

(口頭発表)

濱中義隆(2007)

「編入学・転学のマクロな動向」，課題研究Ⅰ「青年期教育としての大学教育—第三段階教育における流動性と青年の進路選択」 日本高等教育学会第10回大会，2007年5月26日，名古屋大学

2 評価と課題

高等教育段階における多様な学習機会の現状と，それに対するニーズに関する調査研究は機構創設以来の主要な研究テーマであり，また大学外の学習者に学位を授与するという学位授与事業の特性とも相まって機構において行われる調査研究としての独自性が発揮されるべき分野

でもある。平成19年度に行った主たる成果の公表としては、過去に行った科学研究費研究によって得られたデータ及びこれまでの学位申請者に関するデータの分析とその公表を遂行して、編入学・転学等、高等教育段階の学生の流動化にかかわる実態と課題の考究を行った。また、継続して行っている調査として、多様な学習機会を提供しうる、流動化に対応したシステムとしての大学コンソーシアムの実態調査及び我が国の大学における科目等履修生制度の開設及び受入れにかかわる実態調査を行った。今後の課題としてはこれら2種類の流動化の促進要因となる学習機会に関する知見を整理し、今日的な傾向と今後の課題を明らかにするための分析を行うことが挙げられる。

I－3－（２）－１）－② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方を目指して調査研究を継続する。

1 実施状況

（１）目的及び内容

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を学位授与の要件の一部として評価・単位認定する方法の開発を目指して調査研究を行う。

1）電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

シラバスの電子化並びにそこからの情報抽出方法を検討することにより、機構の学位授与事業における科目の分類を支援するシステムの構築を目指す研究を行う。

2）コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

複数の大学がコンソーシアム方式により実施している単位互換等の各種連携事業の実態を調査する。

（２）成果

1）電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

電子化シラバスの活用により機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムの構築を目指し、昨年度末に開始した複数の専攻区分を対象とした「科目分類支援システム」の検証をより発展させた。また、『大学評価・学位研究』誌上において、その検証結果のとりまとめを公表した。

2）コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

いずれも県内の全高等教育機関が参画して単位互換、公開講座、高大連携等の事業を実施している「大学コンソーシアムやまがた」と「大学コンソーシアムあきた」を訪問し、各事業の実施状況等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。その結果、諸高等教育機関の配置状況の違い（県内各地分散と県庁所在地集中）や主導形態の違い（大学主導型と行政主導型）による特徴的な相違点を把握することができた。

また、昨年度に神戸研究学園都市大学交流推進協議会の大学共同利用施設（UNITY）及び神戸市外国語大学に対して行った訪問調査の報告書を刊行した。

（３）学術論文、口頭発表等

1）電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

（学術論文）

宮崎和光，井田正明，芳鐘冬樹，野澤孝之，喜多一（2007）

「専門科目名のリストを利用した学位授与事業のための科目分類支援システムの評価」、『大学評価・学位研究』，第6号，pp.25-42.

2) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査研究

(報告書)

瀧田佳子，六車正章（2008 刊行予定）

「山形県及び秋田県における全高等教育機関の参画によるコンソーシアム型単位互換制度」

瀧田佳子，六車正章（2007）

「神戸市研究学園都市大学交流推進協議会加盟大学・高専におけるコンソーシアム型単位互換制度」

2 評価と課題

多様な学習成果の評価と単位認定方法の改善を図る基礎としての調査研究を計画どおり着実に実施した。今後の課題として、電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究では、実稼動を視野に入れたシステムの有効性の検証をさらに進め、学位審査の重要項目である科目判定時における審査の負担軽減を目指すことが期待される。また、コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の実態把握についても引き続き調査と分析を続け、機構による学位授与事業の実態と関係諸規定との比較検討も踏まえつつ、国内外における多様な学習の評価方法との比較を進め、機構が行う学位授与の今後の在り方の検討に資するよう努める。

I－3－（２） 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

２） 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に１回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成１６年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。

また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

１ 実施状況

（１）学術誌等における調査研究成果の公表

① 学術誌による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』へ掲載することにより外部への公表を行った。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究成果として、第６号に論文２件、第７号に論文１件を掲載し公表した。

なお、『大学評価・学位研究』は国公立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配付するとともに、機構ウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に掲載し公開した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。

③ 研究成果の公表状況

平成19年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』（第６号及び第７号）掲載論文	３
学術論文等	９（うち和文４，英文５）
著書・翻訳書等	３
口頭発表等	１４（うち和文８，英文６）
報告書原稿等	６

（２）研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

研究会、公開講演会・シンポジウムを随時開催して、研究成果の発表の場及び機構外の研究者の研究成果を導入する場として活用している。平成19年度は以下のとおり、公開講演会を２回（演者３人）、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会を15回開催した。

○ 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成19年 5月29日	「省庁大学校に対する教育の実施状況の審査の有効性を高めるために」 神谷武志 (内部研究会) (参加者10人)
6月19日	「大学院の修了要件等に係る法令上の取扱いについて」 六車正章 「大学院の修了要件及び早期修了の実態調査について」 田中正人 「学位審査の省力化と質保証のバランスについて」 濱中義隆 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」 研究会 第1回) (参加者11人)
6月25日	「学位授与授業の現況と課題」 橋本弘信 (内部研究会) (参加者14人)
8月20日	「学生の流動化と支援体制に関する調査」 吉川裕美子 (内部研究会) (参加者4人)
9月14日	「学位及び大学に関する調査研究と研究課題」 吉川裕美子 (学位システム研究会 WG 第5回研究会) (参加者8人)
9月25日	「目的及び平成19年度研究実施計画」 橋本弘信 「大学院教育問題を「実態」から考えるということ」 濱中淳子 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」 研究会 第2回) (参加者9人)
10月2日	「大学院博士一貫教育プログラムー東京工業大学の取り組み」 斎藤彬夫 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」 研究会 第3回) (参加者9人)
10月11日	「文部科学省委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」 実施の経緯」 橋本弘信 「諸外国における共同学位に関する調査研究の実施計画と海外の訪問調査機関の選定」 森利枝 (平成19年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」 研究会 第1回) (参加者7人)
11月5日	「学位システムの国際比較 (調査項目案)」 森利枝・吉川裕美子／ 「中央教育審議会大学分科会の審議状況、『学士課程教育の再構築に向けて』 (審議経過報告) について」 / 鈴木敏之 (学位システム研究会 第6回研究会) (参加者17人)
11月8日	「工学系修士の修了要件の実態調査」 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」 WG 研究会 第1回) (参加者4人)
12月13日	「工学系修士の修了要件の実態調査」 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」 WG 研究会 第2回) (参加者4人)
12月21日	「学位システムの国際比較 (調査項目案)」 吉川裕美子 (学位システム研究会 WG 第6回研究会) (参加者9人)
平成20年 2月1日	「文部科学省委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」の趣旨と「共同学部・共同大学院」制度 (案) について」 井上卓己・桐生崇 (平成19年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」 研究会 第2回) (参加者8人)
2月14日	「工学系修士の修了要件の実態調査」 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」 WG 研究会 第3回) (参加者4人)
2月22日	「学位システムの国際比較 (調査項目案)」 吉川裕美子 (学位システム研究会 WG 第7回研究会) (参加者10人)
3月11日	「欧州高等教育圏における共同学位ー質保証の試み」 ブルーノ・キュルヴァル 「共同学位をもつ機関のアクレディテーションーアメリカの視点」 パトリシア・オブライエン (講演会) (参加者35人)
3月24日	「フランスの高等教育と学位制度」 ティエリー・マラン (講演会) (参加者19人)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成19年度は、機構から学位等に関する研究について、新規2件、継続2件の採択を受け、科学研究費補助金778万円が交付された。なお、平成20年度の申請に当たっては、申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなど支援を行

い、申請件数の増加を図るよう努めた。

また、文部科学省から先導的大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」を受託した。

2 評価と課題

学術誌『大学評価・学位研究』は単なる機構の研究成果を発表する場としてだけでなく、大学評価及び学位授与を中心とした高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などについて機構外の研究者からの投稿を受け付け、掲載発表することにより我が国の高等教育の発展に寄与することを目的としている。このため、機構のウェブサイト上で配信している、機構ニュースの記事において、『大学評価・学位研究』への投稿を呼びかけるなどして、学術誌としての地位を確立するよう努力を行った。

また、『大学評価・学位研究』に関するウェブサイト上でも公表しており、年間42,000件余（前年度29,000件）のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供を図ることができた。

今後、引き続き査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、機構外の専門家の協力を得て今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう努める。

I 業務の質の向上

I-4 情報の収集、整理、提供

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業並びにこれらに関する調査研究の実施に関連して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理、提供を行うことは、機構の重要な業務の一つであり、平成19年度は次のとおり実施した。

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

平成19年7月上旬より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。収集したデータを機構において集計し、国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用し、実績報告書の作成に資するよう、整理・分析を行い、12月から各国立大学法人等に提供を行った。

また、収集したデータについて、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析方法及びその提供方法の検討を行った。

② 国内外における評価に関する情報の収集、整理、提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」のシステム構築を行うとともに、各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」の送付、評価を中心とした高等教育関係情報の発出を開始するなど、「大学評価情報ポータルサイト」の運用を本格始動した。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施など国内関係機関との連携協力を図った。

国外については、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問、来訪者の受入れ及び専門家等の招へいにより、情報収集及び意見交換を行い、また、INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education：高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク）などの国際会議への参加を通じて、評価機関に関する情報収集を行った。

平成20年2月には、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て、機構主催でAPQN（Asia-Pacific Quality Network：アジア太平洋地域質保証ネットワーク）の年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行うとともに、平成19年2月に英国のQAA（Quality Assurance Agency for Higher Education：高等教育質保証機構）とのMoU（Memorandum of Understanding：覚書）締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとのMoU締結による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図った。

特に、英国の QAA との協力プロジェクトとして、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成、「大学評価文化の展開」の英訳版の作成など英語による我が国の評価、質保証に関する情報発信を行うことにより、海外関係機関等への理解を求めるとともに、国内の高等教育機関の情報発信のための利用に供した。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

① 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「平成19年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成19年度独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を関係する全国の大学等に送付するとともに、機構のウェブサイトで公開した。

このほか、学位授与制度に関し、次の資料を作成・配付した。

ア 機構による学位授与制度と申請手続きの詳細を記した冊子「新しい学士への途」

イ 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」

ウ 学位授与の仕組みと意義について一般社会向けに分かりやすく説明したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」

② ウェブサイトによる情報提供の充実

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者等に事業内容や手続きが分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で55万件であった。

2 評価と課題

国立大学法人等の教育研究の評価での大学情報データベースの目的・役割等について説明会を開催し、各国立大学法人等から情報の提供を受け、各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究の評価の実績報告書の作成に資するべく、12月から各国立大学法人等に提供を行うとともに、機構の評価担当者が基礎資料として活用できるよう、整理・分析し、機構の評価担当者に対する提供方法の検討を行った。

平成20年度も引き続き、情報の提供を受け、データの整理・分析を行い、各国立大学法人等に提供するとともに、機構の評価担当者に提供する予定である。

また、引き続き国民各層への提供方法について検討を行うとともに、公開セミナー等を開催し、大学情報データベースに対する理解を更に深める等、関係者への普及に努める。

そのほか評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を構築・運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、ウェブ上で提供した。

また、国内関係機関との連絡会の実施、APQN 年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実にを行った。

特に、英国 QAA との協力により作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」の完成により、機構をはじめとする我が国の評価を中心とした高等教育に関する用語を集約することができ、我が国の評価に関する情報の外国語での発信の基盤整備ができた。

今後は、「高等教育に関する質保証関係用語集」により構築した大学評価関係用語の通用性を高めるための用語集の更新を行うとともに、機構の行う評価関係資料の英訳などを通じてさらに情報発信していくこととしている。

I-4 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1 実施状況

(1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

平成19年7月上旬より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。収集したデータを機構において集計し、国立大学法人等の教育研究の評価における自己評価の根拠資料として活用し、実績報告書の作成に資するよう、整理・分析を行い、12月から各国立大学法人等に提供を行っている。

また、収集したデータについて、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析方法及びその提供方法の検討を行った。

(2) 国内外における評価に関する情報の収集、整理、提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」のシステム構築を行うとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」の送付、評価を中心とした高等教育関係情報の発出を開始するなど、「大学評価情報ポータルサイト」の運用を本格始動した。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施など国内関係機関との連携協力を図った。

国外については、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問、来訪者の受入れ及び専門家等の招へいにより、情報収集及び意見交換を行い、また、INQAAHEなどの国際会議への参加を通じて、評価機関に関する情報収集を行った。

平成20年2月には、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て、機構主催でAPQNの年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行うとともに、平成19年2月に英国のQAAとのMoU締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとのMoU締結による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図った。

特に、英国のQAAとの協力プロジェクトとして、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成、「大学評価文化の展開」の英訳版の作成など英語による我が国の評価、質保証に関する情報発信を行うことにより、海外関係機関等への理解を求めるとともに、国内の高等教育機関の情報発信のための利用に供した。

2 評価と課題

国立大学法人等の教育研究の評価における大学情報データベースの目的・役割等について説明会を開催し、各国立大学法人等から情報の提供を受け、各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究の評価の実績報告書の作成に資するべく、12月から各国立大学法人等に提供を行うとともに、機構の評価担当者が基礎資料として活用できるよう、整理・分析し、機構の評価担

当者に対する提供方法の検討を行った。

平成20年度も引き続き、情報の提供を受け、データの整理・分析を行い、各国立大学法人等に提供するとともに、機構の評価担当者に提供する予定である。

また、引き続き国民各層への提供方法について検討を行うとともに、公開セミナー等を開催し、大学情報データベースに対する理解を更に深める等、関係者への普及に努める。

評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を構築・運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、ウェブ上で提供した。

また、国内関係機関との連絡会の実施、APQN 年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実にを行った。

特に、英国 QAA との協力により作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」の完成により、機構をはじめとする我が国の評価を中心とした高等教育に関する用語を集約することができ、我が国の評価に関する情報の外国語での発信の基盤整備ができた。

今後は、「高等教育に関する質保証関係用語集」により構築した大学評価関係用語の通用性を高めるための用語集の更新を行うとともに、機構の行う評価関係資料の英訳などを通じてさらに情報発信していくこととしている。

I－4－（１） 評価に関する情報の収集，整理，提供

1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

1 実施状況

平成19年7月上旬より，各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下，情報の提供を受けた。収集したデータを機構において集計し，国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用し，実績報告書の作成に資するよう，整理・分析を行い，12月から各国立大学法人等に提供を行った。

また，収集したデータについて，機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう，整理・分析方法及びその提供方法の検討を行った。

2 評価と課題

国立大学法人等の教育研究評価における大学情報データベースの目的・役割等について説明会を開催し，各国立大学法人等から情報の提供を受け，各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究評価の実績報告書の作成に資するべく，12月から各国立大学法人等に提供を行うとともに，機構の評価担当者が基礎資料として活用できるよう，整理・分析し，機構の評価担当者に対する提供方法の検討を行った。

平成20年度も引き続き，情報の提供を受け，データの整理・分析を行い，各国立大学法人等及び機構の評価担当者に提供する予定である。

また，引き続き国民各層への提供方法について検討を行うとともに，公開セミナー等を開催し，大学情報データベースに対する理解を更に深める等，関係者への普及に努める。

I－4－（１）－１） 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムによる情報の提供

国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、情報の提供を受ける。

また、公開セミナー等を１回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

1 実施状況

平成19年7月上旬より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。収集したデータを機構において集計し、国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用し、実績報告書の作成に資するよう、整理・分析を行い、12月から各国立大学法人等に提供を行った。

また、各国立大学法人等に大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成19年7月3日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した（国立大学法人及び大学共同利用機関法人全91法人から296人が参加）。同説明会では、大学情報データベースの概要及び具体的な内容について説明を行うとともに、入力方法について、実際の操作画面により、デモンストレーションを行いながら説明を行った。平成19年5月に開催した「中期目標期間の評価に関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価における大学情報データベースの目的・役割について説明を行った。

2 評価と課題

平成17年度及び平成18年度に、20の国立大学法人の協力を得て実施した大学情報データベース試行的構築での経験を基に整理を行ったデータ項目について、平成19年7月上旬より各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。

平成20年度も引き続き、各国立大学法人等の協力の下に情報の提供を受ける予定としている。

また、公開セミナー等を開催し、各国立大学法人等の他、公私立大学との情報交換も更に進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める等、関係者への普及に努める。

I－4－（１）－１） 大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

② 大学等から提供された情報の整理・分析

大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用，機構の評価における活用や，大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため，大学等から提供を受ける情報の整理・分析を行う。

1 実施状況

各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し，各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用できるよう，また，実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行った。

また，機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう，整理・分析を行った。

さらに，大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するための整理・分析の方法について検討を行った。

2 評価と課題

各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料としての活用や，また，機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう，各国立大学法人等から収集したデータの整理・分析を行った。さらに，大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するための整理・分析の方法について検討を行った。

平成20年度も，引き続き各国立大学法人等からデータを収集し，各国立大学法人等や評価担当者へ情報の提供をするため，収集したデータの整理・分析を行う予定である。また，大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため，データの整理・分析の方法について検討を行う。

I－4－（１）－１） 大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

③ 各大学等への情報の提供

上記で整理・分析された情報を，各大学等に提供していく。また，国民各層に利用しやすい形で提供できるよう，検討していく。

1 実施状況

整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるよう，12月から各国立大学法人等に提供を行うとともに，機構の評価担当者への情報の提供方法について，検討を行った。また，収集した情報の社会への提供方法・内容等について，検討を行った。

2 評価と課題

平成20年度も引き続き，各国立大学法人等から提供されるデータの整理・分析を行い，各国立大学法人等に提供するとともに，機構の評価担当者に提供する予定である。また，国民各層への提供方法・内容等について引き続き検討する。

I－4－（１） 評価に関する情報の収集、整理、提供

２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

１ 実施状況

（１） 大学等の自己点検・評価及び外部評価に関する情報の収集、整理、提供

各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）へのリンク集を中核とする「大学情報ポータルサイト」を構築し、平成19年11月から運用を開始し、大学等の自己点検・評価及び外部評価に関する情報の収集、整理、提供を行った。

（２） 国内外の評価機関の情報の収集、整理、提供

国内の高等教育に関する評価機関と定期的に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を実施するとともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、情報の収集、整理を行った。

国外については、海外の質保証及び評価機関等への訪問、来訪などにより情報収集を行うとともに、INQAAHE、APQN などの国際的質保証ネットワークを通じて海外の評価機関等の情報収集を行った。

特に、平成20年２月に機構主催にて APQN 年次総会を開催し、アジア太平洋各国からの参加者を得て海外各評価機関等の情報を収集した。

なお、収集した情報については、機構のウェブサイトなどを通じて情報を随時提供している。

（３） 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理、提供

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）へのリンク集を中核とする「大学情報ポータルサイト」を構築し、平成19年11月から運用を開始し、大学等の自己点検・評価及び外部評価に関する情報の収集、整理、提供を行った。

（４） 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理、提供

国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

収集した情報は、研究成果として、調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。

また、平成20年２月に機構主催にて実施した APQN の年次総会において、APQN 正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、年次総会開催時のプログラム原案の作成等を通じて国内外の評価・質保証に関する調査・研究に関する情報を収集した。

(5) 平成18年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供

平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行い、「Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan」（英訳版）を平成20年2月に機構のウェブサイトで公表した。

併せて、我が国の高等教育制度の概要などを含めた機構の評価事業を中心とした海外への説明資料として、「Overview of NIAD-UE」を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイト上で公表した。

また、英国 QAA との協力活動の一環として、「Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education」（高等教育に関する質保証関係用語集）を完成させ、機構のウェブサイト上で公表した。

これらの英語版の資料に関しては、平成20年2月に機構が主催して開催された APQN 年次総会の参加者へ配布した。

2 評価と課題

評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を構築・運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、ウェブ上で提供した。

また、国内関係機関との連絡会の実施、APQN 年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実に行った。

特に、英国 QAA との協力により作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」の完成により、機構をはじめとする我が国の評価を中心とした高等教育に関する用語を集約することができ、我が国の評価に関する情報の英語での発信の基盤整備ができた。

今後は、「高等教育に関する質保証関係用語集」により構築した大学評価関係用語の通用性を高めるための用語集の更新を行うとともに、機構の行う評価関係資料の英訳などを通じてさらに情報発信していくこととしている。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集，整理，提供
大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

機構では，大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報について，評価報告書等の収集，整理を中心に実施してきたところであるが，大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには，より情報の提供に重心をおく必要があることから，「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。

「大学評価情報ポータルサイト」は，各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担っている。

本サイトは，平成17年10月に機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果において自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の約8割がウェブサイトで公開されており，その数も年々増加していることから，機構において各大学等の情報の一元的な提供を行うこととした。

平成18年度に各国公私立大学に対して平成19年2月に各国公私立大学，短期大学，高等専門学校に対して「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を発出し各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うとともに，「大学評価情報ポータルサイト」のシステム開発に着手し，平成19年度においては，前年度の蓄積をもとに改めて各大学に対して情報提供を依頼し掲載する情報の収集，整理するとともに，利用者の利便性などに配慮したシステム構築を行い，平成19年11月に本格的に運用及び公開を行った。

○ 大学評価情報ポータルサイトのコンテンツ

（１）機関情報（国内の国公立大学，短期大学，高等専門学校の機関ごとの情報）

- ・ 基礎情報：ホームページ URL，理念，中期目標・中期計画など
- ・ 評価情報：自己点検・自己評価，外部評価，第三者評価など
- ・ 教育研究情報：特色ある取組み，刊行物書誌情報など

（２）ライブラリ（機構で収集，整理した情報等）

- ・ 認証評価制度，国立大学法人等の教育研究の評価，国内（海外）評価機関など（検討中）

（３）トピックス

- ・ 大学評価に関するニュース，イベントなど

○ 大学評価情報ポータルサイトへ情報提供のあった機関数（平成20年3月31日現在）

	国立	公立	私立	合計
大学	82	27	102	211
短期大学		8	21	29
高等専門学校	44	0	1	45
合計	126	35	124	285

○ 大学評価ポータルサイトのアクセス件数

（件）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アクセス件数	12,235	58,488	19,524	12,267	11,825	13,612	127,951

2 評価と課題

大学等が実施している自己点検・評価及び外部評価に関する情報の提供については、「大学評価情報ポータルサイト」の構築により、大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど、情報提供のための基盤整備ができた。

今後は機関情報への情報提供を更に呼びかけるなど、掲載機関の増加を図るとともに、「大学評価情報ポータルサイト」の利便性の向上やより魅力的な内容を充実するなどにより利用者の増加を図るための広報活動を行うことを検討する。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

② 国内外の評価機関の情報の収集、整理、提供

国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

（１）国内の高等教育に関する評価機関の情報の収集、整理、提供

国内の高等教育に関する評価機関と定期的に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催する（４，６，９，１月の全４回）とともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、平成18年度に実施した評価及び平成19年度に実施する評価についての情報収集及び提供、今後の評価の円滑な実施のための検討を行った。

○ 国内の高等教育に関する評価機関の実施するセミナー等への参加状況

- ・平成19年４月20日 大学基準協会 大学評価実務説明会
- ・平成19年４月24日 大学基準協会 大学評価実務説明会
- ・平成19年４月26日 大学基準協会 短期大学評価実務説明会
- ・平成19年４月27日 大学基準協会 法科大学院評価実務説明会
- ・平成19年４月28日 大学基準協会 大学評価実務説明会
- ・平成19年８月６日 大学基準協会 平成19年度第１回「特色ある大学教育支援プログラム」実施委員会
- ・平成19年９月21日 大学基準協会 2007（平成19）年度経営系専門職大学院認証評価実務説明会
- ・平成19年10月４日 大学基準協会 平成19年度第４回総会及び創立60周年記念シンポジウム

（２）国外の高等教育に関する評価機関の情報の収集、整理、提供

諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問（３カ国５機関）、関係者の招へい（３カ国３機関５人）及び来訪者の受入れ（２カ国２機関13人）により、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。また、INQAAHE など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。

収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構のウェブサイトまたは機構内電子掲示板へ掲載し、機構の行う評価事業への活用に供した。

機構外への情報提供としては、上記の評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入状況を機構ニュースにより発信したほか、公開フォーラム、シンポジウムを実施し、資料等をウェブサイトに掲載した。

特に、平成20年２月には、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て、機構主催で APQN の年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行うとともに、平成19年２月に英国の QAA との MoU 締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年９月に中国教育部高等教育教学評価センターとの MoU 締結

による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図ることにより海外評価機関等に関する情報収集のための協力関係構築を図った。

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問状況

- ・平成19年5月20日～27日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (英国)
- ・平成19年6月24日～27日 教育部高等教育教学評価センター (中国)
- ・平成19年7月30日～8月1日 香港學術評審局 (中国)
- ・平成19年9月11日～13日 教育部高等教育教学評価センター (中国)
- ・平成19年10月25日 大学教育協議会, 教育人的資源部 (韓国)
- ・平成19年10月29日～31日 教育部高等教育教学評価センター (中国)
- ・平成19年11月25日～29日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (英国)

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等関係者の招へい状況

- ・平成20年2月19日～22日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (英国), 高等教育
教学評価センター (中国), Australian Universities Quality Agency (AUQA) 計5人

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等からの来訪状況

- ・平成19年4月20日 韓国産業振興関係機関 (韓国)
- ・平成19年12月17日 上海市教育評価院 (中国)

○ 高等教育の質保証に関する国際会議等への参加状況

- ・平成19年4月1日～7日 INQAAHE 2007 Conference (カナダ)
- ・平成19年4月17日～20日 High-level OECD expert meeting on assessing higher education learning
outcomes (米国)
- ・平成19年7月4日～7日 Second High-level OECD expert meeting on assessing higher education
learning outcomes (フランス)
- ・平成19年9月3日～4日 ECA 2007 International Conference on Learning Outcomes (スイス)
- ・平成19年9月13日～14日 Third Global Forum on International Quality Assurance, Accreditation and
the Recognition of Qualifications (タンザニア)
- ・平成19年10月26日～27日 Third High-level OECD expert meeting on assessing higher education
learning outcomes (韓国)
- ・平成20年1月28日～30日 2008 CHEA 総会 (米国)

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の資料の翻訳状況

- ・英国高等教育質保証ハンドブック (英国・QAA)
- ・中国における英国高等教育一質保証に関する施策の概要ー (英国・QAA)
- ・機関別監査ハンドブック イングランド・北アイルランド版 2006 (英国・QAA)
- ・INQAAHE 2007 グッドプラクティス・ガイドライン (INQAAHE)

○ 公開フォーラム，シンポジウムの開催状況

- ・平成19年6月8日 「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラム（参加者112人）
- ・平成20年2月19日 APQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティー」とは？－質保証の観点から－』
(参加者282人)

2 評価と課題

国内外とも評価の情報を中心として高等教育に関する情報を着実に収集，整理するとともに，国内評価機関，海外関係機関との緊密な関係構築などにより継続的な情報の収集体制の構築を行った。

また，情報の提供に関しては，「大学評価情報ポータルサイト」を中心とした提供手段の整備を行うとともに，適宜，訪問，来訪等による交流を含めて収集した情報を機構ニュースなどへの掲載によるウェブサイトでの情報提供，シンポジウムや講演会等を通じて積極的な情報提供に努めた。

今後は，「大学評価情報ポータルサイト」の内容充実などによる国内評価機関の情報提供を行うとともに，平成20年2月に実施した APQN の年次総会実施により関係構築された APQN 加盟機関の適時な情報収集，英国 QAA 及び中国教育部高等教育教学評価センター等との協力による質保証に関わる情報の整理，提供に努めていくこととしている。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集，整理，提供
高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス，研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

機構では，高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物及びその所在情報について，調査を通じてその書誌情報等の収集，整理を中心に実施してきたところであるが，大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには，より情報の提供に重心をおく必要があることから，「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。

「大学評価情報ポータルサイト」は，各大学等の教育研究活動の情報や評価に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担っている。

本サイトには，平成17年3月14日付け文部科学省高等教育局長通知（16文科高第958号）をはじめ関係法令等により，各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること等から，機構において各大学等の教育研究活動等の情報の積極的な提供を行うこととした。

平成18年度に各国公立大学に対して各機関の保有する教育研究活動の情報提供依頼を行うとともに，「大学評価情報ポータルサイト」のシステム開発に着手し，平成19年度においては，前年度の蓄積をもとに改めて各大学に対して情報提供を依頼し掲載する情報の収集，整理を行うとともに，利用者の利便性などに配慮したシステム構築を行い，平成19年11月に運用及び公開を開始した。

○ 大学評価情報ポータルサイトのコンテンツ

（１）機関情報（国内の国公立大学，短期大学，高等専門学校の機関ごとの情報）

- ・ 基礎情報：ホームページ URL，理念，中期目標・中期計画など
- ・ 評価情報：自己点検・自己評価，外部評価，第三者評価など
- ・ 教育研究情報：特色ある取組み，刊行物書誌情報など

（２）ライブラリ（機構で収集，整理した情報等）

- ・ 認証評価制度，国立大学法人等の教育研究の評価，国内（海外）評価機関など（検討中）

（３）トピックス

- ・ 大学評価に関するニュース，イベントなど

○ 大学評価情報ポータルサイトへ情報提供のあった機関数（平成20年3月31日現在）

	国立	公立	私立	合計
大学	82	27	102	211
短期大学		8	21	29
高等専門学校	44	0	1	45
合計	126	35	124	285

○ 大学評価ポータルサイトのアクセス件数

（件）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アクセス件数	12,235	58,488	19,524	12,267	11,825	13,612	127,951

2 評価と課題

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等に関する情報については、「大学評価情報ポータルサイト」の構築により、大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど、情報提供のための基盤整備ができた。

今後は機関情報への情報提供を更に呼びかけるなど、掲載機関の増加を図るとともに、「大学評価情報ポータルサイト」の利便性の向上や内容の充実などにより利用者の増加を図るための広報活動を行うことを検討する。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集，整理，提供
国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し，評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

収集した情報は，研究成果として，調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。

また，平成20年2月に機構主催にて実施した APQN の年次総会において，APQN 正会員である財団法人大学基準協会，日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し，年次総会開催時のプログラム原案の作成等を通じて国内外の評価・質保証に関する調査・研究に関する情報を収集した。

なお，本総会時に発表された総会参加者の発表資料等は APQN 事務局と連携の上 APQN のウェブページに掲載するための準備を進めた。

○ 調査研究会報告書，『大学評価・学位研究』刊行状況

- ・平成19年12月 『大学評価・学位研究』第6号
- ・平成20年3月 『大学評価・学位研究』第7号

○ APQN 年次総会分科会発表テーマ

- ・ Introduction of a new evaluative model of quality assurance in the New Zealand tertiary education sector
- ・ Promoting Quality Literacy: Undoing the Damage of Rankings
- ・ External quality audit in higher education: The Ethiopian Experience
- ・ Assuring and improving quality: Enhancement-led evaluation of Minban Higher Vocational and Technical Education in Shanghai
- ・ Quality Assurance through Mentor System: A Case Study from a Pakistani Medical University
- ・ Evaluating the Effects of Quality Assurance: A Comparative Analysis between ISO 9001 Certified and Non-certified Hospitals in Turkey
- ・ Establishment of Network of Accreditation Bodies for Engineering Education in Asia (NABEEA)
- ・ Preparation of Quality Audit in Diponegoro University for Better Service and Accountability
- ・ Promotion of the Understanding of Quality Assurance in Japanese Higher Education - Through the Production of Glossary with QAA
- ・ Quality Assurance of Quality Assurance Agencies - An Indian Experience
- ・ Establishing the Recognition of Prior Learning Mechanism: Lessons from the Hong Kong Experience
- ・ Accreditation comparative study in higher education system of different countries to propose an appropriate model

- Enhancing Internal Quality Assurance: An Offshore Campus Approach on the Student Experience
- Thailand's Higher Education Quality Assurance: Past Experiences vs Present System and Future Direction
- The Malaysian Qualifications Framework: The Ward that Guides the Custodian
- Need for External Quality Assessments in University Libraries: Sri Lankan Example
- The Evaluation of Research Quality and the Role of Social Science
- Two schemes of quality assurance of national university corporation
- The Role of the QAA(UK) and the NAAC(India) in the Global Perspectives
- Cross border mobility within region: Mongolian experience
- Understanding Diversity for the Future as a Model of European Union Exchange Students
- The Internet-exam as a quality assurance tool in a transnational higher education area
- How we Should Contribute to Improving Higher Education as a Quality Assurance Agency -"The Teaching Portfolio" Project-
- Measuring the un-flatness of Cross-Border Higher Education: Implications of the US Experience

2 評価と課題

国内外の評価に関する調査・研究に関する情報については、国内外の関係機関が開催するセミナー等に参加し、積極的な情報収集を行うとともに、情報の一元管理を行うことにより情報の整理を着実に実施することができた。

特に、平成20年2月に機構主催にて実施した APQN の年次総会において、APQN 正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、年次総会開催時のプログラム原案の作成等を通じて国内外の評価・質保証に関する調査・研究に関する情報を収集し、APQN 事務局と連携の上 APQN のウェブページに掲載するための準備を進めた。

また、APQN 年次総会時の分科会にて、機構から3件の発表を行い、APQN 総会参加者に対する情報提供を行った。

今後の課題としては、収集、整理を行った情報を大学等や社会のニーズに応える形で提供するための方法について検討していくとともに、当該分野の研究者・実務担当者の育成など調査・研究の情報を広く普及するための検討を行う必要がある。

I－4－（１）－２） 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ⑤ 大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による提供
機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

1 実施状況

我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して情報発信するという観点から，機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行い，「**Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan**」（英訳版）を平成20年2月に完成させ，機構のウェブサイトで公表した。

併せて，我が国の高等教育制度の概要などを含めた機構の評価事業を中心とした海外への説明資料として，「**Overview of NIAD-UE**」を平成20年2月に完成させ，機構のウェブサイトで公表した。

また，高等教育の質保証に関する情報発信を通じて評価制度への理解を深め，諸外国への情報発信を通じて評価制度への理解を深めるとともに，諸外国への情報発信を通じて質保証に関する国際連携活動を推進するため，平成19年2月に MoU を締結した QAA との協力活動の一環として，「**Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education**」（高等教育に関する質保証関係用語集）を平成19年11月に完成させ，機構のウェブサイト上で公表した。

本冊子は，国内関係機関の質保証に関する理解の促進につながるとともに，協力機関である QAA との相互理解のみならず，広く英語圏の高等教育関係者からの反響も大きく，海外での我が国の高等教育への理解促進に広く貢献した。これらの英語版の資料に関しては，平成20年2月に機構が主催して開催された APQN 年次総会において参加者へ配布するなど広く海外の評価機関，高等教育関係機関等へ配布し，機構及び我が国の高等教育への理解促進を図った。

2 評価と課題

大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による提供については，「**Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education**」（高等教育に関する質保証関係用語集）を作成することにより，日英による用語の定義付けが明確化され，「**Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan**」及び「**Overview of NIAD-UE**」の作成など海外への情報発信のための基盤整備が行われた。

また，同用語集の作成は，海外関係機関の有用な文書の和訳にも活用されるなど，海外との情報交換のための基本的なツールとして非常に有用なものとなった。

今後は，機構の評価基準等を同用語集に準拠するなど重要度の高いと考えられる資料を英訳し機構のウェブサイトで公開していくことを予定している。

なお，同用語集については，当該分野の動向により定期的に見直しを行っていくこととしており，必要に応じて追加修正していくこととしている。

英語以外の言語については，平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとの MoU

締結による協力プロジェクトの一貫として機構の作成した用語集の中国語訳及び中国側の用語集作成を中国教育部高等教育教学評価センターで検討しており，中国側の進捗状況を踏まえて多言語での情報発信を行っていくことを検討している。

I-4-(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

1 実施状況

学位授与事業において、学習の機会に関する情報の収集、整理、提供は、学位授与業務、調査研究と並ぶ主たる業務の一つであり、多様な学習機会を求める者への情報として、主に次のような情報を提供した。

(1) 科目等履修生制度に関する情報

科目等履修生制度は、短期大学、高等専門学校卒業者等が、機構に学位を申請するための単位を修得する上で、重要な制度の一つである。機構では、大学における科目等履修生制度の実施状況について、平成4年度から毎年度、各大学への調査を行い、その結果をまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(2) 認定専攻科に関する情報

機構が認定した専攻科に係る情報については、平成5年度から毎年度、認定専攻科を置く短期大学や高等専門学校への調査を行い、その結果をまとめ、「独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(3) ウェブサイトによる情報提供

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した上で各段階ごとに詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&A)を充実した。また、短期大学・高等専門学校の専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載した。さらに、学習情報の提供の一環として、学位授与に関する各種資料を積極的に公開し、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約55万件であった。

2 評価と課題

学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイトで公開した。

また、国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約55万件であった。

今後も、国民や申請者等に情報を積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

① 科目等履修生制度に関する情報

「平成19年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公開する。

(1) 「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、各国公私立大学に対し、平成19年度の科目等履修生制度の登録者数及び平成20年度における科目等履修生制度の開設予定の調査を実施した。

なお、最新の情報を公開するため、調査時期を多くの大学において科目等履修生制度が決定される11月下旬とし、1月下旬に公開した。

なお、各大学からの調査結果をとりまとめた「科目等履修生制度の開設大学一覧」については、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとしており、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

(2) ウェブサイトでの公開状況

「科目等履修生制度の開設大学一覧」を、利用者の利便のため機構のウェブサイトで公開した。

平成19年度の「科目等履修生制度の開設大学一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で101,288件、月平均で約8,400件ほどあり、次表に示すとおり、年度当初や最新情報公開月には、月に10,000件に達するアクセスがあった。

○ 科目等履修生制度の開設大学一覧のアクセス数 (件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
10,290	8,104	8,988	10,697	7,784	5,586	5,354	8,085	8,574	10,774	8,971	8,081	101,288

2 評価と課題

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を利用者の利便に配慮してウェブサイトで公開した。アクセス件数が、年合計で101,288件、月平均で約8,400件ほどあり、また、年度当初や最新情報公開月には、月に10,000件に達したことから、科目等履修生として学習することを希望する者などに有効に活用されている。

今後も、申請者等に情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

② 認定専攻科に関する情報

「平成19年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、平成19年4月26日付け文書で、5月18日を回答期限にして、機構が認定する国公立短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、平成19年度における「専攻科・専攻情報」及び「学生募集の概要」の調査を実施した。

各専攻科からの調査結果をとりまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構ウェブサイトで公開した。なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開しているが、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

(2) ウェブサイトへの公開状況

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を電子文書化したものを機構のウェブサイトで公開している。

平成19年度の「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で33,341件、月平均で約2,700件ほどのアクセスがある。

○ 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧のアクセス数 (件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,247	2,472	2,802	3,050	4,344	3,138	2,501	2,079	2,652	3,049	2,971	2,036	33,341

2 評価と課題

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、利用者の利便にも配慮してウェブサイトで公開した。この一覧は、大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す上で非常に有効な情報となっており、アクセス件数は、合計で33,341件、月平均で約2,700件であった。

今後も、申請者等にとってより利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I－4－（２）－１）多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

③ ウェブサイトによる情報提供の充実

ウェブサイトのアクセス件数について年間４５万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

１ 実施状況

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、平成19年度においてもページの構成及び内容等について改善・充実した。

具体的には、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した形で掲載し、「基礎資格の確認」、「単位の修得」、「レポート作成」、「申請」、「試験」、「機構での審査」及び「合格後の学位取得」の各段階ごとに、詳細な説明を加えるとともに、FAQ（Q&A）を充実することで、利用者がより分かりやすいように工夫した。

また、短期大学・高等専門学校の特攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載した。

さらに、学習情報の提供の一環として、「短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等への学位授与者数」、「学位授与者数の推移」、「基礎資格別学位授与者数の内訳」、「認定専攻科数一覧」、「分野別認定専攻科専攻数」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程一覧」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）修了者への学位授与者数」及び「機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図」等の学位授与に関する各種資料をウェブサイトで積極的に公開した。学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で553,313件、月平均で約46,109件のアクセスがあった。

○ 学位授与事業関係のアクセス数

(件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
43,095	42,834	41,883	49,193	47,602	52,534	40,499	36,307	40,673	51,233	53,103	54,357	553,313

２ 評価と課題

平成19年度も、学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実した。

この結果、平成19年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の45万件を上回る55万件となった。

今後も、申請予定者等にとって必要な情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

1 実施状況

(1) 国内については、認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との4機関で「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成19年度は幹事持ち回りにより4回開催した。

また、平成20年2月に機構主催にて実施した APQN (Asia-Pacific Quality Network : アジア太平洋地域質保証ネットワーク) の年次総会において、APQN 正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、APQN 総会の実施を行った。

(2) 海外に関しては、機構主催で APQN の年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行うとともに、平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとの MoU (Memorandum of Understanding : 覚書) を締結するとともに、韓国の質保証機関との今後の具体的な協力関係を構築するための協議を進める等、二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図ることにより海外評価機関等に関する情報収集のための協力関係の構築を図った。

高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画については、機構の評価の国際的な通用性確保という観点から、UNESCO、OECD の実施する国際会議への参加、評価・質保証機関の国際ネットワークである INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education : 高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク) の実施する国際会議への参加、特に、APQN に関しては、機構の川口理事が副会長に選出されたこと、年次総会を機構が主催したことなど積極的な参画を行った。

2 評価と課題

国内については、各認証評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」の継続的な実施により、各認証評価機関の評価事業の内容に関する理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題等について率直な意見交換や情報交換を行うことができた。

平成20年度以降も、連絡会での情報交換等やシンポジウムの開催を通じ、各評価機関との連携・協力を積極的に進めていくこととしている。

また、海外については、諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築について、機構主催で APQN の年次総会の実施、英国 QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education : 高等教育質保証機構) との MoU 締結による協力関係の具体化、中国教育部高等教育教学評価センターとの MoU 締結による協力関係の構築など2国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図った。

また、諸外国評価機関等への訪問、シンポジウム開催などによる招へいなどにより、個別の情報交換等についても引き続き着実に行った。

高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画についても、UNESCO, OECDの実施する国際会議への参加、INQAAHEの実施する国際会議への参加等を引き続き行った。

特に、平成19年度に関しては、APQN 年次総会を機構が主催したことなどアジア太平洋地域を基盤とした活動に積極的に参画した。

今後は、APQN の総会主催を足がかりとした同地域の継続的な情報交換を行うとともに、英国、中国との関係を深化するとともに、韓国など我が国の高等教育機関の利害が多いと思われる国・地域を中心として協力関係を深めていくこととしている。

① 国内の他の評価機関との連携・協力

国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。

1 実施状況

認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との4機関で「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成19年度は幹事持ち回りにより4回開催した。

連絡会では、認証評価の方法について各大学等の個性や特色が十分発揮できるような評価をどう実施していくか、また公共的な機関として教育研究活動の状況をどのように社会に示していくか等について意見交換を行い、評価基準や評価方法等の今後の検討に役立てた。

この連絡会において、機構としては、各機関からの情報等を収集し、それらの情報について、機構内の評価事業の検討における参考とするとともに、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を担うべき機構の性格を十分に念頭に置きつつ、各評価機関に対し、具体的に評価を実施する際の評価部会の構成、及び具体的評価の方法等、機構が持つ評価のノウハウ等について各評価機関が行う評価に資するよう積極的に情報提供を行った。

また、各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員等の相互の参加などにより、評価機関間の連携協力の強化を図った。

認証評価以外の活動としては、平成20年2月に機構主催にて実施した APQN の年次総会において、APQN 正会員である財団大学法人基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、APQN 総会の実施を行った。

2 評価と課題

各認証評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を4回開催し、各認証評価機関の評価事業の内容に関する理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題等について率直な意見交換や情報交換を行うことができた。

平成20年度以降も、連絡会での情報交換等やシンポジウムの開催を通じ、各評価機関との連携・協力を積極的に進めていくこととしている。

また、海外との連携協力という観点から、APQN の正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、その実施について協力関係を構築したことを踏まえ、引き続き両機関との国際的な質保証の分野での協力関係を深めていくことについて検討することとしている。

I-5-(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築

INQAAHE, APQN 等の国際的な高等教育の質保証に関する会議に積極的に参画する。特に平成19年度においては、APQN 年次総会を機構主催にて実施する。また、諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する機関・組織等との情報共有、協力体制を推進する。

1 実施状況

評価・質保証機関の国際ネットワークへの参画については、平成20年2月に、アジア・太平洋地域の質保証ネットワークである APQN の年次総会及びシンポジウムを機構が主催し実施する等積極的な参画を行った。年次総会は、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て実施し、機構から「我が国の高等教育の質保証の理解の促進」等について発表を行った。また、シンポジウムのテーマは、「大学とは何か―質保証の観点から―」であり、参加者は282人と多く、反響が大きく、かつ、好評であった。

高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画については、機構の評価の国際的な通用性確保という観点から、UNESCO, OECD の実施する国際会議への参加、評価・質保証機関の国際ネットワークである INQAAHE の実施する国際会議への参加、特に、APQN に関しては、機構の川口理事が副会長に選出されたこと、年次総会を機構が主催したことなど積極的な参画を行った。

○ APQN 年次総会の主催

- 平成20年2月20日～22日

APQN 年次総会（千葉・幕張）

年次総会参加者 34カ国・地域 127人（うち国外からの参加者86人）

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問状況

- 平成19年5月20日～27日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)（英国）
- 平成19年6月24日～27日 教育部高等教育教学評価センター（中国）
- 平成19年7月30日～8月1日 香港學術評審局（中国）
- 平成19年9月11日～13日 教育部高等教育教学評価センター（中国）
- 平成19年10月25日 大学教育協議会、教育人的資源部（韓国）
- 平成19年10月29日～31日 教育部高等教育教学評価センター（中国）
- 平成19年11月25日～29日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)（英国）

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等関係者の招へい状況

- 平成20年2月19日～22日 Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)（英国）、高等教育教学評価センター（中国）、Australian Universities Quality Agency (AUQA)計5人

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等からの来訪状況

- 平成19年4月20日 韓国産業振興関係機関（韓国）
- 平成19年12月17日 上海市教育評価院（中国）

○ 高等教育の質保証に関する国際会議等への参加状況

- 平成19年4月1日～7日 INQAAHE 2007 Conference（カナダ）
- 平成19年4月17日～20日 High-level OECD expert meeting on assessing higher education learning

- outcomes (米国)
- ・平成19年 7月 4日～7日 Second High-level OECD expert meeting on assessing higher education learning outcomes (フランス)
- ・平成19年 9月 3日～4日 ECA 2007 International Conference on Learning Outcomes (スイス)
- ・平成19年 9月13日～14日 Third Global Forum on International Quality Assurance, Accreditation and the Recognition of Qualifications (タンザニア)
- ・平成19年10月26日～27日 Third High-level OECD expert meeting on assessing higher education learning outcomes (韓国)
- ・平成20年 1月28日～30日 2008 CHEA 総会 (米国)

○ 公開フォーラム, シンポジウムの開催状況

- ・平成19年 6月 8日 「高等教育における地域貢献プロジェクト」 公開フォーラム (参加者112人)
- ・平成20年 2月19日 APQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティ」 とは？－質保証の観点から－』
(参加者282人)

2 評価と課題

諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築については、機構主催で APQN の年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行った。また、平成19年 2月に英国の QAA との MoU 締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年 9月に中国教育部高等教育教学評価センターとの MoU 締結による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図ることにより海外評価機関等に関する情報収集のための協力関係を構築した。

また、諸外国評価機関等への訪問、シンポジウム開催などによる招へいなどにより、個別の情報交換等についても引き続き着実に行った。

高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画についても、UNESCO, OECD の実施する国際会議への参加、INQAAHE の実施する国際会議への参加を引き続き行った。

特に、平成19年度に関しては、機構の川口理事が APQN の副会長に選出されたこと、APQN 年次総会を機構が主催したことなどアジア太平洋地域を基盤とした活動に積極的に参画した。

今後は、APQN の年次総会主催を足がかりとした同地域の継続的な情報交換を行い、英国、中国との関係を深化するとともに、韓国など我が国の高等教育機関との関係が深いと思われる国・地域を中心として協力関係を深めていくこととしている。

I－5－（１） 国内外の他の関連機関等との連携・協力

③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築

日英高等教育に関する協力プログラムの成果を踏まえ、英国の大学評価機関等との協力体制等を確立する。

1 実施状況

（１）日英高等教育に関する協力プログラム

① プログラムの経緯

本プログラムは、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換し、両国の高等教育の発展に寄与することを目的に、平成14年2月、3年間（平成14年3月から平成17年2月まで）の実施が合意された。さらに、平成17年1月に、日英両国の戦略的な関心領域における関係強化のため、2年間の延長が決定された。

この間、本プログラムの下、日英両国の大学が参加して「新しい時代の大学の管理運営」、「Leadership Development－リーダーシップの向上－」の各プロジェクトに取組み、両国大学の相互訪問やフォーラム等を実施してきた。

また、第2フェーズ以降の取組として日本側推進委員会を平成18年7月に開催し、英国側との調整を経て、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」（平成19年1月～平成19年9月）を行った。

なお、機構は本プログラムの日本側推進委員会の事務局を担当し、木村機構長が同委員会委員長を務めた。

○ プログラムにおけるプロジェクト実施経緯

- ・平成14年3月～平成15年10月 第1フェーズ「新しい時代の大学の管理運営」
- ・平成16年1月～平成18年2月 第2フェーズ「Leadership Development－リーダーシップの向上－」
- ・平成19年1月～平成19年9月 第3フェーズ「高等教育における地域貢献プロジェクト」

○ 日英高等教育に関する協力プログラム推進委員会（日本側委員長：木村大学評価・学位授与機構長）

日本側	英国側
○文部科学省 ○独立行政法人大学評価・学位授与機構 ○独立行政法人国立大学財務・経営センター ○独立行政法人日本学術振興会 ○社団法人国立大学協会 ○大学共同利用機関法人人間文化研究機構	○教育技能省 ○イングランド高等教育財政カウンシル ○ブリティッシュ・カウンシル ○英国大学協会

（平成19年6月現在）

② 日英高等教育に関する協力プログラムの実施状況

平成19年度においては、平成18年7月に実施した日本側推進委員会及び英国側との調整を

受けて平成19年3月に対象プロジェクトの参加大学を決定し、日英両大学・機関の相互訪問を経て、その成果として平成19年6月に「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラムを東京で実施し、本プログラムの総括を行った。

○ 「日英高等教育に関する地域貢献プロジェクト」の実施概要

参加大学・機関

(日本側)

- ・広島大学
- ・北九州市立大学

(英国側)

- ・イングランド東部地域大学・機関

ハートフォードシャー大学

ケンブリッジ大学

Association of the Universities of the East of England

East of England Higher Education Regional Association

East of England Development Agency

- ・イングランド北東部地域大学・機関

ダラム大学

ニューカッスル大学

ノーサンブリア大学

サンダーランド大学

ティーサイド大学

One North East

Universities for the North East

North East of England Development Agency

日本側大学の英国訪問 平成19年5月21日～5月25日

広島大学がイングランド東部地域の大学・機関を訪問

北九州市立大学がイングランド北東部地域大学・機関を訪問

英国側大学・機関の日本訪問 平成19年6月4日～6月7日

イングランド東部地域の大学・機関が広島大学を訪問

イングランド北東部地域大学・機関が北九州市立大学を訪問

「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラム

平成19年6月8日（於：東京ガーデンパレス） 参加者112人

(2) 英国評価機関等との協力、共同研究体制等の確立

機構は、英国の **QAA** と平成19年2月に高等教育質保証の分野での連携に関する覚書 (**MoU**) を締結し、日英両国の同分野での連携協力を進めることとした。

平成19年5月及び11月に英国にて、覚書に基づく協力プロジェクトの具体的な協議を行うとともに、平成20年2月に機構が主催して行う **APQN** オープンシンポジウムにて **QAA** 理事長に講演していただくなど、両機関における具体的な協力関係を深化させた。

特に、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成に関しては、**QAA** 理事長自らプロジェクトに参画いただきその内容充実に貢献いただき、平成20年2月に機構主催で開催された **APQN** 年次総会の分科会で発表を行うなど大きな成果を得ることができた。今後は、引き続き同分野の用語に関するワークショップ実施などを予定しており、さらに関係深化に努めたい。

2 評価と課題

日英高等教育に関する協力プログラムについては、本プログラムの第3フェーズである「高等教育における地域貢献プロジェクト」を着実に実施し、日英両国の大学間交流の促進に寄与することができた。

また、日英高等教育に関する協力プログラムの終了以降も機構の業務である評価・質保証の分野において、引き続き英国の QAA との間で協力関係を構築し、具体的なプログラム実施を着実に行った。

今後は、英国との関係においては、QAA を中心とした協力関係として、高等教育に関する質保証関係用語集をもとにしたワークショップの開催や職員交流などを通じてさらに連携協力を深めることとしている。

(2) 広報活動の実施

1 実施状況

機構における広報に関する必要事項を協議・実践することを目的に広報委員会を置き、広報活動に関する企画立案を行うとともに、各事業等の担当課等との連携の下に、広報活動を積極的に推進した。

(1) 機構の活動等の積極的発信

機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」において、各事業の活動等に関する情報を発信した。機構ニュースはウェブサイト版として、年12回（毎月発行）発信した。

機構ウェブサイトによる広報活動については、各事業における活動等の情報を迅速に発信するとともに、利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。

また、機構の事業について広く国民に認知され理解が得られるよう、平成19年度は広報番組を4本作成するなど、より視覚的・直感的に理解されやすい映像コンテンツの作成・配信を行った。

(2) 機構ウェブサイトへのアクセス数の調査及び調査結果の広報活動への活用

月ごとに機構ウェブサイトへのアクセス件数を調査し、ウェブサイトの利用状況の把握に努めた。機構ウェブサイト全体へのアクセス件数は220万件を超え、平成18年度と比較すると27万件（約13.7%）の増加となった。

アクセス件数の調査結果は、広報活動の成果を見積もる指標として活用したほか、アクセス数が減少しているウェブページの要因分析及び対策に活用するための資料として収集した。

2 評価と課題

機構の活動等について、ウェブサイトを中心として積極的に情報を発信し、事業の円滑な運営に寄与することができた。

特に、平成19年度は広報番組を4本作成するなどより視覚的に訴えやすい映像コンテンツの作成・配信を行い、機構の事業について広く国民に認知され理解が得られるよう取り組んだ。

今後の課題としては、平成19年度に引き続き広報番組などの映像コンテンツの蓄積を図っていくほか、ウェブサイトのさらなる利便性の向上やより安価で効果の高い広告媒体の利用を検討するなどが挙げられる。

引き続き、ウェブサイトなどの特性を生かした広報活動を実施することで、機構の事業活動について広く国民の理解を得ることとしたい。

I-5-(2) 広報活動の実施

① 機構の活動等の積極的発信

広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業に係る活動等を大学等の関係者のみならず、広く国民一般に理解してもらうため、広報誌及びウェブサイト等により機構の活動等に関する情報を発信した。

その具体的な実施状況は、次のとおりである。

(1) 広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」による広報活動の実施

評価事業及び学位授与事業等の機構の事業活動の広報のため、各事業活動等を広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」(第47号～第58号)に掲載し情報発信を行った。

機構ニュースは、機構ウェブサイト上での配信という特性を生かし、掲載した記事について、ウェブサイトの関連箇所にリンクを貼るなど、利用者の利便性を高めるよう努めるとともに、毎月1回という短い期間での配信を行うことで、機構の活動をよりリアルタイムに提供した。



(2) ウェブサイトを利用した広報活動の実施

利用者が必要な情報を選択できるウェブサイトの特性を生かし、評価事業及び学位授与事業に係る活動等について積極的に情報発信を行った。ウェブサイトには、機構が実施した説明会・研修会・シンポジウムなどの資料等を掲載するほか、評価対象大学等や学位申請者など利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。特に、平成20年度に実施する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価について、情報伝達の迅速性・各利用者の利便性の観点から「実績報告書作成要領」「評価実施要項」及び各様式等をウェブサイトにおいて提供するなどした結果、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価に関連したアクセス件数は平成18年度の1万件程度に対し、平成19年度では8万件を超え、多くの各国立大学に利用されたことがわかった。

(3) 事業に関するリーフレット等の作成

1) 平成18年度に引き続き認証評価に関するリーフレットを以下のとおり作成し、大学、短期大学、高等専門学校及びその他関係団体に配付した。

- ① 大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―大学の質を保証するために―」を作成し、平成19年5月に745大学及び19関係団体に送付。
- ② 短期大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―短期大学の質を保証するために―」を作成し、平成19年5月に401短期大学及び3関係団体に送付。
- ③ 高等専門学校機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等専門学校の質を保証するために―」を作成し、平成19年5月に61高等専門学校及び24関係団体に送付。

2) 学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配布しており、必要に応じて内容の改訂を毎年度行っている。

- ① 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」を平成7年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ② 機構から学士の学位を取得した人を支援するため、機構が授与する学位が大学の授与する学位と同等である旨を記載したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」を平成16年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ③ 学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」を平成4年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。

(4) その他

機構の事業について広く国民に認知され理解が得られるよう、上記の広報活動に加え、次の取組を行った。

① 広報番組の作成及びウェブサイトでの番組配信

機構の事業について広く国民に認知され理解を得るために、平成18年度に引き続き、広報番組を作成しウェブサイトにおいて配信した。特に、平成19年度は評価事業及び学位授与事業についての広報番組を各2本ずつ作成（平成18年度は評価事業の1本のみ）し、映像コンテンツの蓄積を図った。

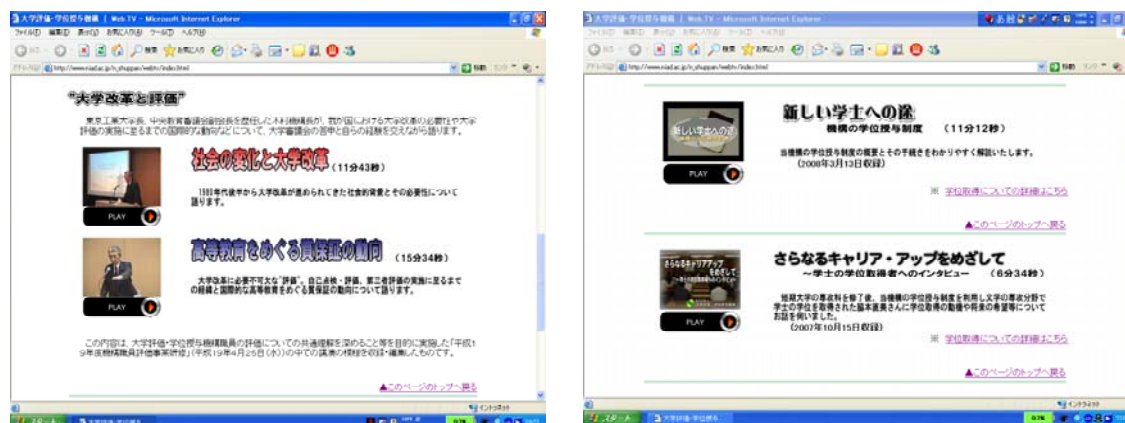
【評価事業】

タイトル	内容
大学改革と評価 -社会の変化と大学改革-	大学改革が進められてきた社会的背景と大学改革の必要性について解説
大学改革と評価 -高等教育をめぐる質保証の動向-	自己点検・評価、第三者評価の実施に至るまでの経緯と国際的な高等教育をめぐる質保証の動向について解説

【学位授与事業】

タイトル	内容
さらなるキャリアアップをめざして -学士の学位取得者へのインタビュー-	学位取得の動機や将来の希望等について、機構で学位を取得した方へインタビュー
新しい学士への途 -機構の学位授与制度-	機構の学位授与と制度の概要、手続きについて解説

(図 広報番組ウェブページ画面イメージ)



なお、広報番組の作成に当たっては、番組構成、撮影、編集、配信にいたるすべての作業を機構の職員が行った。（平成18年度は業者への委託）

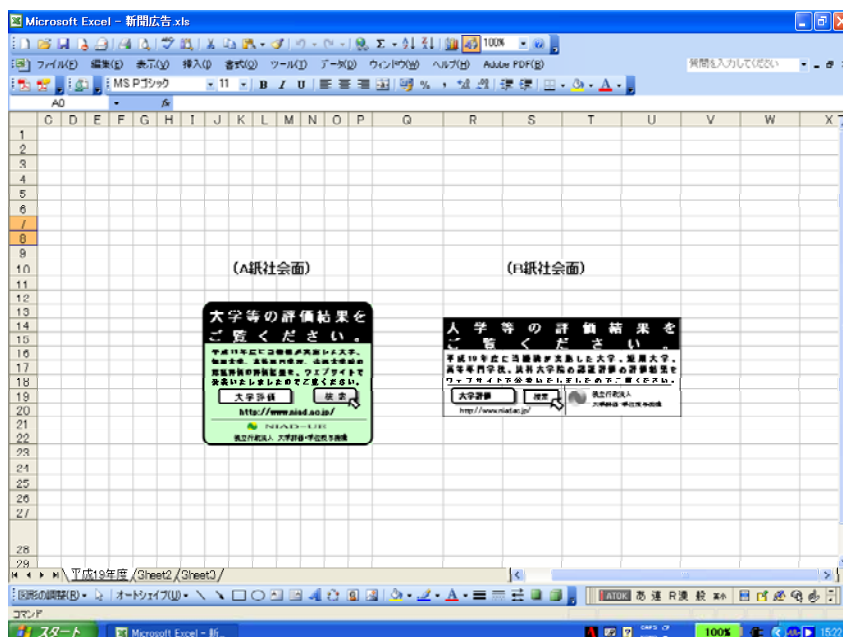
② マスメディアへの広報活動の実施

機構の実施する事業についてマスメディアを利用して広く国民に理解を得るため、平成18年度に引き続き、認証評価の評価結果公表（平成20年3月27日公表）翌日に、全国紙2紙において、機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表している旨の広告掲載を行った。（平成18年度は読売新聞1紙のみ）

広告掲載についての効果は「②ウェブサイトのアクセス」において記載しているが、掲載日において、アクセス件数や広告掲載の際に示したキーワード（「大学評価」）の検索

件数が高い数値を示していた。

(図 新聞広告イメージ)



③ 放送大学への協力

放送大学が制作し、放送大学利用者向けに放送する放送番組「大学の窓」において、学位授与制度を取り上げることから、10月上旬に機構職員がインタビューを受けるなど機構として全面的に制作に協力した。

2 評価と課題

評価事業及び学位授与事業に係る活動等について、広報誌「機構ニュース」の発行や広報番組の作成・配信、評価結果についての新聞広告掲載など、積極的に国民に対して情報発信を行った。

特に、平成19年度は評価事業及び学位授与事業についての広報番組を各2本ずつ作成し配信したことにより、広報番組の蓄積を図るとともに、国民がより視覚的・直感的に機構の事業について理解しやすいような情報提供を行うことができた。また、広報番組の作成に当たり、番組構成、撮影、編集、配信にいたるすべての作業を機構の職員が行った（平成18年度は業者への委託）ことにより、経費の節減が図られたほか、番組構成や編集作業を通じて、視聴者へ向けて如何にわかりやすく制作すべきかなど、広報に関する基本的な観点も再点検することができ、今後の広報活動に生かす経験を得ることができた。

そのほか、評価結果に関する新聞広告掲載を平成18年度に比べて1社増やしたことにより、掲載日のアクセス件数やキーワードの件数について高い数値が示され、国民の認証評価に対する関心が高まり一定の効果を得ることができた。

今後の課題として、評価事業、学位授与事業についての広報番組を引き続き作成し、さらに広報番組の蓄積を図っていくこととする。

また、ウェブサイトのさらなる利便性の向上に努めるほか、より安価で効果が高い広告媒体を用い、機構業務についての広告活動を行うことも検討していくこととする。

I－5－（２）広報活動の実施

② ウェブサイトのアクセス

ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

1 実施状況

（１）ウェブサイトのアクセス件数の調査

機構のウェブサイトにおける月ごとのアクセス件数を調査し、利用状況を把握した。評価事業関係、学位授与事業関係の各項目については、さらに細分化した項目ごとのアクセス件数を調査した。

アクセス件数に関しては、ウェブサイト全体としては228万件となり、平成18年度と比較すると約27万件の増加となった。そのうち、大学評価事業関係では18万件の増加、学位授与事業関係では約4万件の増加となった。

○ ウェブサイト(全体) のアクセス件数（平成14年度～平成19年度）

（単位：件）

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件 数	1, 296, 555	1, 366, 049	1, 657, 647	1, 700, 848	2, 009, 514	2, 286, 334

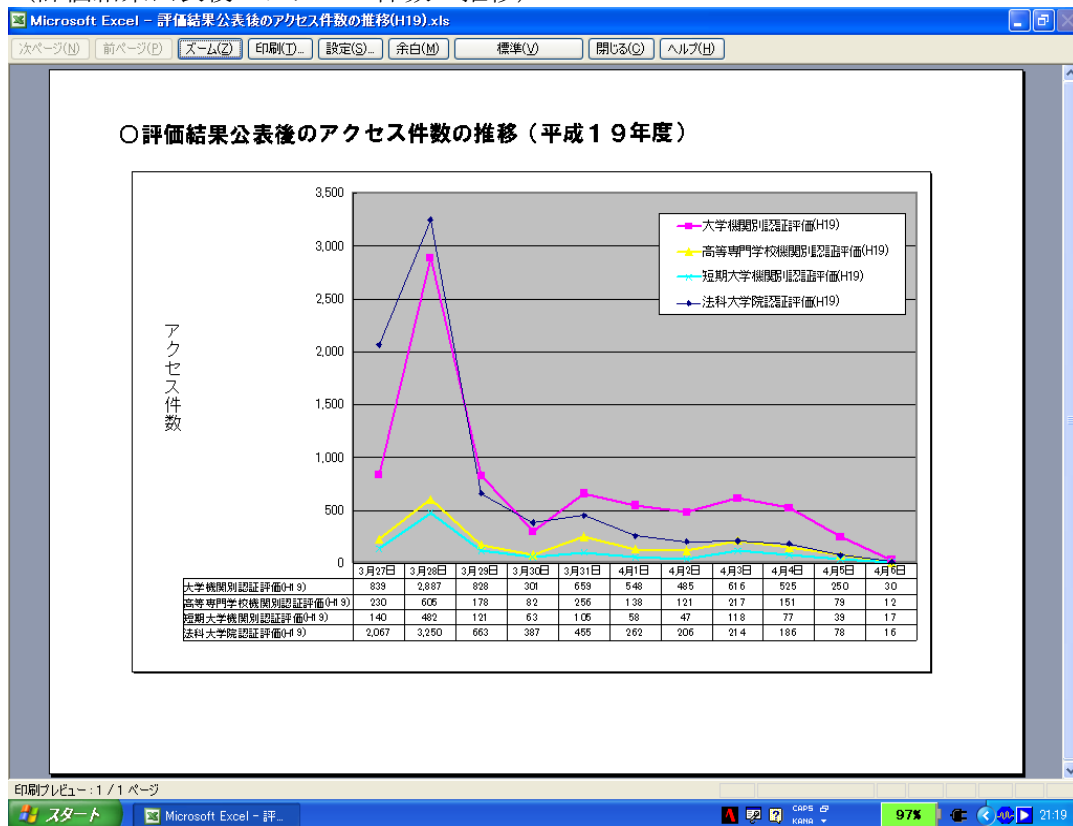
（２）広報活動へのアクセス件数の反映

月ごとに調査した機構ウェブサイトへのアクセス件数を、広報委員会へ報告した。

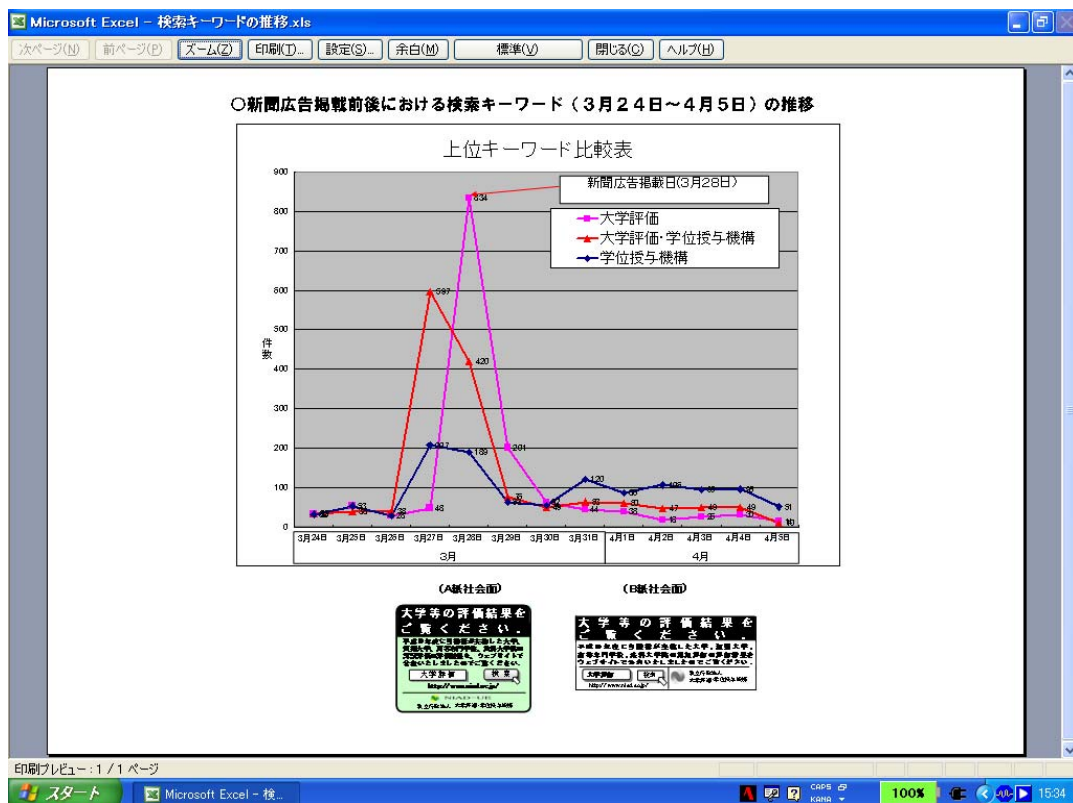
同委員会では、アクセス件数を広報活動の成果を評価する目安として活用した。同委員会では、常に前年とのアクセス件数の比較を行っており、件数に顕著な減少がないか常に確認を行っている。顕著な減少が見られた場合には、ウェブページを構成している各情報項目のアクセス件数を平成18年度と比較し、利用状況の動向を分析することで、要因及び対策を検討することとしている。

なお、平成19年度実施の認証評価結果について、公表日（平成20年3月27日）以後のアクセス件数を調査したところ、公表日翌日には、特に法科大学院認証評価及び大学機関別認証評価において高いアクセス件数（それぞれ約3,200件、2,800件）が示された。また、評価結果公表日の翌日には、全国紙2紙及び機構ウェブサイトにおいて、評価結果を公表し「大学評価」とのキーワードで検索が可能である旨の新聞広告を行った。その結果、「大学評価」でのアクセス件数が、広告掲載日には高い数値（約800件）を示したことがわかった。

(評価結果公表後のアクセス件数の推移)



(新聞広告掲載前後における検索キーワード)



2 評価と課題

ウェブサイトのアクセス件数については、月ごとに調査を実施し、調査結果は各ウェブサイト掲載担当部署及び広報委員会に報告した。

アクセス件数を調査することにより、広報活動の成果を評価するのに役立てることができる。平成19年度は前年度に比べ、大学評価事業及び学位審査事業ともアクセス件数が増加しており、機構の業務活動についての関心が高まっていることがうかがえた。

特に、平成19年度実施の認証評価結果については、公表日（平成20年3月27日）翌日の新聞広告の掲載とあいまって、公表日翌日のアクセス件数、検索キーワードとも高い数値を示しており、国民の評価結果に対する関心の高さや新聞広告の効果があったことをうかがわせた。アクセス件数の調査は、機構の業務活動に対する、大学等の関係者のみならず国民の反応を把握する上で極めて有用である。

今後も引き続きアクセス件数について調査・分析を行い、その結果をもとにウェブサイトの掲載内容の改善・充実に活かしていく。

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

1 実施状況

(1) 評価に関するシンポジウム等の開催

① 機構が実施する認証評価に関するシンポジウムの開催

各大学の自己点検・評価への取組と、評価結果をどのように大学の改革に結びつけるかということについて、評価に携わる大学関係者による意見交換を通じて、各大学での評価活動の充実を支援することを目的として、平成19年9月20日に、「評価への取組 改善への取組」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。

機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催した。

なお、シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

② 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに応え、機構の評価事業が広く国民に認知され、理解を得られるよう、機構教職員が積極的にこれらの会合5箇所に出向き評価に係る事項等についての説明を行った。

③ 評価に係る書誌の刊行

我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、平成18年度に刊行した「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」に続き、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻「大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－」（平成19年6月）及び各大学等の評価への取組事例などをまとめた第3巻「大学評価文化の展開－評価の戦略的活用をめざして－」（平成20年3月）をそれぞれ刊行した。

④ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

平成20年2月に機構が主催する APQN 年次総会に併せて、APQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティー」とは？－質保証の観点から－』を実施した。

また、日英高等教育に関する協力プログラムの第3プロジェクト「高等教育における地域貢献プロジェクト」の総括として、公開フォーラムを開催した。

(2) 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

① 各大学等の自己評価担当者等に対する研修会

機構の評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価に係る一連の業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

② 大学情報データベースに関するセミナーの実施

平成19年7月3日に国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した。また、平成19年5月には全国ブロック別で「中期目標期間の評価に関する説明会」を開催した。（詳細は「I-4-(1)-1」-① 大学情報データベースシステムによる情報の提供」（P. 171）を参照）

（3）アンケート調査の実施等

APQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティー」とは？－質保証の観点から－』、「自己評価担当者等に対する研修会」等の開催の都度、参加者に対してアンケート調査を実施した。

アンケート調査によって得られた意見等を参考として、次回以降のシンポジウム等の運営の参考とするとともに、「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を加筆・修正し、機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成19年度においては、評価に関するシンポジウム等を通じ、大学等関係者を中心として広く普及活動を実施した。

特に、今後、シンポジウム等の実施に当たっては、評価の普及段階から評価をどのように活用していくのかということへと各高等教育機関の関心が移っていることなど、各高等教育機関のニーズを適宜把握していくとともに、アンケート調査結果等を活用し適宜見直しを行い、内容の充実を図る。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

① 評価に関するシンポジウム等の開催

機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを３回以上開催する。

1 実施状況

（１）機構が実施する認証評価に関するシンポジウム等の開催

各大学の自己点検・評価への取組と、評価結果をどのように大学の改革に結びつけるかということについて、評価に携わる大学関係者による意見交換を通じて、各大学での評価活動の充実を支援することを目的として、平成19年9月20日に、「評価への取組 改善への取組」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。

117大学、8短期大学、関係団体16団体から合計227人が参加し、活発な意見交換や講演者・パネリストとの質疑応答を行った。

○大学評価フォーラム「評価への取組 改善への取組」プログラム

- 基調講演「大学が自らの取組としてどのように評価と向き合うか」
尾池 和夫（京都大学総長）
- 事例発表
大野 眞男（岩手大学 理事・副学長）
難波 正義（新見公立短期大学長）
- パネルディスカッション「大学における評価への取組と、その結果による改善への取組」
[パネリスト]
尾池 和夫（京都大学総長）
大野 眞男（岩手大学 理事・副学長）
難波 正義（新見公立短期大学長）
中野 常男（神戸大学 理事・副学長）
中村 圭爾（大阪市立大学 理事・副学長）
荻上 紘一（大学評価・学位授与機構 評価研究部教授）
[モデレーター]
川口 昭彦（大学評価・学位授与機構 理事）

機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催した。なお、説明会での配付した資料及び説明会における主な質問に対する回答を記載した「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を機構のウェブサイトに掲載し、広く大学等の利用に供した。

各説明会の実施状況は以下のとおりである。

① 大学機関別認証評価に関する説明会

国公立大学の評価担当者等を対象として、平成19年5月25日、29日、全国2地区において計2回の説明会を開催した。本説明会には、国立35大学、公立21大学、私立35大学の

合計91大学から191人の参加を得た。

② 短期大学機関別認証評価に関する説明会

公私立短期大学の評価担当者等を対象として、平成19年5月25日、29日、全国2地区において計2回の説明会を開催した。本説明会には、公立7短期大学、私立7短期大学の合計14短期大学から28人の参加を得た。

③ 高等専門学校認証評価に関する説明会

国公立高等専門学校の評価担当者等を対象として、平成19年6月5日に東京において説明会を開催した。本説明会には、国立13高等専門学校、公立2高等専門学校、私立2高等専門学校の合計17高等専門学校及びその他1機関から33人の参加を得た。

④ 法科大学院認証評価に関する説明会

法科大学院を置く国公立大学の評価担当者等を対象として、平成19年6月28日に東京において説明会を開催した。本説明会には、国立14大学、公立3大学、私立8大学の合計25大学及びその他2機関から67人の参加を得た。

シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

(2) 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに積極的に対応し、評価に係る事項について説明を行った。

平成19年度は、年4回の講演等を行った。

○ 機構役職員講演等一覧

開催年月日	講演会等名称	実施場所	主催者
平成19年5月26日	大学における教養教育の充実をめざして：教養教育と大学評価	香川大学	香川大学大学教育開発センター
平成19年5月28日	私学高等教育研究所公開研究会	私学会館	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所
平成19年10月30日	薬学教育（6年制）第三者評価に関する勉強会	ホテルニューアカオ ロイヤルウィング	財団法人日本薬学会
平成20年2月27日	全学FD講演会「授業評価を再考する－その活用法と可能性」	跡見学園女子大学	跡見学園女子大学

(3) 評価に係る書誌の刊行

我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、平成18年度に刊行した「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」に続き、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻「大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－」（平成19年6月）及び各大学等の評価への取組事例などをまとめた第3巻「大学評価文化の展開－評価の戦略的活用をめざして－」（平成20年3月）をそれぞれ刊行した。

(4) 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

日英高等教育に関する協力プログラムの第3プロジェクト「高等教育における地域貢献プ

プロジェクト」の総括として、公開フォーラムを開催した。

平成20年2月に機構が主催する APQN 年次総会に併せて、APQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティー」とは？－質保証の観点から－』を実施した。

○ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催状況

- ・平成19年6月8日 「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラム (参加者112人)
- ・平成20年2月19日 APQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティー」とは？－質保証の観点から－』 (参加者282人)

2 評価と課題

機構が実施する認証評価に関するシンポジウム、大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価の説明会を開催し、活発な意見交換等を通じて認証評価に関する大学等の理解を深めた。

また、国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウムについては、機構が主催する APQN 年次総会に併せて実施することにより、国内外の評価・質保証の関係者との意見交換を行うなど評価の国際的な動向の把握や各大学等の評価に対する取組に有用な情報を提供することができた。

今後も引き続き、各高等教育機関のニーズに沿ったシンポジウム等の実施に努めていきたい。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を１回以上実施する。

1 実施状況

（１）平成20年度に実施する自己評価担当者等に対する研修会

機構の認証評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

本研修会では、認証評価の概要、自己評価の方法、評価基準の分析に当たっての留意点等について説明を行った。

研修会の配付資料は、広く大学等の評価担当者等の利用に供するため、機構のウェブサイトに掲載した。

各研修会の実施状況は、以下のとおりである。

① 平成20年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の自己評価担当者を対象として、平成19年５月25日、29日、全国２地区において計２回の説明会を開催し、国立38大学、公立21大学、私立27大学から198人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成20年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

また、平成20年度に実施する大学機関別認証評価の申請大学を対象とし、自己評価担当者等に対する研修会を開催することとし、希望のあった９大学に対し、平成20年２月から３月に対象大学を訪問し、自己評価担当者等に対する研修会を開催した。

② 平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

公私立短期大学の自己評価担当者を対象として、平成19年５月25日、29日、全国２地区において計２回の説明会を開催し、公立６短期大学、私立６短期大学から25人の参加を得た。各短期大学の理解を深めるため、平成20年度に実施希望のない短期大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

また、平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請短期大学を対象とし、自己評価担当者等に対する研修会を開催することとし、希望のあった２短期大学に対し、平成20年２月に対象短期大学を訪問し、自己評価担当者等に対する研修会を開催した。

③ 平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立高等専門学校の自己評価担当者を対象として、平成19年６月５日に開催し、国立11高等専門学校、公立２高等専門学校、私立２高等専門学校、その他１機関から31人の

参加を得た。各高等専門学校理解を深めるため、平成20年度に実施希望のない高等専門学校からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

また、平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価の申請高等専門学校を対象とし、自己評価担当者等に対する研修会を開催することとし、希望のあった2高等専門学校に対し、平成20年2～3月に対象高等専門学校を訪問し、自己評価担当者等に対する研修会を開催した。

④ 平成20年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の法科大学院の自己評価担当者等を対象として、平成19年11月22日に開催し、国立12大学、公立2大学、私立9大学、その他1機関から69人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成20年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

(2) 「大学情報データベースの取組等に関するセミナー」の開催

各国立大学法人等に大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成19年7月3日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した（国立大学法人及び大学共同利用機関法人全91法人から296人が参加）。同説明会では、大学情報データベースの概要及び具体的な内容について説明を行うとともに、入力方法について、実際の操作画面により、デモンストレーションを行いながら説明を行った。なお、平成19年5月22日～6月13日に開催した「中期目標期間の評価に関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価での大学情報データベースの目的・役割について説明を行った。

2 評価と課題

各大学等の自己点検・評価を担当する者に対するセミナー等を実施し、参加者の理解を深めるとともに、各機関での業務の参考に資することができた。

研修会では、自己評価書の記述方法等の具体事例など過去の認証評価実施の蓄積を踏まえた内容を多く盛り込むなどの工夫を図った。

今後も引き続き、各大学等の自己評価担当者の負担軽減という観点、評価委員をはじめとする評価実施側の業務の合理化という観点から継続してセミナー、研修会を実施するとともに、内容充実を図っていくこととしたい。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

③ アンケート調査の実施

上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。

1 実施状況

（１）大学評価フォーラム「評価への取組 改善への取組」に関するアンケート調査の実施

平成19年9月20日開催のフォーラムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、参加機関が大学評価を行う上で参考となった点、今後機構が行うシンポジウムや研究会を開催するに当たっての要望等について調査を実施した。

（２）国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等に関するアンケート調査の実施

平成19年6月8日開催の「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラム及びにおいて、平成20年2月19日開催のAPQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティー」とは？－質保証の観点から－』において、次回以降のシンポジウム、講演会のニーズ把握及び運営方法の改善に資するため、アンケート調査を実施した。

（３）「自己評価担当者等に対する研修会」に関するアンケート調査の実施

大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価に関して実施したそれぞれの自己評価担当者等に対する研修会において、今後の研修会実施の参考とするため、アンケート調査を実施し、その結果を次回以降のフォーラム等の要望の把握及び内容や運営方法の改善に資することとした。

本アンケートでは、自己評価書作成に関する理解度の深まり、説明や資料の分かりやすさ、研修の満足度等、研修会の内容について調査を実施した。アンケート調査を実施し、その結果を次回以降の研修会等の内容や運営方法の改善に資することとした。

2 評価と課題

大学評価フォーラム、国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム及び自己評価担当者等に対する研修会の参加者に対し、アンケート調査を実施した。

アンケート調査結果については、実施以降のシンポジウム、説明会、研修会等へフィードバックされるとともに改善を図ることができた。

今後は、アンケート調査の要望事項を踏まえるとともに、イベント時以外の各高等教育機関のニーズを把握方法の検討など、より各高等教育機関が有用と感じる企画内容を検討するための方策を検討していくことが望まれる。

Ⅱ 業務運営及び財務内容

Ⅱ－１ 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

1 実施状況

機構は、大学等の教育研究活動等の状況に関する評価及び学位の授与により高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、大学関係者及び有識者等の参画を得た業務の運営を基本方針としている。業務の管理運営面の重要事項等を審議する評議員会及び運営委員会については、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織するとともに、大学評価のための各委員会及び学位審査会についても、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織している。

(1) 評価事業及び学位授与事業の実施に関する組織

1) 評価事業における各委員会

① 大学等の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するため、「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。

② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究活動の状況の評価に関する審議を行うため「国立大学教育研究評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。

2) 学位授与事業における学位審査会

学位授与申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行い、高等教育段階の様々な学習成果を評価し学位を授与するため「学位審査会」を設置し、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て審査を行った。

(2) 評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により「評議員会」が置かれ、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て運営することとされており、平成19年度においては、平成18年度業務実績報告書、平成18事業年度財務諸表、年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会委員の選考等、機構の運営に関する重要事項に関し審議を行った。

(3) 運営委員会

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため「運営委員会」を置き、大学の教員及びその他の学識経験のある者の参画を得て運営することとなっており、平成19年度においては、教員人事、各種委員会の専門委員の選考等、機構の事業の運営実施に関し審議した。

2 評価と課題

大学の学長，学長経験者，大学の教授，産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営することにより，業務の内容に関し幅広い見地から審議が行われた。これらの意見は機構の業務に反映されており，外部の大学関係者及び有識者等の参画を得た審議が，機構の適切な運営のため重要な役割を果たした。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。

- ア 大学機関別認証評価委員会
- イ 短期大学機関別認証評価委員会
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- エ 法科大学院認証評価委員会
- オ 国立大学教育研究評価委員会
- カ 学位審査会

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業の実施に当たり、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、機構の運営実施に関する審議を行った。

（１）評価事業実施に関する組織

大学等の教育研究水準の向上に資するため、平成18年度に引き続き、下記アからオまでの各委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。

（各委員会の詳細は「Ⅱ－１ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価」の該当箇所に記載。）

① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について審議を行う

- ア 大学機関別認証評価委員会 （P. 8参照）
- イ 短期大学機関別認証評価委員会 （P. 23参照）
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 （P. 34参照）

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を実施した。

② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育活動状況についての評価（法科大学院認証評価）について審議を行う

- エ 法科大学院認証評価委員会 （P. 48参照）

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

③ 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人等の教育研究評価に関する審議を行う。

- オ 国立大学教育研究評価委員会 （P. 64参照）

を設置し、国立大学法人等の教育研究評価の基本の方針等を検討した。

（２）学位授与事業実施に関する組織

平成19年度においても前年度同様に、申請者に係る審査、専攻科及び省庁大学校の課程の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成する

カ 学位審査会

を設置した。

また、審議に当たり、専門の事項を調査するため、学位審査会の下に分野別の専門家で構成される51の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員400人）を設置した。（P. 80 参照）

○ 学位審査会の実施状況

第1回 平成19年5月16日

- ・4月期申請者の学士の学位授与の可否について審査付託
- ・認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の可否について審査付託
- ・認定課程に係る教育の実施状況等の審査の取り進めについて決定

第2回 平成19年8月27日

- ・4月期申請者の学士の学位授与の可否について決定
- ・認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の可否について決定
- ・認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について審査付託
- ・認定課程に係る教育の実施状況等の適否について審査付託

第3回 平成19年11月9日

- ・10月期申請者の学士の学位授与の可否について審査付託
- ・認定課程修了者に係る博士の学位授与の可否について審査付託
- ・専攻科の認定の可否について審査付託
- ・認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査の取り進めについて決定

第4回 平成20年2月13日

- ・10月期申請者の学士の学位授与の可否について決定
- ・認定課程修了者に係る博士の学位授与の可否について決定
- ・認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について決定
- ・認定課程修了者に係る教育の実施状況等の適否について決定
- ・認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の可否について審査付託
- ・専攻科の認定の可否について決定
- ・認定課程修了者に係る学士の学位授与の可否について審査付託及び審査の取り進めについて決定
- ・専門分野「保健衛生学」・専攻の区分「視能矯正学」の追加及び看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会・視能矯正学部会の設置の決定

第5回 平成20年3月25日

- ・認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の可否について決定

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

② 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により評議員会が置かれている。

平成19年度は、平成18年度業務実績報告書、平成18事業年度財務諸表等、業務方法書、平成20年度年度計画の策定など重要事項について審議するため、4回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（各界・各層の学識経験者20人）

評議員は、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行うため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者など、各界・各層からの学識経験者により構成されている。

○ 評議員名簿（平成19年6月現在）

相澤益男	東京工業大学長
秋元勇巳	三菱マテリアル株式会社名誉顧問
安西祐一郎	慶應義塾長
石井米雄	人間文化研究機構長
宇野重昭	島根県立大学長
尾池和夫	京都大学総長
○ 小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
郷通子	お茶の水女子大学長
後藤祥子	日本女子大学長・理事長
小宮山宏	東京大学総長
佐々木正峰	国立科学博物館長
佐々木雄太	愛知県立大学長
柴崎信三	国民生活センター理事
白井克彦	早稲田大学総長
◎ 末松安晴	情報・システム研究機構国立情報学研究所顧問
関根秀和	大阪女学院大学長・短期大学長
ハス ユーゲン・マルクス	南山大学長
茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長
四ツ柳隆夫	国立高等専門学校機構顧問

（◎＝会長，○＝副会長）

② 主な審議事項

（第10回 平成19年6月21日）

- ・平成19年度年度計画について

- ・国立大学教育研究評価委員会委員の選考について
- ・外部検証について
- ・平成18事業年度業務実績報告書等について
- ・平成18事業年度財務諸表等について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第11回 平成19年10月10日)

- ・平成18年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
- ・独立行政法人の整理合理化計画について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第12回 平成20年3月18日)

- ・大学評価・学位授与機構長の任命について

(第13回 平成20年3月26日)

- ・各種評価委員会委員の選考について
- ・学位審査会審査委員の選考について
- ・独立行政法人の見直しについて
- ・平成18年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について
- ・業務方法書等の変更について
- ・外部検証について
- ・平成20年度年度計画について
- ・平成20年度予算について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(2) 評議員の改選について

評議員の任期が平成19年度末をもって終了することに伴い、評議員の改選を行った。その結果4人の新任、16人の再任となり、当事者等へ任命手続きを行った。

2 評価と課題

機構の行う事業は、国民や各大学等の信頼を得て実施されることが極めて重要であり、大学の学長その他学識経験者で構成される評議員会において、前記1の実施状況に記載したとおり、業務運営に関する重要事項について審議した。その審議において、学位審査のスケジュールを短縮しても学位審査の質を低下させないように留意すること、評価及び学位の国際通用性を高めるための活動を機構が行っていくことなど、幅広く高い見識に基づく意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、評議員会の機能が十分に発揮されている。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

③ 運営委員会

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則第10条により運営委員会を置いている。

平成19年度は、中期目標・計画等に関する審議事項に加え、教員人事、各種委員会専門委員の選考等、役職員の給与等、機構の事業の運営実施に関し審議するため、3回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（機構教授4人、機構外学識経験者17人）

運営委員は、機構の事業の運営実施に関し審議を行うため、機構の教授並びに大学の教員その他の学識経験のある者により構成されている。

○ 運営委員名簿（平成19年6月現在）

	浅井 彰二郎	株式会社リガク取締役副社長
	阿知波 洋 次	首都大学東京教授
	猪木 武 徳	人間文化研究機構国際日本文化研究センター教授
	岡澤 憲 芙	早稲田大学教授
	岡田 益 男	東北大学教授
	荻上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	上條 宏 之	長野県短期大学長
	北原 和 夫	国際基督教大学教授
◎	木村 靖 二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
	高坂 節 三	コンバース・ロバート・ス・L.L.C.ゼネラル・パートナー日本代表
	島田 京 子	日本女子大学事務局長
	田中 徳 積	中京大学教授
○	中島 尚 正	産業技術総合研究所理事
	檜崎 憲 二	読売新聞西部本社編集局長
	橋本 弘 信	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
	濱田 道 代	名古屋大学教授
	西村 清 和	東京大学教授
	六車 正 章	大学評価・学位授与機構教授
	安原 義 仁	広島大学教授
	山本 眞 一	広島大学教授
	米山 宏	前 阿南工業高等専門学校長

（◎＝会長，○＝副会長）

② 主な審議事項

（第13回 平成19年6月12日）

- ・平成19年度年度計画について
- ・国立大学教育研究評価委員会委員の選考について
- ・外部検証について
- ・平成18事業年度業務実績報告書等について

- ・平成18事業年度財務諸表等について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第14回 平成19年9月7日)

- ・専任教員の選考について
- ・客員教員の選考について
- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考について
- ・平成18年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
- ・独立行政法人の整理合理化案について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(第15回 平成20年3月18日)

- ・研究部長及び国際連携センター長の選考について
- ・客員教員等の選考について
- ・各種評価委員会委員等の選考について
- ・学位審査会審査委員等の選考について
- ・独立行政法人の見直しについて
- ・平成18年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について
- ・業務方法書等の変更について
- ・外部検証について
- ・平成20年度年度計画について
- ・平成20年度予算について
- ・職員給与規則等の改正について
- ・評価事業及び学位授与事業の状況について

(2) 運営委員会委員の改選について

委員の任期が平成19年度末をもって終了することに伴い、委員の改選を行った。その結果6人の新任、17人の再任となり、当事者等へ委嘱手続きを行った。

2 評価と課題

運営委員会は、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、中期目標・計画等に関する審議事項を含め機構の事業の運営実施に関して適切に審議を行った。その審議において、教員の人事について大学等との交流を行っていくこと、人件費の削減により職員の負担増や事業の質低下を招かぬよう留意することなどの意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、運営委員会の機能が十分に発揮されている。

Ⅱ－１ 業務運営

（２） 自己点検・評価の実施

平成１８年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。

また、自己点検・評価の結果に基づき、必要に応じて業務の見直し、改善を図る。

さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成１６年度から平成１８年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施する。

１ 実施状況

（１） 自己点検・評価の実施

「独立行政法人大学評価・学位授与機構における業務実績の自己点検・評価に係る実施要項」に基づき、平成18年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施した。

具体的には、年度計画の項目ごとに業務の実績をとりまとめ、業務の実施状況について自己評価した上で、業務実績報告書案として機構内に設置した自己点検・評価委員会に提出し、同委員会において審議した。

また、業務実績報告書案については、企画調整会議、運営委員会及び評議員会においてそれぞれ審議を重ねた上で、「平成18事業年度業務実績報告書」としてとりまとめ、機構ウェブサイトに掲載し、広く国民に公表した。

○ 業務実績の自己点検・評価の審議に係る主な会議等の開催状況

自己点検・評価委員会	平成19年 6 月 4 日
企画調整会議	平成19年 6 月11日
運営委員会	平成19年 6 月12日
評議員会	平成19年 6 月21日

このほか、平成19年度年度計画の進捗状況を確認するため、平成18年度に引き続き、9月末、1月末現在で調査を実施し、自己点検を行った。これらの自己点検は、業務の適時適切な実施と、職員の業務の進行管理に対する意識を高める上で有益であるとともに、平成19年度の業務実績報告書を作成するに当たって有効な資料となった。

（２） 外部の意見を取り入れる体制の整備

① 評議員会、運営委員会における意見の反映

各界、各層の学識経験者20人で構成する評議員会並びに大学関係者及び外部の有識者等21人で構成する運営委員会において、高い識見から機構の業務等に対して意見を受ける体制を整えており、平成19年度は、評議員会を6月、10月、3月、運営委員会を6月、9月、3月に開催した。

また、機構の業務の特性にかんがみ、評価事業及び学位授与事業のいずれにおいても、外部の意見を取り入れつつ業務を行っている。

② 文部科学省独立行政法人評価委員会による機構の業務の実績に関する評価への対応

平成19年8月31日付けで文部科学省独立行政法人評価委員会から「平成18年度に係る業務の実績に関する評価の結果について」の通知があった。この評価結果については、10月及び2月に開催した自己点検・評価委員会において審議するとともに、指摘事項への対応方針として、平成19年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、その後の取組状況のフォローアップにも努めた。

③ 外部有識者による検証

機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される組織「外部検証委員会」において、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに機構の業務全般について検証を実施した。

認証評価事業及び学位授与事業については、それぞれ親委員会である「外部検証委員会」の小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」及び「学位授与に関する外部検証委員会」を設置し、各委員会をそれぞれ平成19年9月、10月に開催し、検証を実施した。

また、平成19年12月、平成20年3月に親委員会である外部検証委員会を開催し、小委員会からの検証結果の報告を受けるとともに、調査研究、情報の収集、整理、提供、その他事業などを含めた機構の業務全般についての検証を実施した。

検証結果は「外部検証報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトにおいて公表した。

○ 外部検証委員会の開催状況

認証評価に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月10日
	第2回	平成19年10月15日
学位授与に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月14日
	第2回	平成19年10月22日
外部検証委員会	第1回	平成19年12月10日
	第2回	平成20年3月4日

○ 外部検証委員会名簿

【外部検証委員】

有 信 睦 弘	株式会社東芝執行役常務
石 井 紫 郎	日本学術システム研究センター副所長、東京大学名誉教授
◎ 柘 植 綾 夫	芝浦工業大学長
富 浦 梓	東京工業大学監事
丹 羽 雅 子	奈良女子大学名誉教授
丸 山 伸 一	読売新聞東京本社編集委員

(平成19年12月10日現在)

【認証評価に関する外部検証委員会委員】

有 信 睦 弘	株式会社東芝執行役常務
◎ 石 井 紫 郎	日本学術システム研究センター副所長，東京大学名誉教授
池 田 駿 介	東京工業大学大学院理工学研究科教授
川 村 正 幸	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
城 山 昌 樹	日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社投資工学研究所長
滝 紀 子	学校法人河合塾教育研究開発本部教育研究部長
前 原 金 一	昭和女子大学副理事長
丸 山 利 輔	石川県立大学長
渡 辺 英 夫	仙台電波工業高等専門学校名誉教授
渡 邊 あゆみ	NHKチーフアナウンサー

(平成19年9月10日現在)

【学位授与に関する外部検証委員会委員】

五百旗頭 眞	防衛大学校長
河 上 恭 雄	木更津工業高等専門学校
高 祖 敏 明	学校法人上智学院理事長，日短協理事
古 城 佳 子	東京大学大学院総合文化研究科教授
土 井 美和子	株式会社東芝研究開発センター技監
◎ 富 浦 梓	東京工業大学監事
丹 羽 雅 子	奈良女子大学名誉教授
早 田 幸 政	金沢大学教育開発・支援センター副センター長
前 田 富士男	慶應義塾大学文学部教授，アートセンター副所長
丸 山 伸 一	読売新聞東京本社編集委員

(平成19年9月14日現在)

(◎＝委員長)

2 評価と課題

平成18年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人を含む自己点検・評価委員会等で十分な審議を重ね、年度計画を十分に履行し中期計画の達成に向かって着実に成果をあげているとの結果を得た。平成19年度の各事業の業務の実施についても、同じく自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど、機構全体で進行管理に努めたほか、文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても、指摘事項への対応方針について検討した上、着実に取組を行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努めた。

このほか、外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整えており、国立大学教育研究評価委員会の専門委員の選考について、経済団体からの推薦者や高等学校関係者の参画を増やすべきという意見を取り入れるなど、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ業務運営の透明性を確保するとともに、効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。

また、外部有識者で構成される外部検証委員会において業務の検証を実施した結果、大学評価事業及び学位授与事業のより円滑な実施、両事業と表裏一体の関係にある調査研究事業の強化、国際連携の強化、情報の収集・整理の一層の推進、社会のニーズにあった情報提供の充実などを図ることが必要であると指摘されたところであり、次期中期計画の策定に当たって有益な意見を受けた。今後は、これらの結果に基づき、必要に応じて業務の見直しを図るとともに、次期中期計画に反映させることとしている。

Ⅱ－１ 業務運営

（３） 業務運営の効率化

業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成18年度実績に比較して３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成18年度実績に比較して１％以上の削減を図る。

１ 実施状況

平成19年度については、主に次の見直し等を行い、平成18年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については3.29％、その他の事業費（退職手当を除く。）については1.14％を削減した。

① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討し、人件費を削減するとともに、省エネルギー化に対応するため、省エネルギー化のための環境整備を図り、光熱水費を削減した。

② ＩＴの積極的な活用

グループウェアをはじめとするＩＴの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め消耗品費等を削減した。

③ 競争性を確保した効率的な調達

競争性を確保した契約等をさらに進め、業務経費の削減を図った。

なお、経費削減率については、次の算式により算出した。

平成19年度経費効率化実績額 ÷ 平成18年度決算額（退職手当等を除く。）

＝ 31,812,746円 ÷ 2,010,255,874円 ＝ 0.0158 ＝ 1.58％

うち、一般管理費における削減率 3.29％

その他の事業費における削減率 1.14％

２ 評価と課題

平成19年度は機構全体の業務内容について、既存経費の見直しと業務の効率化により、初期の目標率を達成した。

今後とも業務内容を見直すとともに、全役職員にコスト意識の徹底を図り、効率的な業務の運営に努める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。

１ 実施状況

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討し、以下の取組を行った。その結果、平成18年度の超過勤務手当と比較し、6,103千円を削減した。

① 会計業務の効率化を図るため、引き続き給与計算業務のアウトソーシングを行った。

② 派遣職員（秘書・庶務業務、経理・契約業務、司書業務、学位審査業務、大学評価業務、パソコンヘルプデスク業務、会議議事速記）の受け入れにより職員の業務の軽減を図った。

また、引き続き光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備として、以下の取組を行った。その結果、平成18年度の光熱水量と比較し、電気使用量19,777kwの節約が図られ、光熱水量に係る全体経費として730千円を削減した。

① 執務室及び会議室等の温度設定（夏季：28℃、冬季：19℃）の徹底や、執務室及び会議室の空調設備の自動運転時間を短縮するなど、光熱費の節約に対する積極的な取組を実施した。

② 夏期に扇風機を併用することにより、冷房の効率化を図った。

２ 評価と課題

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを行ったことにより、職員の業務の軽減が図られ、また、省エネルギーに対応するため、職員が省エネルギー化及びコストに対する意識を持ち、積極的に推進した結果、光熱水量を節約することができた。

今後とも職員の業務の軽減と光熱水量の節約を図るため、職員の意識醸成に努めるとともに、各種料金について効率的な契約内容となるような契約の見直しや省エネルギー化のための環境整備を進める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

② ＩＴの積極的な活用

グループウェアをはじめとするＩＴの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。

１ 実施状況

社会の様々な要請に応える情報サービスの向上を図りつつ、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、消耗品を削減するとともに、ウェブサイトによる積極的な情報提供を行うため、以下の取組を行った。その結果、ペーパーレス化に伴う消耗品費、複写機に要する経費、印刷製本費及び通信運搬費の削減が図られ、平成18年度と比較して107千円を削減した。

- ① サーバー内の共有フォルダ活用による情報の共有化及び、通知・文書等のグループウェアや電子メールによるペーパーレス化の徹底
- ② 委員等への連絡、資料の事前送付等に当たり、電子メールやオンラインストレージを活用することにより、ペーパーレス化をさらに推進した。
- ③ ペーパーレス化が困難な会議資料等の文書について、原則として両面印刷を用いるとともに、縮小印刷及び用紙裏面の再利用等、省紙化の徹底
- ④ 学位授与事業における「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成について、対象機関との連絡に電子メールを活用することにより、郵送料の削減を図ることができた。
- ⑤ 大学評価事業においては、機関別認証評価に係る実施大綱、評価基準、自己評価実施要項、評価実施手引書、評価報告書等について、平成18年度に引き続き、ウェブサイトへの情報掲載を行うことにより、印刷製本、発送に係る費用を節減した。

２ 評価と課題

ウェブサイトによる情報提供、電子メール及びグループウェアの活用を推進することにより、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進めた結果、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費を削減することができた。

今後も業務の効率化を図るため、さらなるグループウェアをはじめとするＩＴの積極的活用とともに、ペーパーレス化の推進による消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費の削減を徹底する。

また、情報伝達の迅速性及び利用者の利便性の面から利用者の意見等に配慮しつつ、さらなる外部への情報提供手段の見直しを行い、経費の削減を図る。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

③ 競争性を確保した効率的な調達

競争性を確保した契約等をさらに進めるとともに、他機関との共同購入を実施する。

1 実施状況

予算の適切かつ効率的な執行に際し、消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等の取組を行った結果、13,885千円を削減した。

なお、平成19年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則、一般競争入札に移行している。

また、他機関との共同購入については、過年度実績や他大学間の事例等を踏まえ、業務効率化と経費節減につながらないことから実施しないこととした。

- ① 日常的、定量的に必要とされる事務用品は、随時一括で購入し、経費の削減を図った。
- ② 複写機の一般競争入札による4年間の複数年リース契約を実施したことにより、経費の節減となった。
- ③ 平成18年度に引き続き、コピー用紙（A4）の購入に係る一般競争入札を実施した。
- ④ 大学情報データベースシステム関連の契約の一部及びウェブサイト管理システムの保守契約については、平成19年度より一般競争入札に移行した結果、契約金額の節減が図られた。

2 評価と課題

日常的な事務消耗品等の一括購入及び一般競争入札の推進により、経費を削減した。

今後も一括購入の範囲の拡充を進めることにより経費の削減を図る。また、一般競争入札等の競争性を確保した契約をさらに推進する。

Ⅱ－２ 財務内容

(１) 財務内容の改善に関する事項

1 適正な事業別予算管理

(１) セグメント区分の設定

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示した。

セグメント区分及びセグメント情報は次のとおりである。

【セグメント区分】

- ・大学評価事業
 国立大学法人評価事業等
 機関別認証評価事業
 分野別認証評価事業
- ・学位授与事業
- ・その他の事業
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
 事務費
 一般管理費
- ・事業収益
 運営費交付金収益
 手数料収入
 その他収入
- ・事業損益
- ・総資産額

(２) 予算の執行管理

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。

また、平成18年度に引き続き、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認するなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。

2 適正な資金計画

現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。

3 監査の実施

独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的とし、内部会計監査を10月17日から19日の3日間にわたり実施した。科学研究費補助金の内部監査についても、10月22日に実施し、適正な使用確保に努めた。

また、平成18年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることに

より、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。

なお、監事監査については、平成18年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を6月に行い、監査機能の充実を図った。

4 固定的経費の削減状況

効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定的経費 25,710千円の削減を行った。

また、超過勤務手当等の人件費を削減するため、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングの結果、平成18年度の超過勤務手当と比較し、6,103千円を削減した。

Ⅱ－２ 財務内容

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙１のとおり
- 2 収支計画 別紙２のとおり
- 3 資金計画 別紙３のとおり
- 4 人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。
また、その影響額等も見通した上で、平成２０年度の常勤役職員に係る人件費を平成１７年度に比べ概ね３％以上削減するために必要な取り組みを行う。

1 予算 別紙１のとおり

収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込数に比べ多かったことによるもの、及び受託研究費の受入れ、並びに奨学寄付金の受入れにより差違が生じた。

支出については、恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを行ったことなどにより、人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

2 収支計画 別紙２のとおり

恒常的な光熱費や消耗品等の経費の削減により効率化が図ることができ、その分環境整備などの施設整備等に充てたため、差違が生じた。

3 資金計画 別紙３のとおり

業務活動の資金支出については、業務の効率化及び人件費削減の取組など経費の削減により、差違が生じた。

また、投資活動の資金支出については、期中に独立行政法人通則法第47条に基づく政府短期証券の購入による資金運用を行ったため、差違が生じた。

4 人件費の削減

平成20年度の常勤職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね３％以上削減する人事計画を立案した。平成19年度においては、人件費決算額が平成17年度に比べて２％以上削減となるよう、前年度定年等により退職した教員の一部不補充及び組織改組により管理職ポストを削減した。また、派遣職員の効率的な配置等により超過勤務の削減を図ることができた。

Ⅱ－２ 財務内容

(３) 短期借入金の限度額

- １ 短期借入金の限度額 ６億円
- ２ 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

平成19年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

(４) 重要な財産の処分等に関する計画

平成19年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

（５） 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

１ 実施状況

平成19年度の剰余金の執行はなかった。

Ⅱ－３ 人事に関する事項

(１) 人事に関する計画

１ 実施状況

(１) 組織体制の整備及び職員の配置

① 組織の整備状況

業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた課の統合、廃止、新設を行い、2部10課体制（管理部4課、評価事業部6課）から役員直轄の企画監査課を新設した上で、2部7課体制（管理部3課、評価事業部4課）に組織を改組した。

また、研究部においては、研究部門を廃止した。

② 職員の配置状況

新設の企画監査課には、6人の職員を配置し、管理部にあつては、業務の移管等により3人の減員、評価事業部にあつては、業務量増により1人の増員、教員にあつては、9人の定年等退職に対して当面の措置として4人の補充を行った。

③ 人事交流の実施状況

国立大学法人等との人事交流は、課長補佐以下の職員について23人を採用した。平成19年度は、課長補佐以下の職員109人のうち74人（約68%）が人事交流者となっている。

(２) 研修等の実施状況

大学等実務研修及びパソコン研修等の実践的研修を例年どおり実施するとともに、英会話研修については、5ヶ月間英会話学校に週2回通学する研修及び3日間の合宿型研修を実施し、職員の資質向上等を図った。

また、評価に精通した人材育成の一環として、職員全員を対象にした評価事業に関する研修や、外部機関が実施している法人の財務、監査業務、著作権制度及び情報システム等の専門的研修に、職員を積極的に参加させた。

(３) 教員採用の公募状況

公募を2回実施し、11人の応募者から教授2人の採用を決定した。

(４) 常勤職員数

平成19年度期初の常勤職員数：137人、期末の常勤職員数：140人

２ 評価と課題

平成19年度は、業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた課の統合、廃止、新設等の組織の改組及び業務量に応じた人員配置等を行ったことにより、機構が行う事業を適切に遂行することができた。

また、実務に有効な研修、講習、セミナー等に多数の職員が参加することにより、職員の資質の向上等が図られ、教員の採用については、公募制により即戦力となる有用な人材を確保す

ることができた。

なお、給与水準については国家公務員の水準に準拠しているが、平成18年度にラスパイレス指数が103.9%と上回ったことについては都心部から東京都小平市（3級地）への移転保障によるものである。

平成20年度は、国立大学法人等の教育研究評価に伴う業務の増大に加え、国立大学財務・経営センターとの統合準備に伴う業務が付加されることとなるため、組織体制、職員数及び人員配置等についての継続的な検討及び対応策の早期実施が必要である。

さらに、各部・課の業務量の変動見込みについては、人員の再配置や人事交流等に支障が生じることがないように、国立大学財務・経営センターとの統合準備や次期中期計画の策定等を十分に勘案し、できる限り早期に把握するよう努めたい。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

① 組織体制の整備及び職員の適正配置

業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

〔各事業の業務量の変動に伴い事務組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。〕

1 実施状況

（１）組織の整備及び職員の配置について

業務運営の効率化を推進するため、組織を改組するとともに、業務量に応じた人員配置を行った。

具体的には、業務量の変動に応じた課の統合、廃止、新設を行い、２部10課体制（管理部４課、評価事業部６課）から役員直轄の企画監査課を新設した上で、２部７課体制（管理部３課、評価事業部４課）に組織を改組した。

また、研究部においては、研究部門を廃止した。

平成19年度当初の人員配置については、新設の企画監査課に６人の職員を配置し、管理部にあつては、業務の移管等により３人の減員、評価事業部にあつては、業務量増により１人の増員、教員にあつては、９人の定年等退職に対して当面の措置として４人の補充を行った。

さらに、年度途中に、平成20年度の評価事業等の業務増大を見据えた職員配置の一環として、新規採用や人事交流及び配置換を行った。

（２）人事交流及び新規採用職員について

他機関との人事交流については、継続して実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。

なお、平成19年度の人事交流者は、前年度に比し３機関１人増の50機関74人となっている。

新規採用職員については、法人化前から計画的に実施しており、平成19年度は年度途中の採用者を含め、国立大学法人等職員採用試験合格者から６人採用した。

2 評価と課題

業務運営の効率化を推進するため、組織を改組するとともに、業務量に応じた人員配置を行ったことにより、認証評価業務、国立大学法人等の教育研究評価の実施に向けての諸業務、学位授与業務及び決算業務等を適切に遂行することができた。

なお、人事交流者が出向元の大学等に復帰した後、当該大学の自己点検や評価業務の担当係等に配置される例もあり、大学等における評価等業務の人材養成に寄与している。

平成20年度は、国立大学法人等の教育研究評価に伴う業務量の増大に加え、国立大学財務・経営センターとの統合準備に伴う業務が付加されることとなるため、組織体制、職員数及び人員配置等についての継続的な検討及び対応策の早期実施が必要である。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

② 研修等の実施状況

特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

1 実施状況

職員の資質の向上を図り、業務遂行の実効をあげることを目的として、機構内研修を実施するとともに、外部の専門的研修も積極的に活用し、職務の遂行に必要な知識の修得を図った。研修の実施及び参加状況は、次のとおりである。

（１）機構等において実施した実践的研修等

① 平成19年度機構採用職員オリエンテーション

機構の教職員として、その職務の遂行に必要な基礎的、専門的知識の習得を目的に、4月2日及び4日の2日間、初任職員及び大学等からの人事交流職員45人の参加により、機構採用職員オリエンテーションを実施した。

② 情報セキュリティポリシーに関する説明会

パソコン等に保存されているデータ、電子メールやグループウェア等の情報資産を利用するにあたっての基本的な注意事項及びネットワーク上のトラブルに必要な知識・情報等について、4月2日に人事交流職員等40人の参加により、情報セキュリティポリシーに関する説明会を実施した。

③ 学位授与事業に関する研修

学位授与に関する基礎的知識の習得及び学位授与事業の現状について認識を深めさせることを目的に、4月4日に職員45人の参加により、学位授与事業に関する研修を実施した。

④ 評価事業に関する研修

評価に関する基礎的、専門的知識の習得及び大学評価事業の現状について認識を深めさせることを目的に、4月4日に職員45人、4月25日に職員70人の参加により、評価事業に関する研修を実施した。

⑤ パソコン研修

Excel, Access, PowerPoint, Word の知識の修得及び情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの普及啓発を目的に、6月に8日間にわたって、職員45人(延べ人数)の参加により、パソコン研修を実施した。

⑥ 著作権に関する研修

個人情報保護法やプロバイダー責任制限法など、コンピュータやインターネットが身近になった昨今において、必要とされる著作権の基礎知識の習得を目的に、6月に外部講師を招へいし、職員32人の参加により研修会を実施した。

⑦ 英会話研修

英会話能力の向上を図るため、一定レベル以上の英語能力を有する事務系職員4人に10月から2月まで受講者のレベルに応じた英会話スクール通学型（週2回通学し、ラウンド

アップレッシンを受講)の研修を受講させるとともに、修了後に研修成果を確認するために、TOEICテストを受験させた。

また、日程的に英会話スクールへの通学が困難な職員及び英語での業務遂行能力の向上を目指す職員6人に、3月20日から3日間の合宿型研修を受講させた。

(2) 外部機関が実施している研修等への参加

外部機関が実施している法人の財務、監査業務、個人情報保護、著作権制度及び情報システム等に関する専門的研修、講習及びセミナー18件に、事務系職員45人(延べ人数)が参加した。

(3) 大学等実務研修

機構で採用した事務系職員が大学等の実務を経験することを通じて、職務遂行能力の向上及び機構の業務推進に資することを目的に、平成17年度から実施している大学等実務研修を平成19年度も引き続き実施した

平成19年度は4人の事務系職員を西東京地区等の3大学へ派遣した。

(12ヶ月1人、6ヶ月1人、4ヶ月1人、3週間1人)

(4) 文部科学省関係機関職員行政実務研修

文部科学省が国立大学法人等の文部科学省関係機関の職員を対象に実施している行政実務研修に、平成19年度は1人(12ヶ月)の事務系職員を派遣した。

2 評価と課題

機構が実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修を活用し、職務に必要な基礎的知識の習得及び専門的な能力の向上を図ることができた。研修に多数の職員を参加させることは質の高い人材の育成に有効な方策であり、今後も引き続き効果的な研修を実施する。

大学等実務研修は、西東京地区の大学の協力を得ながら、平成17年度に5人、18年度に6人、19年度に4人の事務系職員を派遣したが、20年度は、国立大学法人等の教育研究評価に伴う業務等が増大することから、派遣数は5月末までの1人に縮小することとし、21年度以降の派遣数等については、今後引き続き検討する。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

③ 教員採用の公募

教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

1 実施状況

機構のウェブサイト及び独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベースに情報を掲載し、広く公募を行った。

教員の選考は、機構外委員の４人と機構教授４人の計８人で構成する教員選考委員会で教員候補者を選考し、運営委員会の議を経て、機構長が決定した。

平成19年度における公募状況は、次のとおりである。

（１）第１回公募

① 公募研究部等

公募研究部 及び 職種	公募人数	応募者数
評価研究部 教授	１人	９人

② 応募期間 平成19年５月25日 ～ 平成19年６月25日

③ 教員選考委員会 ２回開催（平成19年７月31日，８月９日）

④ 面接 ８月９日

⑤ 運営委員会 ９月７日

⑥ 採用 教授１人（平成19年10月１日付）

（２）第２回公募

① 公募研究部等

公募研究部 及び 職種	公募人数	応募者数
学位審査研究部 教授	１人	２人

② 応募期間 平成19年７月31日 ～ 平成19年８月20日

③ 教員選考委員会 ２回開催（平成19年８月29日同日開催）

④ 面接 ８月29日

⑤ 運営委員会 ９月７日

⑥ 採用 教授１人（平成19年10月１日付）

2 評価と課題

ウェブサイト等を活用した公募により、幅広く人材を求めた結果、大学機関はもとより、財団及び民間の研究機関からも応募者があり、即戦力となる有用な人材を確保することができた。

なお、機構の教員については、流動的かつ多様な人材の確保を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制を平成19年度から全教員に導入しているため、公募要項に任期を５年（再任可）とすることを明記するとともに、機構として教授職に求める人材が、当該者の実績や経験を重視することから、教員選考委員会で適任とされた者は高年齢となる傾向にあることをかんがみ、定年後５年以内の任期を付して再度雇用する可能性があることも明記した。

Ⅱ－３ 人事に関する計画

（２）人員に係る指標

常勤教職員（期限付職員を除く）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

１ 実施状況

平成19年度期末の職員数は、年度途中に新規採用等を行ったことにより、期初の職員数から3人増の140人となっているが、法人化前の平成15年度職員数148人に比し、平成16年度から平成19年度期初の平均職員数は142.5人であり、着実に職員数の抑制を図っている。

２ 評価と課題

今後も引き続き職員数の抑制を図ることを基本とするが、平成20年度は、初めて実施する国立大学法人等の教育研究評価に伴う業務量の増大に加え、国立大学財務・経営センターとの統合準備に伴う業務が付加される特別な年度となるため、業務の一層の効率化等を図るとともに、過渡的な措置として職員の増員により諸業務に支障が生じないよう対応することも検討する必要がある。

(別紙1)

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	1,996	1,996	0	
大学等認証評価手数料	234	253	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	87	88	1	
その他	8	25	17	受託研究費の受入れなどによるもの
寄附金	0	4	4	奨学寄附金の受入れ増によるもの
計	2,324	2,366	42	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,622	1,459	△ 163	
うち 人件費(退職手当を除く)	921	871	△ 50	
物件費	666	568	△ 98	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
退職手当	35	21	△ 14	
大学等評価経費	234	253	19	
学位授与審査等経費	87	88	1	
一般管理費	381	395	14	
うち 人件費(退職手当を除く)	229	217	△ 12	
物件費	144	178	34	環境整備などの施設整備等に充てたことによるもの
退職手当	8	0	△ 8	
計	2,324	2,197	△ 127	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

(別紙2)

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,354	(b) 2,188	(b)-(a) △ 166	
経常費用	2,354	2,188	△ 166	
業務等経費	1,619	1,380	△ 239	ペーパーレス化などの経費の削減によるもの
大学等評価経費	234	253	19	
学位授与審査等経費	87	88	1	
一般管理費	375	426	51	環境整備などの施設整備等に充てたことによるもの
減価償却費	39	40	1	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,354	2,188	△ 166	
運営費交付金収益	1,986	1,776	△ 210	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
大学等認証評価手数料	234	253	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	87	88	1	
資産見返物品受贈額戻入	21	21	0	
資産見返運営費交付金戻入	17	19	2	
雑収入	8	30	22	受託研究費の受入れによるもの
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

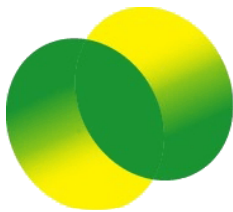
(別紙3)

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,324	(b) 2,373	(b)-(a) 49	
業務活動による支出	2,314	2,057	△ 257	
投資活動による支出	10	316	306	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	650	650	
資金収入	2,324	2,668	344	
業務活動による収入	2,324	2,367	43	
運営費交付金による収入	1,996	1,996	0	
その他の収入	328	372	44	
投資活動による収入	0	300	300	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

URL. <http://www.niad.ac.jp/>